

秋田城跡

- 政 庁 跡 -

2002年3月

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

秋田城跡

— 政 庁 跡 —

2002年3月

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所



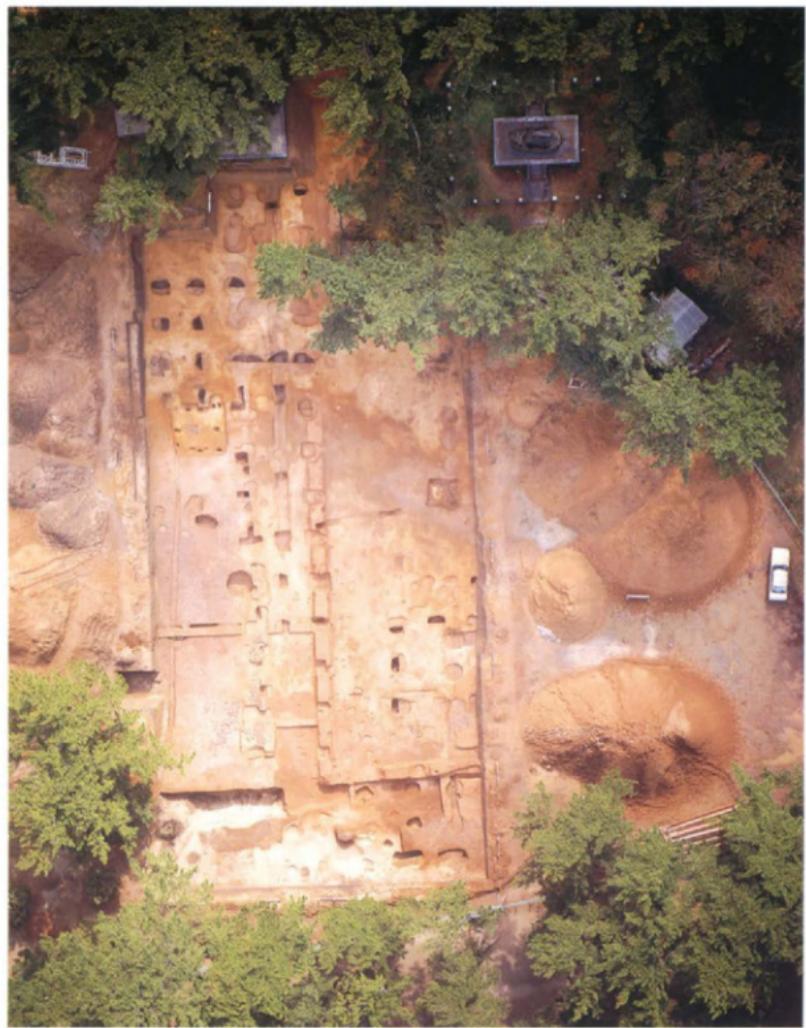
高清水丘陵航空写真



政府北東建物跡（第36次調査）



北辺柵地堀跡・一本柱列堀跡（第36次調査）



北辺・東辺焼地堀跡・一本柱列堀跡（第38次調査）



政庁東辺焼地壙跡（第38次調査）



政庁東門跡（第38次調査）



政庁東門跡・東辺築地塀跡（第38次調査）



政府 正殿跡・北辺築地堀跡（第40次調査）



政府 正殿跡（第40次調査）



政府 正殿跡（第40次調査）



正殿の柱穴に落ち込んだ焼壁（第40次調査）



荒壁の上に塗られた白土（白壁）（第40次調査）



政府南東部築地壙跡・一本柱列壙跡・材木壙跡（第41次調査）



政府南東部築地壠跡・一本柱列壠跡（第41次調査）

序

国指定史跡秋田城跡は古代の大規模な地方官庁の遺跡で、出羽国の政治・軍事・文化の中心地でした。

この遺跡にスポットライトが当てられたのは江戸時代後期からのことですが、研究が本格的に行われたのは明治以降のことです。先人の記録をもとに、多くの熱心な地方史研究家らが長年の研究の上に調査活動を行い、広く知られるようになり昭和14年9月7日に国の史跡に指定されました。

秋田城跡の本格的な調査が開始されたのは、昭和34年から37年までの国営による調査で、当時の成果として土壘に囲まれた内城（政府跡）の確認や付属寺院である四天王寺跡と考えられる建物跡群の発見など秋田城の解明に大きな前進が見られました。

昭和40年代になると史跡指定地周辺にも土地開発の波が押し寄せるようになり、秋田城跡の保存問題が深刻化してきました。そのため史跡の保護・管理、さらに実態究明を目的に秋田市教育委員会は昭和47年7月、秋田城跡調査事務所を設置し発掘調査を行ってまいりました。

このたび、この遺跡の保護と解明に取り組み始めてから30年をむかえる記念の年に、『秋田城跡－政府跡－』の報告書を刊行できますことは誠に喜びに堪えません。

本報告書は昭和57年度から延べ6年間にわたって実施してまいりました秋田城の中心である「政府」地域の発掘調査の記録、また文字資料、文献史料を収録してまとめたものです。

本書に収録された発掘調査記録等が全国の古代城柵官衙遺跡の研究に役立つとともに、広くご活用いただければ幸いです。

本報告書の刊行に当たり、ご指導、ご助言をいただきております文化庁、宮城県多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会をはじめとする関係各位に衷心より深く感謝申し上げます。

平成14年3月

秋田市教育委員会
教育長 飯塚 明

はじめに

秋田市寺内地内、通称高清水丘陵に所在する秋田城跡は、奈良、平安時代の城柵官衙遺跡である。

昭和14年9月7日、告示第410号により国の史跡に指定され、その後、昭和53年に神屋敷、兜塚の一部が追加指定されている。指定面積は893,733m²である。

秋田城の文献史料上の初見は『続日本紀』天平5年（733）12月26日条にある「出羽柵を秋田村高清水の岡に遷し置く・・・・」の記事である。その後、天平宝字4年（760）「阿支太城」の名前が初めて史料上に見え、このころ秋田城と名称が変わったと考えられる。

これまでの秋田城跡調査の歴史を振り返ると古くは近世後半、多くの先人達の調査研究があった。その後明治、大正から昭和の史跡指定に至るまでは地元の当時秋田中学校教諭の大山宏、内務省史跡名勝天然記念物係官であった柴田常恵、内務省の上田三平らの調査があり、詳細な測量調査、土器、瓦の分布などから大畠を中心に土壘が確認され、秋田城は寺内丘陵全体に広がることが確定されたのである。

本格的な調査のきっかけになったのは昭和33年幣切山の無断現状変更による秋田県、秋田市による緊急発掘調査であった。それを契機として、秋田城の解明と史跡の保護管理計画策定のため昭和34年から37年まで当時の文化財保護委員会（現文化庁）により国営調査が行われた。史跡内10地区の調査を行い政府の位置は護国神社境内であることや鶴ノ木地区に付属寺院である四天王寺があったことなど多くの成果を上げている。

昭和47年7月、秋田市教育委員会が秋田城跡発掘調査事務所を現地に設け、縦密な史跡の保存管理計画を策定する基本資料を得るために、年次計画に従い秋田城の構造や変遷を解明する発掘調査を実施することにしたのである。調査については全面的に宮城県の多賀城跡調査研究所の協力を得た。調査は最初、秋田城の外郭線を明確にすることを目的に行い、これまで土壘と考えられていた高まりが実は平城宮や多賀城と同じ築地土壘であることが判明した。まさに画期的なことであった。これまで秋田城は蝦夷征伐の拠点として軍事的な性格が強い施設と考えられていたが、このことにより行政官衙的機能を有する施設であることが判明したのである。さらに、西、北、南辺地区的の調査の結果、外郭は東西、南北それぞれ約550mの不整形方であることが判明した。政府跡の調査は、昭和57年から昭和62年まで実施され、その結果、区画施設の築地堀跡、柱列、正殿跡、正殿東建物跡などが発見された。区画施設の大きさから政府は東西94m、南北77mの範囲で6期の変遷が確認されている。

本報告書はその政府の調査成果を集大成したものである。また、資料編として出土文字資料、秋田城跡関係史料、国司等補任表を載せている。

本報告書の刊行にあたり、ご指導、ご助言をいただいている文化庁、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会などの関係各位、地元の方々および調査に従事された作業員の方々に心より感謝申し上げるものである。

例言

1. 本報告書は秋田城跡政府跡の正式報告書であり、昭和57年（1982）から昭和62年（1987）に秋田城跡調査事務所が実施した第36次・38次・40次・41次・49次発掘調査および、本報告書作製のため実施した補足調査（平成13年）の成果を収録したものである。

なお、政府跡に建立されている四石碑（「細野三千雄先生の碑」、「忠魂碑」、「満蒙開拓義勇軍慰靈碑」、「建国記念碑」）の部分については、発掘調査を実施しておらず、この地域については触れていない。当事務所がこれまで公表したものと見解が異なる場合は、本報告書の記述内容が優先するものである。

2. 遺物は実測図と写真によって示した。

3. 本報告書は、秋田市教育委員会文化課、秋田城跡調査事務所の下記の職員が分担執筆し、西谷隆が編集した。

はじめ	石郷岡誠一
第Ⅰ章 第1節・第2節	西谷 隆
第Ⅱ章 第1節・第2節	西谷 隆
第Ⅲ章 第1節・第2節	西谷 隆
第3節	小松正夫・進藤 靖
第Ⅳ章 第1節	小松正夫
第2節	西谷 隆
第Ⅴ章 第1節・第2節	石郷岡誠一
第Ⅵ章 第1節	日野 久
第2節	進藤 靖（一部『秋田市史 第7巻 古代 史料編』より転載）
第3節	伊藤武士
第4節	小松正夫
おわりに	石郷岡誠一
資料編	西谷 隆

4. 文字資料の判読・釈読は国立歴史民俗博物館副館長平川南氏の御教示による。なお、本報告書の資料の詳細については、『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅰ～Ⅲ』（昭和59年9月、平成9年3月、平成12年3月）、『平成11年度秋田城跡調査概報』（平成12年3月）に掲載している。

5. 挿図・表・図版の作成は西谷隆のほか、斎藤美幸・栗山佳子・高崎綠が行った。

6. 本書に掲載した地図は国土交通省国土地理院発行の地図を使用した。

（1／25,000 秋田西部・土崎、1／50,000 秋田）

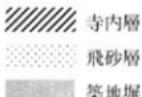
平成13年度 秋田城跡発掘調査体制

調査体制

秋田市教育委員会	教 育 長 飯塚 明	執筆分担者
秋田城跡調査事務所	所 長 石郷岡誠一	文化課長 小松 正夫
	主席主査 松下 秀博	課長補佐 日野 久
	主席主査 西谷 隆	主 事 伊藤 武士
	主 事 進藤 靖	
調査指導機関	宮城県多賀城跡調査研究所	

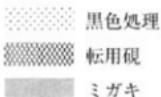
凡例

遺構



遺物

- 1 土器断面を黒く塗りつぶしたのが、須恵器である。
- 2 土器の性格の相違は下記スクリーントーンで表現した。



- 3 土器の表面付着物の相違は下記スクリーントーンで表現した。



- 4 調整技法・切り離し等の表記は下記のとおりである。

- 回転利用ケズリはケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はそのつど別記。
- ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
- 切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。
- 底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはそのつど別記。
- 実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1/3である。
- 赤褐色土器は、ロクロ使用の酸化炎焼成、非黒色処理の土器である。坏類については、ケズリ調整等の二次調整を施したものを作成B、無調整のものを作成Aに大別している。

目 次

例言・凡例

第Ⅰ章 遺跡の概要	1
第1節 遺跡の位置と立地	1
第2節 遺跡の現況と歴史的環境	4
第Ⅱ章 秋田城跡をめぐる研究史	10
第1節 研究略史	10
第2節 保護の歴史	13
第Ⅲ章 調査の経過と記録の方法	15
第1節 調査の経過	15
1 文化財保護委員会による調査	15
2 秋田城跡調査事務所の設置と調査	19
第2節 記録の方法	21
1 遺跡基準線と地区割設定の標示記号	21
2 遺構・遺物の表示方法	22
第3節 政府地区発掘調査の概要	24
1 第36次発掘調査	25
2 第38次発掘調査	25
3 第40次発掘調査	26
4 第41次発掘調査	28
5 第49次発掘調査	28
6 第77次発掘調査	29
7 第78次発掘調査	29
第Ⅳ章 主な検出遺構	30
第1節 整地地業	30
第2節 発見遺構	35
1 正殿跡	35
2 正殿南建物跡	40
3 北東建物跡	41

4	北西建物跡	47
5	正殿東建物跡	48
6	政府東門跡	49
7	築地塀跡	52
8	一本柱列塀跡	56
9	材木塀跡	61
10	竪穴住居跡	61
11	その他の遺構	65
第V章 出土遺物		70
第1節 各遺構出土遺物		70
1	建物跡出土遺物	70
2	区画施設出土遺物	75
3	竪穴住居跡出土遺物	78
4	土坑出土遺物	84
5	その他の遺構出土遺物	84
第2節 各層出土遺物		91
1	第1層暗褐色土層出土遺物	91
2	第2層黒色砂層出土遺物	91
3	第3層褐色砂層出土遺物	91
4	第4層整地粘土層上層出土遺物	94
5	第5層整地粘土層出土遺物	94
6	第6層整地層下炭化物層出土遺物	96
7	第7層黄褐色砂層出土遺物	96
8	第8層赤褐色土層出土遺物	96
9	第9層崩壊土層出土遺物	96
10	第10層崩壊瓦層出土遺物	96
11	第11層崩壊瓦下層出土遺物	99
12	第12層褐色砂層出土遺物	99
13	第13層地山飛砂層出土遺物	99

第VI章 考察	102
第1節 遺構期の設定と建物配置	102
第2節 遺物	115
1 秋田城跡の基準土器と編年	115
2 各遺構期の年代比定資料の検討	126
第3節 政府の変遷	137
第4節 政府の機能と性格	143
おわりに	148
図版	149

資料編

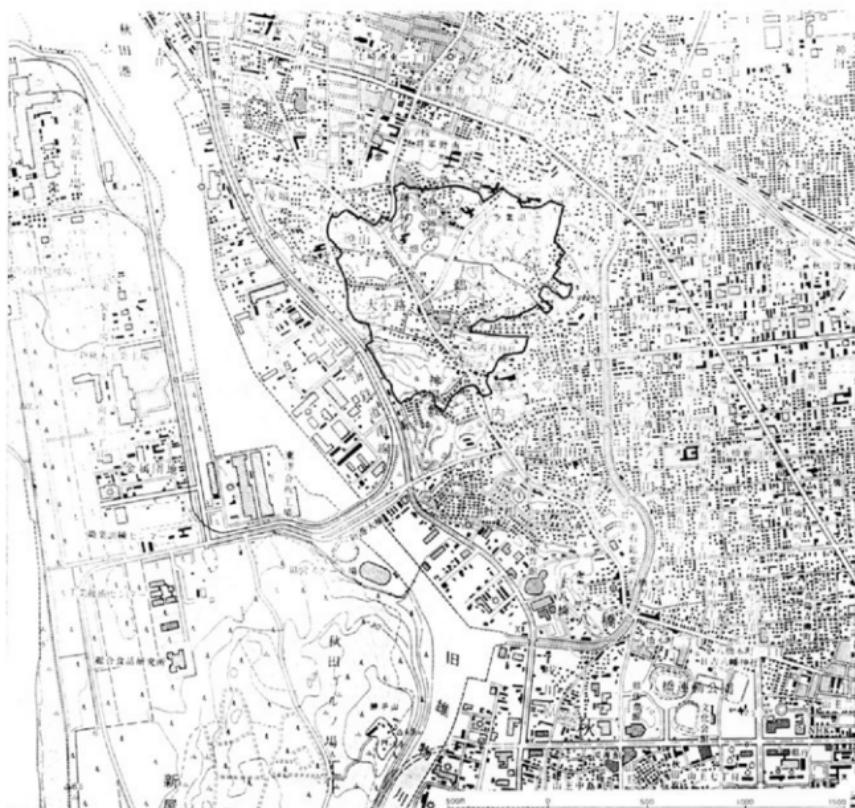
1 出土文字資料（漆紙文書・木簡・墨書き器）	(2)
2 秋田城関係史料	(68)
3 官人補任表	(87)
4 秋田城跡政府遺構実測図	

第Ⅰ章 遺跡の概要

第1節 遺跡の位置と立地

史跡秋田城跡は、秋田県秋田市寺内字大畑・焼山・大小路・鶴ノ木・高野・児桜・堂ノ沢・神屋敷、秋田市将軍野南一丁目、秋田市土崎港南三丁目に所在する。

遺跡の位置はおおよそ、北緯 $39^{\circ}44'20''$ 、東經 $140^{\circ}05'00''$ で、秋田県の西中央部に位置する秋田平野の中央部、JR奥羽本線秋田駅から直線で北西へ5kmの地点にある。遺跡は雄物川河口右岸の高清水丘陵あるいは寺内丘陵と呼称される丘陵、標高30~50mの高さに営まれている。



第1図 遺跡位置図

秋田城の立地する高清水丘陵は、秋田平野と日本海の間に位置する低位丘陵で、北北西—南南東に延び、延長約3km、幅約800mの河食段丘である。標高約40m級の段丘面を残し、北部と西部の一部で飛砂が覆っている。

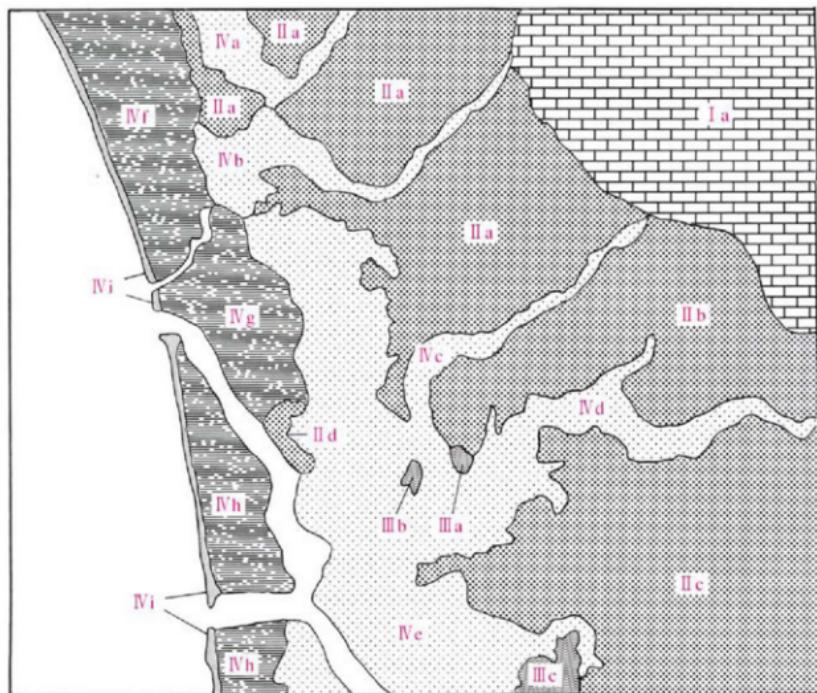
雄物川は、かつて丘陵の西縁に沿って北流し日本海に注いでいたが、その後大正6年から昭和13年の直路開削工事により新放水路が完成し、旧流水路は秋田運河(旧雄物川)と呼ばれている。

高清水丘陵と同様な河食段丘は海岸沿いに点々と続いているが、南は大森山丘陵、勝平山丘陵、北は中野丘陵などがあり、秋田平野内では、千秋公園・飯岡山・長岡などに丘陵が分布している。いずれの丘陵もその基盤をなす地層は今から500万年前から始まり、200万年前まで続く新生代第三紀「鮮新世」の天徳寺層や、これに整合(一部不整合)する上位の笹岡層である。高清水丘陵では、これらの第三紀層を覆った、今から200万年前に始まる新生代第四紀「更新世」の湯西層(寺内層)が最上部の地層として現れている。天徳寺層は暗灰色から灰色の泥岩やシルト岩から構成され、笹岡層はシルト岩や砂質シルト岩、そして上方に漸次砂質化する細微粒の砂岩から構成されている。一部、旧自治研修所東崖下より丘陵東縁部にかけて露出し、一部は旧雄物川岸および空素沼岸にもわずかに露出している。

一方、湯西層は第三紀層を不整合に被覆した淡水成層であり、礫、砂および泥から構成される凝固度の弱い良帶水層となっている。この層が地表に現れているところは、児桜・鶴ノ木・勅使館地区などである。丘陵の北—北東および西部の一部では、この湯西層および直上の土壌を覆うように海岸飛砂が堆積している。勝平山丘陵の砂丘砂は新しい時期のものとみられ、雄物川筋を越えて北へはおよんでいない。高清水丘陵に残るのは古い時期の砂層と考えられる。丘陵斜面や周縁には小さい池沼が数多く分布する。高度は12m~39mの間でいずれも谷水や自然湧水を貯えたものである。丘陵を構成する湯西層は孔隙性、浸透性が共に高く地下水を貯留するのに好適である。基底疊層が最も重要な滲水層で、その下位の笹岡層との境界面は地下水流动面となり、ところによっては被圧地下水となっている。ただ、この面は不整合面で大きく凹凸をなしており、その凹所に集水する。地下水が層理や割れ目より湧水した部分は、現在、将军野・大小路・鶴ノ木・焼山地区などにみられ、特に大小路地区にある湧水は「高清水」として有名である。

参考文献

- 経済企画庁 『土地分類基本調査 地形・表層地層・土壤—秋田—5万分の1』 1966年
藤岡一男 「秋田城時代の地学的自然環境について」 『秋田考古学』第37号 1981年
秋田県教育委員会『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書XX—蟹子沢遺跡—』 秋田県文化財
調査報告書第261集 1996年



仁別山地 (I a)

一山 地



上新城丘陵 (II a)・羽黒山丘陵 (II b)・和田丘陵 (II c)・高清水丘陵 (II d) 一丘陵地



手形山台地 (III a)・千秋公園台地 (III b)・御所野台地 (III c)

一台 地



馬踏川低地 (IV a)・新城川低地 (IV b)・旭川低地 (IV c)
太平川低地 (IV d)・秋田低地 (IV e)

】

低地および砂丘地



天王砂丘地 (IV f)・土崎砂丘地 (IV g)・勝平山砂丘地 (IV h)



海岸低地 (IV i)

第2図 地形区分図

第2節 遺跡の現況と歴史的環境

1) 遺跡の現況

史跡秋田城跡指定地の字名は、寺内字大畑、鶴ノ木、焼山、大小路、神屋敷、児桜、高野、堂ノ沢、さらに將軍野南一丁目、土崎港南三丁目の地域にわたり、その指定面積は約893,733m²で、その約60%が山林および畑、約30%が宅地である。

秋田城跡調査事務所による発掘調査は、昭和47年(1972)から実施しており、2001年で第6次5ヶ年計画の最終年次にあたる。これまでに調査を実施した面積は、55,673m²で、遺跡面積の6.2%にあたり、長期計画で予定している発掘調査面積(150,000m²)の37.1%にあたる。

寺内一帯は、標高50m以下の微高な独立した高清水丘陵である。この丘陵は、日本海岸に隣接し北西からの季節風を受けて、北西部は2m～10mの飛砂に覆われている。丘陵北方は、中世の港町として栄えた安東氏の居城として知られる湊城が存在した土崎(秋田港)がある。西には旧雄物川が高清水丘陵直下にあり、約2kmで日本海に至る。丘陵東側の泉地区は宅地化が進み、その面影はほとんどなくなってしまったが、明治・大正まで条里制遺構(註1)に関わる地名が残っており、「一ノ坪」「八丁」とよばれた田園地帯であった。秋田城跡の外郭を区画する築地塙跡は、土壘状の痕跡として現在も東辺および西辺一部に残存している。東辺は、旧高清水小学校グラウンド南側の通称ガンコヤマ(鷹子山 註2)の丘陵を東南端とし、グラウンドとその北側に位置する畠地の東端を北上し、旧秋田県自治研修所と空素沼西端部とに挟まれた空地の北端まで達している。このうち、グラウンド南東部の築地塙跡が畠地耕作の際多少削平され、高さ50cm、幅2.1mの高まりとして残存している。西辺では、焼山地区北西部で西方へ舌状に張り出した丘陵の南斜面を北端とし、標高40mの等高ラインに沿って、秋田市水道局資材管理センター前を通る市道まで達している。この市道と交叉する地点には外郭西門が想定されるが、まだ未検出である。築地塙跡の高まりは西辺では高さ0.9m～1.5mで残存し南下、南端部では東に屈曲することが判明した。南辺では、東辺、西辺のように地形的な観察では確認されないが、南緩斜面の畠地で東西に走る築地塙跡が発見されている。外郭南門については推定地の調査を実施していないため確認されていない。北辺中央部は、昭和30年代の宅地造成によって旧地形が削平されたため遺存していないが、西側の一部は松林の中に低い土手状となって確認できる。なお、外郭築地塙跡のうち東門付近は発掘調査結果に基づいた保存整備が行われ、東門や築地塙、大路などが復元・標示されている。外郭築地で囲まれた城内の大部分は標高40m以上の丘陵になっており、現在この平坦部分には護国神社や水道局資材管理センター、旧高清水小グラウンド、運動広場(旧高清水中学校跡地)などの他、東西には若干の畠地、これ以外は住宅地となっている。外郭築地塙跡の北西部から南西方向に通称旧国道と言われている市道土崎保戸野線が走り、平坦地はこれによって分断されている。

今回報告する政府跡は、城内の中央よりやや南西寄りに位置している。

2) 歴史的環境

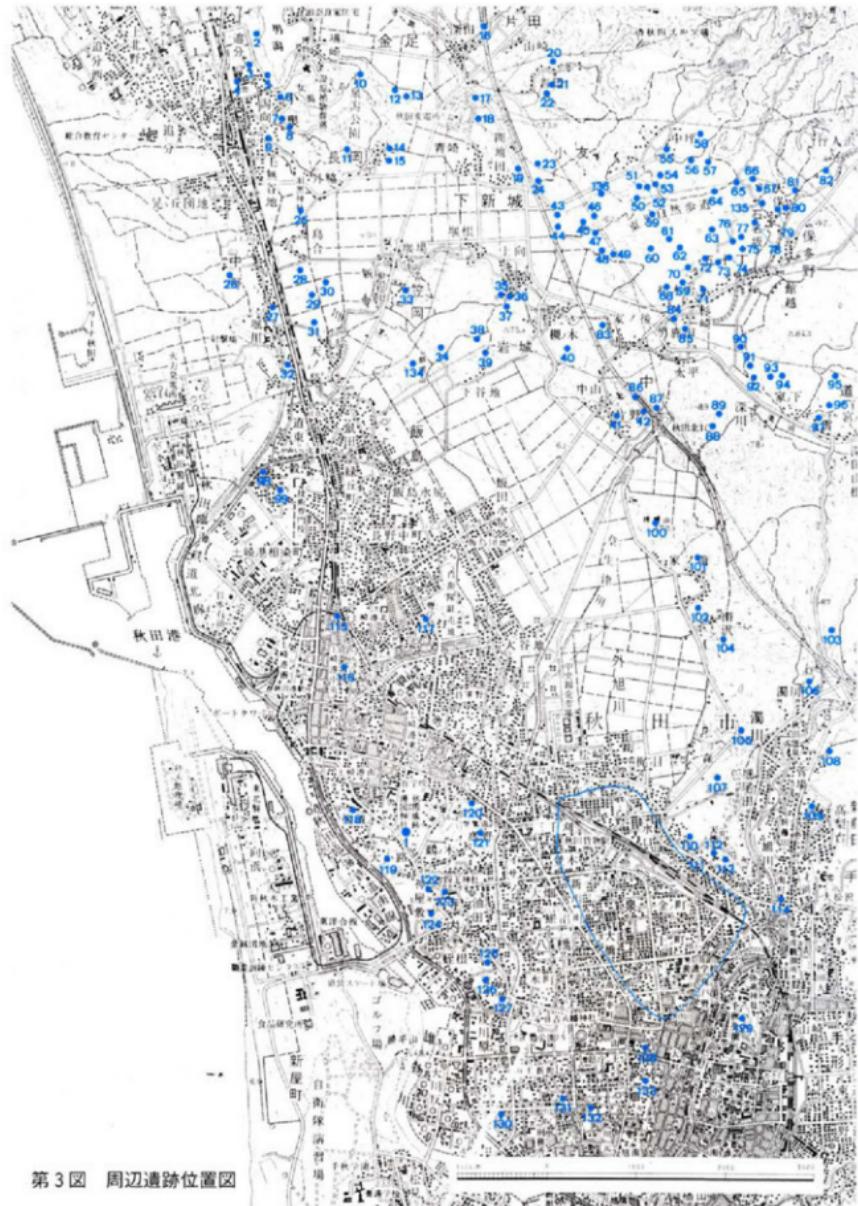
秋田市では、昭和61年から63年にかけて行われた詳細分布調査(註3)とその後の調査によって373ヶ所の遺跡が確認されている。遺跡の分布状況は、新城川周辺以北、旭川、太平川流域等、市の北・東部に濃密に分布する。立地状況は山間部の館跡、須恵器・瓦窯跡を除外すると、舌状台地、丘陵端部に集中している。秋田城跡(1)周辺(第3図幅南北13km、東西8km)には135遺跡が登録されており、そのほとんどの遺跡が新城川によって形成された河岸段丘上、上新城丘陵上に分布している。ここでは、奈良・平安時代を中心に概観する。

遺跡詳細分布調査で集落跡と考えられる遺跡は、待入Ⅲ遺跡(16)、長面Ⅰ遺跡(136)、末沢遺跡(45)、羽田台Ⅱ遺跡(44)、家ノ前Ⅰ遺跡(57)、保多野Ⅰ遺跡(81)、保多野Ⅱ遺跡(82)、松木台Ⅱ遺跡(69)、片野Ⅰ遺跡(86)、片野Ⅱ遺跡(41)、鼻コシリ遺跡(42)、五百刈沢遺跡(87)、蟹子沢遺跡(106)、後城遺跡(118)、下野遺跡(130)、桑ノ木Ⅱ遺跡(92)、山ノ下Ⅱ遺跡(94)、雷Ⅱ遺跡(97)、山崎遺跡(24)、などであるが、調査が実施されたのはわずかである。この中には、片野Ⅰ遺跡のように広範囲の面積を調査(註4)しながら、一軒の竪穴住居跡しか発見できない例もある。また、秋田城跡の西約500mに位置する後城遺跡は、飛砂に埋もれた32軒の竪穴住居跡が発見された(註5)が、8世紀前半の土器や瓦片が出土することから、秋田「出羽櫛」造営に深く関わった集団生活の場と考えられる。

次に、奈良・平安時代の墳墓遺跡としては、「佛」の墨書がある赤褐色土器が出土した神屋敷遺跡(124)があるが詳細な位置については不明である。土地造成に伴う土取り作業中に発見され、土坑内から骨片を含んだ焼土・炭化物と赤褐色土器が認められている(註6)。

生産遺跡については、上・下新城地区の丘陵部に所在する新城川水系で末沢窯跡群(59)、秋田城の須恵器、瓦を焼成した谷地Ⅱ遺跡(60)・大沢窯跡Ⅰ(61)、大沢窯跡Ⅱ(62)、小林窯跡(63)、右馬之丞窯跡(40)、が所在し、13基の窯跡が確認されている。また、旭川流域では添川で秋田城の須恵器、瓦を焼いた9世紀前半の古城廻窯跡、手形山では8世紀中頃～9世紀前半の手形山窯跡が調査されている。

条里制として一ノ坪条里制造構がある。昭和33年(1958)に虎尾俊哉によって調査が行われたもので、秋田市泉地区から保戸野地区にまたがる範囲である。両地区は、大正年間に耕地整理が行われており、現地表面に地割りの痕跡は全くない。



第3図 周辺遺跡位置図

遺 跡 地 名 表

番号	遺 跡 名	所 在 地	時 代	種 別
1	秋田城跡	寺内字大畠地	奈良・平安	城柵・官衛
2	湯向Ⅳ	金足小泉字湯向	弥生	遺物包含地
3	金足農高北	金足追分字海老穴	縄文	遺物包含地
4	金足農高	金足追分字海老穴	縄文	遺物包含地
5	湯向Ⅲ	金足小泉字湯向	縄文	遺物包含地
6	湯向Ⅱ	金足小泉字湯向	弥生	遺物包含地
7	耳取Ⅰ	下新城長岡字耳取	弥生	遺物包含地
8	耳取Ⅱ	下新城長岡字耳取	縄文	遺物包含地
9	追分駿東	下新城長岡字毛無谷地	縄文・奈良・平安	遺物包含地
10	箱館	金足禹崎字箱館	中世	城館
11	長岡館	下新城長岡字長岡	中世	城館
12	竹子山Ⅰ	金足禹崎字箱館	奈良・平安	遺物包含地
13	竹子山Ⅱ	*	平安	遺物包含地
14	熊野田	下新城長岡字熊野田	縄文・平安	遺物包含地
15	長岡	下新城長岡字長岡	奈良・平安	遺物包含地
16	待人Ⅲ	金足片田字待人	奈良・平安・中世	遺物包含地
17	梵天長根	金足禹崎字二ツ森	縄文	遺物包含地
18	青崎	下新城青崎字折沢	縄文	遺物包含地
19	蚕沢	下新城小友字蚕沢	縄文・奈良・平安	遺物包含地
20	羽中	金足吉田字羽中	奈良・平安	遺物包含地
21	松ノ下Ⅰ	金足吉田字松ノ下	奈良・平安	遺物包含地
22	松ノ下Ⅱ	金足吉田字松ノ下	奈良・平安	遺物包含地
23	箱館	下新城小友字箱館	中世	城館
24	山崎	下新城小友字山崎	平安	集落
25	羽黑神社宝鏡印塔	下新城中野字前谷地	中世	宝鏡印塔
26	街道端西	下新城中野字街道端西	平安	遺物包含地
27	堀川Ⅰ	鶴島字堀川	奈良・平安	遺物包含地
28	乳食	下新城中野字乳食	奈良・平安	遺物包含地
29	雀島	鶴島字雀島	奈良・平安	遺物包含地
30	島下り	下新城芝岡字島下り	奈良・平安	遺物包含地
31	芋田	鶴島字芋田	平安	遺物包含地
32	堀川Ⅱ	鶴島字堀川	奈良・平安	遺物包含地
33	笠岡船	下新城芝岡字堀場	中世	城館
34	源内沢Ⅰ	下新城岩城字源内沢	縄文	遺物包含地
35	福城寺宝鏡印塔	下新城岩城字下向	中世	宝鏡印塔
36	福城寺臨弁財天碑	*	根碑	
37	岩城館	*	中世	城館
38	源内沢Ⅱ	下新城岩城字源内沢	縄文	遺物包含地
39	岩城大沢	下新城岩城字大沢	縄文	遺物包含地
40	右馬之系窪跡	下新城岩城字右馬之系	奈良・平安	窪跡
41	片野Ⅱ	上新城中字片野	縄文・平安	遺物包含地
42	祭コシリ	上新城中字象コシリ	奈良・平安	遺物包含地
43	塙田沢	下新城小友字塙田沢	奈良・平安	遺物包含地
44	羽田台Ⅱ	下新城小友字羽田台	奈良・平安	遺物包含地
45	末沢	下新城岩城字末沢	奈良・平安	遺物包含地
46	羽田台Ⅰ	下新城小友字羽田台	縄文	遺物包含地
47	末沢Ⅰ	下新城岩城字末沢	奈良・平安	遺物包含地
48	末沢Ⅱ	下新城岩城字末沢	奈良・平安	遺物包含地
49	谷地Ⅰ	下新城岩城字谷地	奈良・平安	遺物包含地
50	長面V	下新城小友字長面	平安	遺物包含地
51	長面Ⅱ	下新城小友字長面	中世	遺物包含地
52	長面Ⅲ	下新城小友字長面	縄文	遺物包含地
53	長面Ⅳ	下新城小友字長面	中世	遺物包含地
54	家ノ前Ⅱ	下新城小友字家ノ前	奈良・平安	遺物包含地
55	家ノ前館	下新城小友字家ノ前	中世	城館
56	猿田沢Ⅱ	下新城小友字猿田沢	奈良・平安	遺物包含地
57	家ノ前Ⅰ	下新城小友字家ノ前	平安	遺物包含地
58	猿田沢Ⅰ	下新城小友字猿田沢	奈良・平安	遺物包含地
59	末沢窪跡群	下新城岩城字末沢	奈良・平安	窪跡
60	谷地Ⅱ	下新城岩城字谷地	縄文・奈良・平安	窪跡・集落
61	大沢窪跡Ⅰ	上新城中字大沢	奈良・平安	窪跡
62	大沢窪跡Ⅱ	上新城中字大沢	奈良・平安	窪跡
63	小林窪跡	上新城五十丁字小林	奈良・平安	窪跡
64	羽鳥沼Ⅰ	上新城石名坂字羽鳥沼	奈良・平安	遺物包含地
65	羽鳥沼Ⅱ	上新城石名坂字羽鳥沼	縄文	遺物包含地
66	石名坂館	上新城石名坂字堂ノ前	中世	城館
67	龍泉寺跡	上新城石名坂字堂ノ前		寺社跡
68	大沢	上新城中字大沢	奈良・平安	遺物包含地

69	松木台Ⅱ	上新城中字松木台・五十丁字小林	绳文・奈良・平安	遺物包含地
70	松木台Ⅲ	上新城中字松木台	绳文	遺物包含地
71	上新城中学校	上新城五十丁字小林	绳文	土礫點・集石遺構
72	小林Ⅱ	上新城五十丁字小林	奈良・平安	火葬墓
73	小林Ⅰ	上新城五十丁字小林	绳文・奈良・平安	遺物包含地
74	小林Ⅲ	上新城五十丁字小林	绳文・奈良・平安	遺物包含地
75	堂ノ前Ⅱ	上新城石名坂字堂ノ前	绳文・中世	遺物包含地(城館)
76	堂ノ前Ⅰ	上新城石名坂字堂ノ前	奈良・平安	遺物包含地
77	堂ノ前館	上新城石名坂字堂ノ前	中世	城館
78	堂ノ前Ⅲ	上新城石名坂字堂ノ前	绳文・奈良・平安	遺物包含地
79	桂沢	上新城石名坂字桂沢	绳文	遺物包含地
80	大保	上新城保多野字大保	绳文・奈良・平安	遺物包含地
81	保多野Ⅰ	上新城保多野字大保	绳文・奈良・平安	遺物包含地
82	保多野Ⅱ	上新城保多野字大保	绳文・奈良・平安	遺物包含地
83	堂ノ前	上新城中字堂ノ前	平安	遺物包含地
84	杉崎12号	上新城五十丁字杉崎	绳文	遺物包含地
85	杉崎13号	上新城五十丁字杉崎	绳文	遺物包含地
86	片野Ⅰ	上新城中字片野	绳文・平安	遺物包含地
87	五百刈沢	上新城道川字五百刈沢	奈良・平安	遺物包含地
88	貝布沢	上新城道川字貝布沢	绳文	遺物包含地
89	五六沢	上新城道川字五六沢	奈良・平安	遺物包含地
90	杉崎15号	上新城五十丁字芋地	绳文	遺物包含地
91	桑ノ木Ⅰ	上新城道川字桑ノ木	平安	遺物包含地
92	桑ノ木Ⅱ	上新城道川字桑ノ木	奈良・平安	遺物包含地
93	山ノ下Ⅰ	上新城道川字山ノ下	绳文	遺物包含地
94	山ノ下Ⅱ	上新城道川字山ノ下	平安・中世	遺物包含地
95	牛沢	上新城道川字牛沢	奈良・平安	遺物包含地
96	雷Ⅰ	上新城道川字雷	奈良・平安	遺物包含地
97	雷Ⅱ	上新城道川字雷	奈良・平安	遺物包含地
98	穀Ⅰ	飯島字穀Ⅰ	中世	遺物包含地
99	雲祥院宝篋印塔	飯島字穀Ⅰ	中世	宝篋印塔
100	尼館	外旭川字簾台	绳文・奈良・平安・中世	遺物包含地・城館
101	董河船	外旭川字ノ前	绳文・中世	遺物包含地・城館
102	南沢	外旭川字南沢	绳文・奈良・平安	遺物包含地
103	太田	添川字太田	奈良・平安	遺物包含地
104	三ノ堰	外旭川字三ノ堰	绳文・平安	遺物包含地
105	大堤	外旭川字大堤	绳文	遺物包含地
106	鰐子沢	濁川字鰐子沢	绳文・平安	集落
107	大堤船	濁川字鰐子沢・山崎	绳文・中世	遺物包含地
108	地ノ内Ⅰ	添川字地ノ内	绳文	遺物包含地
109	高梨台	新藤田字高梨台	绳文	遺物包含層
110	山崎船	外旭川字山崎	中世	城館
111	一ノ坪条里製造構	泉一ノ坪・保戸野八丁	奈良・平安	条里製造構
112	万圓山天德寺	泉三ノ坪根	近世	社寺
113	三嶽根	泉三嶽根	绳文・平安	遺物包含地
114	如斯亭	旭川南町	近世	庭園
115	寺小山	上崎港中央七丁目	绳文	遺物包含地
116	浜城跡	上崎港北三丁目	中世	城館
117	駿立聖學校	上崎港北二丁目	绳文	遺物包含地
118	後城	寺内字後城地内	奈良・平安・中世	集落跡
119	菅江真澄墓	寺内字大小路	近世	墓地
120	高野	寺内字高野	奈良・平安	遺物包含地
121	鬼桺貝塚	寺内字鬼桺	绳文	貝塚
122	根飯山	寺内字神屋敷		古墳擬定地
123	寺内城廻跡	寺内字堂ノ沢	近世	窓跡
124	神屋敷	寺内字神屋敷		古墳擬定地
125	蛭根	寺内字蛭根		塚
126	全具寺官修墓地	八橋字下八橋	近代	墓地
127	下八橋	八橋字下八橋	奈良・平安	遺物包含地
128	当福寺石造物	旭北柴町	中世・近世	宝篋印塔・板碑
129	久保田城跡	千秋公園・千秋明徳町	近世	城郭
130	下夕野	川尻大川町	平安・中世	集落跡
131	鶴磯所跡	山王六丘目	平安・近代	遺物包含地
132	瑞子山	川元松丘町地	绳文	遺物包含地
133	妙月寺阿弥陀仏碑	旭北寺町		板碑
134	飯岡船	飯島字飯岡	中世	城館
135	堂ノ前Ⅳ	上新城石名坂字堂ノ前	绳文・奈良	遺物包含地
136	長面Ⅰ	下新城小友字長面	奈良・平安	遺物包含地

* 72については、削平されており現在位置不明

- 註1 虎尾俊哉 「秋田市北郊の条里制造構－条里制施行の北限設定の試み－」
 　　『日本上古史研究4卷3号』 1960年
- 註2 内田武志編 「菅江真澄隨筆集」「水の面影」
- 註3 秋田市教育委員会 「秋田県秋田市遺跡分布調査報告書」 1989年
- 註4 平成4年～平成6年に秋田自動車道（秋田外環状道路）建設工事に伴う発掘調査が実施された。
- 註5 昭和53年に宅地造成事業に伴う工事で発掘調査が実施された。
- 註6 現場に立ち会った豊島昂氏が昭和31年に國學院大學考古学会報に報告している。

参考文献

- 秋田県教育委員会 「秋田県遺跡地図（中央版）」 1990年
- 秋田市 「秋田市史 第7巻 古代史料編」 2001年
- 秋田県教育委員会 「秋田外環状道路建設工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書II 特入Ⅲ遺跡」 1992年
- 船木義勝・泉広宣 「秋田市松木台II遺跡の須恵器」『秋田県立博物館研究報告』第18号 1993年
- 秋田県教育委員会 「秋田外環状道路建設工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書IV 片野I遺跡」 1996年
- 秋田市教育委員会 「秋田市蟹子沢遺跡」 1995年
- 秋田市教育委員会・有限会社秋田地所 「後城遺跡発掘調査報告書」 1981年
- 秋田市教育委員会 「秋田市 下夕野遺跡」 1979年
- 秋田県教育委員会 「山崎遺跡発掘調査報告書」 1992年
- 豊島 昂 「墨書き土師器新例」『国大考古学会会報』第43号 國學院大學考古学研究会
 　　1956年
- 秋田県 「秋田県史」考古編 1960年
- 伊藤武士 「秋田城周辺須恵器窯の動向」『秋田考古学』第46号 秋田考古学協会 1998年
- 上法香苗 「秋田市上新城の古代窯跡について」『秋田考古学』第7号 秋田考古学協会
 　　1957年
- 秋田市史編さん室 「古城廻窯跡調査報告書」秋田市史叢書I 1997年
- 秋田考古学協会 「手形山窯跡」 1975年

第Ⅱ章 秋田城跡をめぐる研究史

第1節 研究略史

秋田城の文献史料上の初見は、「続日本紀」天平5年(733)12月26日条「出羽柵 秋田村高清水岡遷置」で、「出羽柵」を移転し北進させ、「出羽柵」を秋田村高清水岡に遷し置いたことを記載したものである。ついで、「大日本古文書25巻」の天平宝字4年(760)3月19日「丸部足人解」の「阿支太城」とあるように、この頃秋田「出羽柵」から秋田城に改称されたことがわかる。以後、「秋田城」の名称は、11世紀中頃までその名が散見できる。その後多くの研究者によって文献上の解釈を中心に論議がなされてきた。これまでの研究成果を整理しておきたい。

1) 近世における研究

遺跡としての秋田城を記述した最も古い文献は、宝暦10年(1760)頃に書かれた『出羽国風土略記』(進藤重記)に「秋田に二城ありき。一城は今之湊の城跡なるべし(中略)。秋田今之城地勢高し、上古は高清水岡と云けるを城地と成し、故に今其名なき(中略)追考當城の内に高清水の城柵あり當城より北にあたる。」と論じ、場所は不明ながらも高清水岡上に秋田城跡が存在していたことを示した。その後、明和年中(1764~1771)に寺内村古四王神社の權宜 錄田正家の祖父である録田正苗が刊行した『寺内古蹟記』に、「勅使館 古四王社より二丁斗り、申し方なり。天平年中出羽國秋田なればとて今も勅使館と人々号す。(以下略)」とし、勅使館が秋田城であるとの認識を示している。前述した録田正家に滞留していた紀行家 菅江真澄は、正家等から寺内村の由緒を聞き、古老から聞き取り調査を実施した。そして、文化9年(1812)頃に刊行した『水の面影』に、「畠中の徑に入れば、城という處あり。ここは古は前城町、後城町とて肆ありき。(中略) 南に前城町の跡あり、北に後城町の跡あり。そが中に崎地あり、旧城の跡といふ。(中略) こは此古城の跡こそ高清水の岡にて(以下略)。」とし、古四王神社から北側に見える小高い山を高清水の岡と考えていた。

これ以降、秋田城跡・出羽柵跡に触れているものに、文政6年(1823)に記された『秋田千年瓦』(黒澤道形)や天保14年(1843)に記された『寺内村記』(高階貞房)等があり、高清水の地に秋田城を想定している。

2) 近代以降の研究

近代に入ってからは、その初期の段階で、秋田城跡についての目立った研究や紹介はみられない。しかし、明治30年(1897)に至り、「秋田城古跡考」(狩野徳蔵)で、「天平五年に出羽國(柵の誤りか)秋田村高清水岡に移すとあり、是れ秋田城濫觴なり、方今南秋田郡寺内村に在る俗に勅使館と称するもの即ち其古跡なり 千余歳を経て現今に至るまで壘(堀)壁依然として存在也り(後略)。」と、勅使館を秋田城跡と考え同所を観察し、その様子を詳細に述べている。明治30年代から秋田県立秋田中学校に勤務した大山宏は、教職の傍ら寺内村に幾度となく通い、地名・神社仏閣などの資料を分析し、丘陵の現状を調査した。そして、秋田城=寺内説を結論付けていった。さらに、明治40年(1907)

に刊行された『大日本地名辞書－河辺郡・南秋田郡－』（吉田東伍）に

「高泉郷　（前略）秋田高清水岡は、天平五年十二月、出羽櫛を遷されし地なり、今の寺内古城山、その遺址とす。（後略）」

秋田城趾　今、寺内村高清水の地に遺跡あり、本丸と覺しき處は偃月形をなして、南北六十間東西十五間許あり、二之丸は二丈許低し、俗に古城山ともいふ（後略）」

とし、勅使館を当初の秋田城跡と考え、その後の国府移転説についても文献を引用し述べている。

他に明治40年（1907）秋田魁新聞紙上に『秋田城考』（橋本宗彦）が発表され、寺内丘陵（高清水丘陵）全体を秋田城趾とする説を述べている。勅使館＝秋田城跡とする説から高清水丘陵全体を秋田城とする説も少しずつながら出てきたのである。

大正時代に入ると、秋田城跡をめぐる問題に取り組む地方研究者を多く輩出した。『秋田の土と人』（安藤和風）、『秋田城趾に就て』（武藤一郎）、『秋田城考』（栗田茂治）、『秋田城趾畧考』（大山宏）で、勅使館を秋田城の付属施設と考え、高清水岡全体が秋田城跡であり、土壘も一部確認されてきたことから、文献とともに遺構や遺物などの資料から分析を行ってきた。このような地元の盛り上がりが芽生えてきた、大正13年（1924）9月に内務省史跡名勝天然記念物係官 柴田常恵が来秋した。彼は、地元の研究者数名と県職員を伴い、詳細な測量調査、現地調査、遺物の分布状況や土壘の痕跡確認などを実施した。これは、秋田城の位置・範囲を確定付ける調査であった。この調査をもとに、昭和2年（1927）秋田師範学校 栗田茂治、佐々木三治郎らが踏査研究を行い、さらに、県の史跡名勝天然記念物調査員であった大山宏は、昭和6年（1931）測量技師2名を従えて、高清水丘陵全域と、土壘遺構が遺存していた約1.2kmにわたる部分の測量を行い、秋田城趾附近実測図が作成された。翌7年『秋田城趾に就いて』の論文を「秋田縣史蹟調査報告 第一輯」に発表した。この土壘測量図は、現在発掘調査で確認されている外郭築地塀跡とほぼ一致している。こうした現地調査が実を結び、昭和10年（1935）8月、史蹟調査のベテランである文学博士 萩野伸三郎が来県し、実地調査を行い、史跡指定申請が行われた。そして、昭和10年10月文部省史蹟調査会の史跡指定の承認を受け、昭和14年9月7日付けの官報告示を以って国指定史跡となった。その後、社会情勢が変化するなかで、秋田城は重要な遺跡であるという認識はあったが、具体的な動きはほとんどなかった。

秋田城跡の発掘調査は、昭和33年（1958）秋田市将軍野（通称 幣切山）地内の宅地造成による無断現状変更が発端となった。所有者が丘陵地北側の幣切山を宅地造成のため、工事を行ったところ、多数の遺物が出土した。これにより秋田県教育委員会と秋田市教育委員会合同の発掘調査が実施されたのである。調査の結果、この地域から土壘跡やカマド跡等の多くの遺構が存在していることが明らかとなった。この発掘調査によって秋田城は、広く世に知られることとなったのである。

秋田城附近実測圖



第4図（昭和7年「秋田縣史蹟調査報告 第一輯」より）

第2節 保護の歴史

秋田城跡の調査研究は、前述したとおり多くの先学者によって行われた。しかし、丘陵内における秋田城の位置・範囲等は明確ではなく裏付けとなる資料も少なかった。明治30年代から昭和10年代まで秋田県立秋田中学校教諭で、県の史跡名勝天然記念物調査員でもあった大山宏は、高清水丘陵に着目し、くまなく調査した。彼の研究は、その後も積み重ねられていき、郷土史家 真崎勇助、東山太三郎等もこれに共鳴し、さらに魁新報の記者、社長として活躍した安藤和風は大山宏等とともに秋田史談会を結成し、地元での調査活動研究が進められていった。

安藤和風は内務省に史跡指定の促進運動を繰り返し働きかけた。大正13年(1924)9月、内務省史跡名勝天然記念物係官 柴田常惠が来県し、詳細な現地調査を行った。この調査の重点は、秋田城の位置・範囲の確定であった。秋田城の範囲は、当時の丘陵のほぼ全体とする説、また、勅使館を秋田城とする説があり、これらを確認するための現地調査でもあった。現地調査の方法としては、地表面で採取できる土器・瓦の分布状況や土壘の痕跡を確認することであった。当時、土壘が最も良好に残っていたのは勅使館で、地元でも独立した小高い山となって、地表面からも高く山を囲み、深い空堀がめぐる状況が観察されていた。このことから、当時は勅使館=秋田城説が主張されていたが、勅使館の規模が小規模であることから、柴田常恵・大山宏らは疑問を持っていた。柴田らによって実施された詳細な測量調査では、大堀を中心に土壘の痕跡が確認され、秋田城の範囲は寺内丘陵のほぼ全体に広がることとなった。この調査をもとに、昭和2年(1927)、秋田師範学校 栗田茂治、佐々木三治郎が3日間の現地調査を行い、さらに昭和6年(1931)、内務省嘱託 上田三平、さらに県の史蹟名勝天然記念物調査会委員となった大山宏は、昭和6年(1931)畠山技師及び測量技師2名を従えて、高清水の丘全域の平面図と高低の測量(土壘造構)を1.2kmにわたって行い、翌7年「秋田城址について」の論文を『秋田縣史蹟調査報告 第一輯』に発表するに至ったのである。これらの調査成果が目にみえて上がってくるに従い、それに呼応するかのように指定への運動がますます活発になってきた。秋田市出身の東京美術学校講師 小場恒吉も東京で秋田城の重要性を訴え、関係者に要望を繰り返してきた。また、魁新報社 深浦宗寿が上京し、文部省の山樹儀重、菅原弥一郎に国としての指定に向けた対応を求めた。このような努力が実を結び、昭和10年8月、当時史蹟調査のベテランであった荻野伸三郎が来秋し、実地調査を行い、指定に向けた確認がなされたのである。そして、荻野を交えて昭和10年8月に秋田魁新報社主催で史談研究会が開催され、安藤和風、大山宏、東山太三郎、奈良環之助、さらに秋田鉱山専門学校教授 大橋良一は、地質学の立場から雄物川の変遷を述べるなど活発な討論が行われた。この座談会において続日本紀における「高清水岡」が寺内丘陵と考えられること、「類聚国史」などに認められる秋田城に付属する四天王寺が寺内古四王神社と関連が深いこと、地質学上から見た雄物川の流路の変遷と寺内丘陵の位置関係が文献に記されていること、秋田城に隣接する大河の流路の変遷に一致することなどが発表された。これにより、秋田城の位置・範囲は寺内丘陵のほぼ全域に及ぶとの結論が出され、荻野の確認のもと史跡指定申請が行われた。昭和10年10月15日、文部省の部会で可決され、10月22日指定が決定された。秋田城跡が文部省の官報告示第410号によって、正式に国の史跡に指定されたのは、昭和14年9月7日である。決定から4年近い時間を要したの

は、指定範囲が広大で、指定に必要な史跡の地番等の資料を整えるのに時間がかかったためであった。

<秋田城跡の指定>

種別	第一類	史跡
官報告示	昭和14年9月7日	告示第410号
所在地	秋田県南秋田郡寺内町	
説明	雄物川河口附近ノ丘陵上ニ在リ、奈良朝ニ於テ蝦夷征服ノ為メニ築キシモノニシテ自然ノ形勝ヲ占メ土壘、塹濠跡、遺瓦等現存シテ舊規模ノ見ルベキモノアリ、殊ニ勅使館ト稱スル一廓ニハ濠陸ヨク存セリ。	
指定ノ事由	保存要目史跡ノ部第四ニ依ル	
保存ノ要件	公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外、現状ノ変更ハ勿論遺瓦等ノ採取ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス。	

<追加指定>

官報告示	昭和53年3月22日	告示第51号
------	------------	--------

参考文献

進藤重記	「卷之九一四 秋田城」『出羽国風土略記』歴史図書社 1974年
鎌田正苗	『寺内古蹟記』
菅江真澄	「水の面影」「菅江真澄隨筆集 内田武志編」平凡社 1988年
黒澤道形	「秋田千年瓦」『新秋田叢書 第3巻』に所収 1939年
高階貞房	「天保十四年九月二十日」「寺内村記」
狩野徳藏	「秋田城古跡考」「棣華六号（「秋田寺内旧蹟記」に所収）」東山文庫 1897年
吉田東伍	「河辺郡・南秋田郡」「大日本地名辭書 第5冊の下」富山書房 1907年
橋本宗彦	「秋田城考」秋田魁新報 1907年
安藤和風	「秋田の土と人 土之巻」秋田郷土会 1931年
武藤一郎	「秋田城址に就いて」『秋田考古会会誌』1巻3号 1926年
栗田茂治	「秋田城考」 1926年
大山 宏	「秋田城址考」「羽城55号」 秋田県立秋田中学校内校友会 1926年 「秋田城址に就いて」『秋田縣史蹟調査報告 第一輯』 1932年

第Ⅲ章 調査の経過と記録の方法

第1節 調査の経過

1. 文化財保護委員会による調査

1) 発端

秋田城跡は、昭和14年（1939）9月に国史跡に指定され、保存施策として遺跡の要所に標柱が建立された。昭和32年、史跡秋田城跡の北端、通称幣切山地区で土地所有者が現状変更申請をしないまま宅地造成工事を開始した。ここは秋田城跡の北辺外郭土壘と考えられていた地域で、工事の際、土器・瓦・鉄滓等多数の遺物が出土した。当然、国の工事停止命令が出され、同33年管理者である秋田市と所有者は保護か開発かで大きな問題に発展し、両者は国・県あるいは関係者に指導を仰ぎ解決策をはかった。同年3月、幣切山周辺の外郭土壘と考えられる地域は造成による破壊を免れていたことから現状保存で残し、一方、工事によって大幅に削平された東・西地区については事前調査を行うこととなった。同年7月に県・市合同で調査団（調査員 奈良修介、半田市太郎、中湯秀雄、佐々木三治郎）を組織し、調査を実施した。調査の結果、西側斜面からはカマド・焼土・鉄滓の出土により鉄器製作の工房跡、また、周囲の土壘と考えられていた高まりについては、土を盛り上げた形跡が確認されず、頂部両側を削り出して土壘状の高まりを作った防御（堡壘=とりで）施設と判明した（後の調査によって築地塀と判明）。この発掘調査は、史跡の管理団体である秋田市に多くの問題を突きつけた。それは広大な史跡指定地を宅地造成等の開発行為から守る難しさであり、保護管理措置を講ずる方法をいかにするか等であった。これらの問題を解決するため、遺跡内の地下構造の有無を把握し、それに基づいた地区区分図作成の必要性が急がれたのである。ちょうどその頃、秋田市を訪問していた国の文化財保護委員会（現文化庁）委員長河井弥八氏に対し、秋田県教育委員会委員長、秋田市長、秋田市教育委員会委員長は連名で陳情を行った。その内容は、①戦中戦後の混乱により史跡内の現状が著しく変更されている。②広大な指定地に対して、合理的な保護管理の措置を講ずるために、発掘調査による史跡の再検討が必要である。③財政の補助であった。また、この陳情とともに奈良修介はじめとする調査関係者からも発掘調査の早期実現を要望した。これらの要請を受けた文化財保護委員会（現文化庁）は同委員会の斎藤忠氏を団長とする関東在住の若手考古学者を中心として、岩手・秋田両県の研究者、学者からなる調査団を組織した。この国直轄の発掘調査は、昭和34年から同37年まで実施されたのである。

※ 調査団

発掘実行責任者	文化財保護委員会文化財調査官	斎藤 忠
同委員会		三宅 敏之
		田村 見一
京都大学		福山 敏男
玉川大学・東京薬科大学		内藤 政恒

岩手大学	板橋 源
タ	佐々木 博康
早稲田大学	大川 清
秋田県立金足農業高等学校	奈良 修介
タ	幸野 敏夫
秋田大学	半田 市太郎
タ	新野 直吉
タ	藤岡 一男
早稲田大学大学院	坂井 利明
秋田県立鷹巣農林高等学校	大和久 震平
私立敬愛学園高等学校	豊島 昂
東京教育大学	岩崎 卓也
立正大学	坂詰 秀一
私立和洋女子大学附属高等学校	西野 元
宮城県立仙台女子第二高等学校	氏家 和典
秋田市立商業高等学校	佐々木三治郎
他に県内の考古学者多数・陸上自衛隊 秋田駐屯部隊の協力を得た。	

2) 調査の概要

昭和34年から昭和37年の7月から8月にかけて実施された発掘調査は、高清水丘陵の史跡指定地内の全域を対象に、地形・小字・呼称等で10地区に区分し調査を行った。地区ごと、年次ごとの発掘調査の成果は、それぞれ「第1次～第4次秋田城跡発掘調査概要」(文化財保護委員会発行)に記載されている。以下、その地区ごとに概要を述べる。

< 護国神社地区 >

高清水丘陵のはば中心で、標高約50mほどの丘陵上では最も高所に位置する。秋田城の中心である「内城」(政府跡)と想定され、主力が注がれた。調査の結果、平面形の南が凸状に突出した構造や建物跡等、さらに、護国神社本殿南側の松並木では「築地跡」と考えられる遺構が検出されるなど、大きな成果が得られた。調査では、内城全体の規模は把握できなかつたが、遺構の配置(列)や性格からこの地区は「内城」であり、その中心部は、護国神社本殿が建っている場所と結論付けられた。

< 鶴ノ木地区 >

「内城」(政府跡)から約400m程南東に位置し、南から北側へなだらかに傾斜した地区で、標高は約30m～40mである。発掘調査は、主に高所部を中心として行われ、4棟の掘立柱建物跡が、東西南北に規則的な配列で検出されたこと、「寺」銘墨書が出土していることなどから、「類聚国史」天長7年(830)に記載された四天王寺跡と推定された。また、同地区から土師器壺形土器の口縁部を合わ

せた「合口甕棺」も発見されている。低所部は、現在畠地・荒野となっているが、古くは泥炭層が堆積し、湿地となっていたところである。調査では、泥炭層から木器（皿、蓋等）、人形、畜串等が出土している。

< 焼山地区 >

「内城」（政府跡）から市道土崎保戸野線（通称旧国道）を挟んで西側の台地に位置する。元は地継ぎであったが、明治9年（1876）に国道改修工事で開削され分割された。調査の結果、大規模な掘立柱建物跡が数棟検出され、規則的な配列や「内城」の西側に位置することなどから「倉庫群」と推測された。

< 幣切山地区 >

「内城」（政府跡）から約300mほど北西に位置する。国営調査を開始するきっかけとなった地区で、宅地造成工事部分や北端の高まりを対象として実施した。秋田城跡を取り囲む土壘やフイゴ羽口の出土から、鍛冶工房跡と考えられる炉跡等が検出された。

< 大畠地区 >

護国神社南側広場を除く護国神社周辺を対象とした地区である。旧高清水中学校前の畠地からは、土壘、竪穴住居跡、護国神社鳥居前からは、平窯様遺構、溝跡、土壘が検出された。

< 高野地区 >

「内城」（政府跡）から約500mほど東に位置する。現在は、山林・畠地・原野となっており、原地形が最も良好に遺存している地区である。二ヶ所の地点について調査を行い、小ピットを数個検出したが、古代の遺構は確認されなかった。

< 三浦氏邸内地区 >

「焼山地区」の北側隣接地で、西側に舌状に張り出した台地上に位置する。邸内の花壇間の空き地（旧バレーコート）の調査を行い、中世の墓壙が確認されたが、古代の遺構は確認されなかった。

< 小大路地区 >

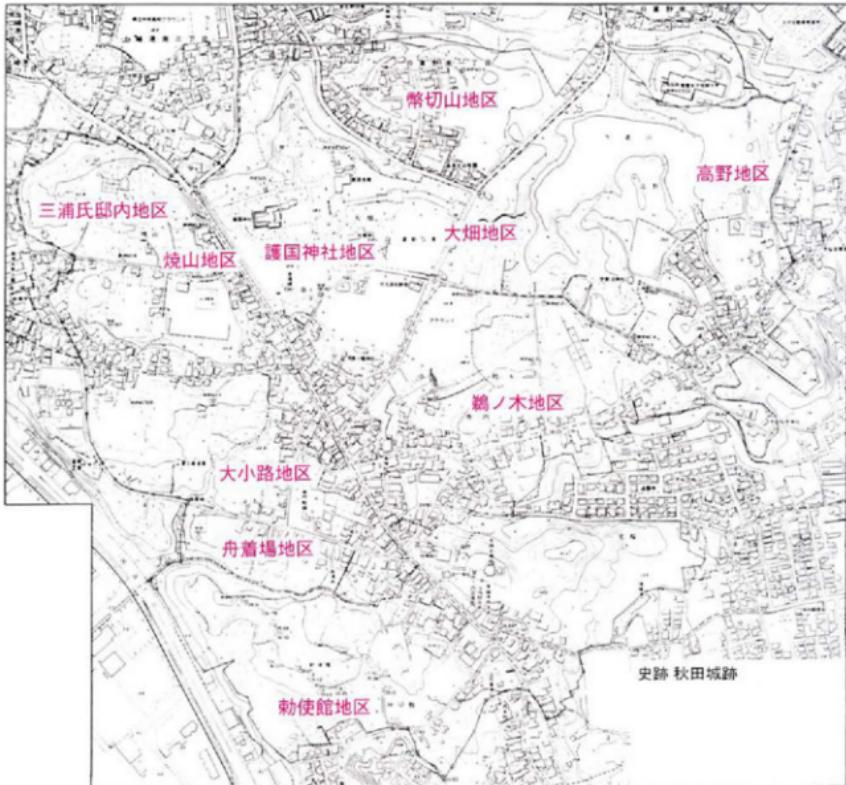
「内城」（政府跡）から約450mほど南西に位置する伽羅橋（香炉木橋）北東側の一段高い畠地が調査地である。調査では2軒の竪穴住居跡が検出された。

< 舟着場地区 >

「大小路地区」とは、道路を挟んで南側に位置するが、もともとは同一の台地とみることができる。調査では、竪穴住居跡が1軒検出された。

< 勅使館地区 >

「内城」（政府跡）から約700mほど高清水丘陵南部に位置する。現在は、山林・原野・畠地であるが、古くから「勅使館」と呼ばれた中世の館跡で土壘や空堀が良好に残っている。



第5図 国営調査調査地点

2. 秋田城跡調査事務所の設置と調査

1) 秋田城跡調査事務所の設置

史跡秋田城跡の発掘調査は前述したとおり、幣切山地区の宅地造成に伴う無断現状変更に端を発した昭和33年（1958）の緊急発掘調査や同34年から同37年までの4年間の文化財保護委員会による国営調査以外昭和46年まで実施されていなかった。しかし、昭和40年代に入り史跡指定地周辺に土地開発が波及し、保存問題が深刻化してきたことから史跡を保護するための第一段階として、昭和41年（1966）から史跡の土地買上事業（公有化）を開始した。

また、同時に保存管理計画の策定も急がれることになったが、国営調査が行われた以外の地区では保存のための基礎資料がなかった。そこで保存管理計画策定に必要な史跡指定地の遺構の分布状況・変遷・重要度を明確にするための発掘調査を実施することとなったのである。基本的には、秋田城跡の外郭線の明確化や、政庁・鶴ノ木・大小路・焼山地区等の遺構密集地の性格を明確化することも視野に入れた5ヶ年計画を基本とした年次計画が策定されたのである。

昭和47年（1972）、国の指導を得て一貫した調査を継続して行うために、秋田城跡調査事務所を開設した。事業費は国庫（50%）、県費（25%）の補助を仰ぎ、また調査研究のうえでは、宮城県多賀城跡調査研究所の全面的な指導を得ながら発掘調査を継続してきた。

2) 年次計画と実績・調査成果

1. 第1次5ヶ年計画と実績（昭和47年～昭和51年、1972～1976）

基本計画	実績
(1) 秋田城の規模の明確化 外郭線の調査	(1) 発掘調査地 17地点
(2) 大規模調査に対応するための基準測量の実施	(2) 発掘調査面積 9,848m ²
(3) 開発計画に対応し得る基礎調査の促進	(3) 事業費 38,176千円
(4) 史跡保存のための基礎資料管理計画の策定	

2. 第2次5ヶ年計画と実績（昭和52年～昭和56年、1977～1981）

基本計画	実績
(1) 外郭線調査の継続	(1) 発掘調査地 14地点
(2) 鶴ノ木地区を中心とする調査 (国営調査時四天王寺とされていた)	(2) 発掘調査面積 11,820m ²
(3) 政府域の学術調査	(3) 事業費 63,197千円
(4) 現状変更届出に伴う緊急調査の実施	

3. 第3次5ヶ年計画と実績（昭和57～昭和61年、1982～1986）

基本計画	実	績
(1) 鶴ノ木地区の学術調査	(1) 発掘調査地	12地点
(2) 政府地区の学術調査	(2) 発掘調査面積	10,089m ²
(3) 大小路地区の学術調査	(3) 事業費	64,047千円
(4) 現状変更届出に伴う緊急調査		

4. 第4次5ヶ年計画と実績（昭和62年～平成3年、1987～1991）

基本計画	実	績
(1) 鶴ノ木地区の学術調査	(1) 発掘調査地	11地点
(2) 政府域および周辺の学術調査	(2) 発掘調査面積	8,243m ²
(3) 東門周辺の学術調査	(3) 事業費	70,012千円
(4) 西側外郭線の学術調査		
(5) 現状変更届出に伴う緊急調査		

5. 第5次5ヶ年計画と実績（平成4年～平成8年、1992～1996）

基本計画	実	績
(1) 鶴ノ木地区の学術調査	(1) 発掘調査地	11地点
(2) 焼山地区の学術調査	(2) 発掘調査面積	9,959m ²
(3) 東門周辺の学術調査	(3) 事業費	77,013千円
(4) 現状変更届出に伴う緊急調査		

6. 第6次5ヶ年計画と実績（平成9年～平成13年、1997～2001）

基本計画	実	績
(1) 鶴ノ木地区の学術調査	(1) 発掘調査地	11地点
(2) 焼山地区の学術調査	(2) 発掘調査面積	6,724m ²
(3) 大畑地区（旧高清水小学校グラウンド）の学術調査	(3) 事業費（平成12年まで）	65,516千円
(4) 政府域の学術調査		

第2節 記録の方法

本遺跡は長期間にわたって調査を行うため、調査地域、検出遺構や遺物の整理にあたっては、統一的な分類表示で行うことにして、原則として宮城県多賀城跡調査研究所の方法に従った。

調査次数は、昭和34年文化財保護委員会（現文化庁）による調査を第1次とし、同37年までの1年度毎の調査を1回の次数として第4次までとした。秋田城跡調査事務所が昭和47年度から開始した、次数番号については一現場を1次とすることから、通称勅使館の土壘（畑の耕作面積拡張のため土壘の一部が破壊）の調査を第5次調査として、以下調査地域単位に連続する番号を付して整理した。

1. 遺跡基準線と地区割設定の表示記号

秋田城跡は調査対象面積が広大であること、また発掘調査を円滑にしかも秩序立てて行うため全域を対象とした統一的な基準が必要であることから、丘陵のほぼ中心部にあたる護国神社グラウンドの南寄りに任意のコンクリート柱を埋設し、これを測量原点とした。さらに、この原点から真北を求め南北方向の基準線を定め、さらにこの基準線に対して直交する線を求めて、これを東西方向の基準線とした。

調査区画の割り付けは、基準線に沿って3m方眼を設定し個々の区画を呼ぶ記号としてアルファベット2文字と、2桁の数字の組み合わせを用いている。すなわち原点を通る東西方向の基準線をOAと定め、北へ3m毎にOB、OC～OTと順次番付けし、21番目にあたる東西方向の基準線から60mの線をPAとし、南の基準線も3m毎にNT、NS～NA、MTと順次定めた。また、原点を通る南北方向の基準線をOOと定め、西へ3m毎に01、02～20、21とし、東の基準線も3m毎に99、98～80、79と順次定めた。そして、東西方向線と南北方向線の直交する地点の南東交点をグリッド名として呼ぶことにしている。すなわち、OB線と12線の交点の南東に位置する3m方眼の区画がOB-12グリッドと標示される。

さらに、秋田城跡では、史跡指定地内を字界および道路を基準として、A～Yまでの中地区割を行い、その上に「秋田城跡」の略号である『DAK』を冠して、(DAKの遺跡略号のうち頭文字のDは東北地方の城柵跡を意味し、AKは秋田城跡のローマ文字による頭文字である。) DAKN LA-70、DAK N LA-69などと標示することにしている。

A	都城宮殿	J	寺院（東北）	S	窯跡（その他の東日本）
B	地方官衙（東日本）	K	タ（関東・中部）	T	タ（西日本）
C	タ（西日本）	L	タ（近畿）	U	製鉄遺構
D	城柵（東北）	M	タ（中国・四国・九州）	V	住居集落（東北）
E	タ（その他の東日本）	N	経塚及び祭祀遺跡	W	タ（その他の東日本）
F	タ（西日本）	O	墳墓（東北）	X	タ（西日本）
G	城館（東北）	P	タ（その他の東日本）	Y	外國
H	タ（その他の東日本）	Q	タ（西日本）	Z	その他
I	タ（西日本）	R	窯跡（東北）		

表2 遺跡の分類記号

2. 遺構、遺物の表示方法

発掘調査により発見される遺構には一連番号を付けている。この番号の前に遺構であるSと遺構の種類を示すアルファベット記号を付して用いる（第3表）。また、同じところでは同じ規模で改築された遺構は同番号の後にA・B・Cをつけて区別している。これらの記号および種類は遺構登録台帳に記載する。

遺物の標示は、遺構毎か、3m四方のグリッド単位で取り上げている。この際番号の前に遺物の材質を示すアルファベット記号を付することにしている（第3表）。遺物カードには遺物の一連番号、出土層位、取上期日も記入している。

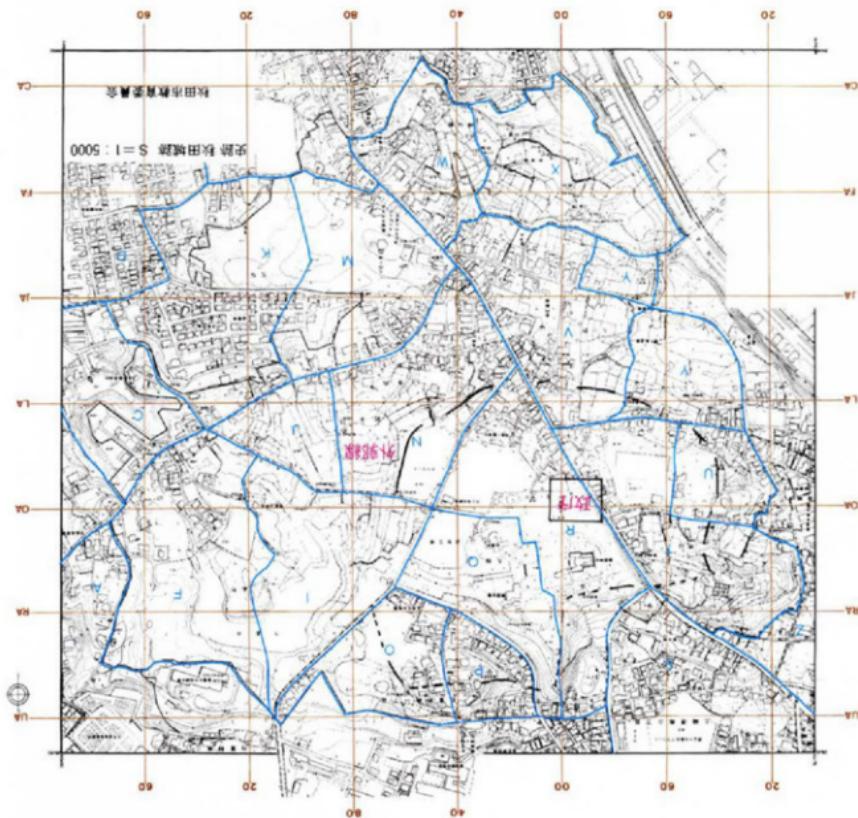
遺構			遺物			
SA	柱列・柵列	SH	広場	D	土器	A
SB	建物	SI	竪穴住居	S	石製品	C
SC	廊	SK	土坑	T	鉄製品	B
SD	溝	SKF	フ拉斯コ状ビット	M	木製品	X
SE	井戸	SX	その他	K	瓦・埴	
SF	築地					
SG	苑池					

表3 遺構・遺物の分類記号

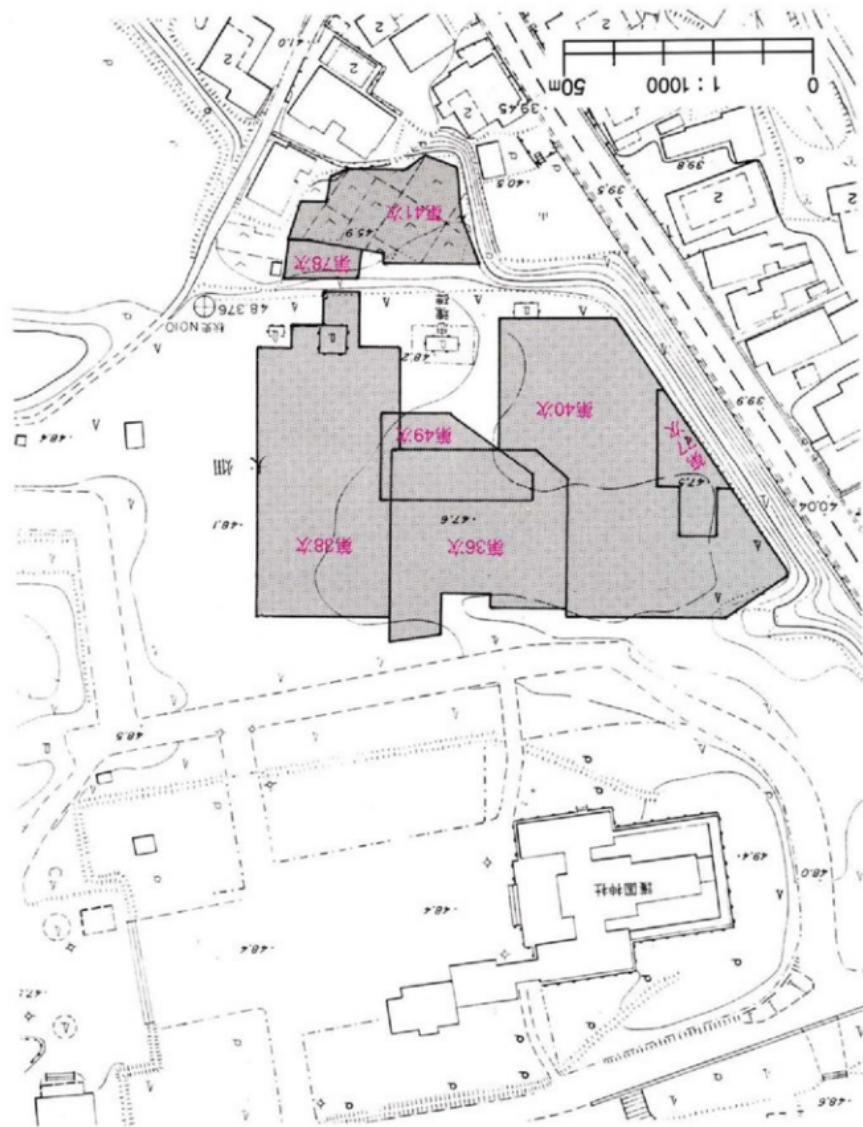
参考文献

- 宮城県多賀城跡調査研究所 「遺跡の調査計画と調査整理方法」 「宮城県多賀城跡調査研究所年報
1971年」 1972年
秋田市教育委員会 「秋田城跡」 「昭和47年度 秋田城跡発掘調査概報」 1972年

第6圖 游跡基準線之地區割離定圖



第7图 政府地区調查次數圖測地形圖



第3節 政府地区統計調査の概要

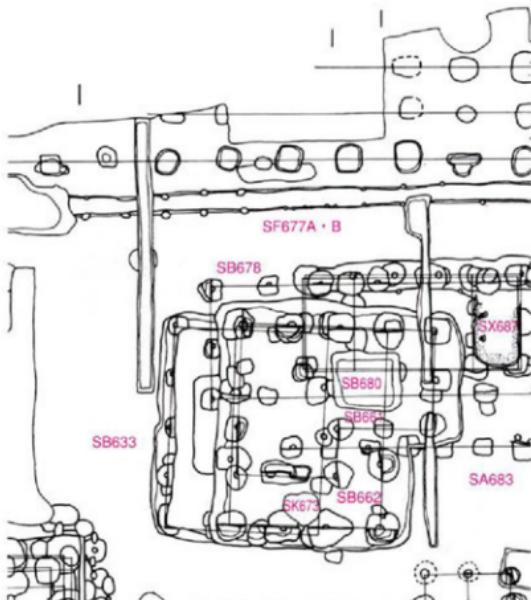
1. 第36次発掘調査(昭和57年)

調査区は、秋田県護国神社社殿の南に隣接する広場の北側である。本調査は、政府域の解明を目的とした初めての発掘調査である。調査の結果、昭和34年から同37年に実施された国営調査時のトレンチと共に、東西に延びる築地跡(SF677A・B)と一本柱列跡(SA657~659)、通常の掘立柱建物跡(SB678~680)と竪穴状に掘られた壁に沿って掘り方が伴う掘立柱建物跡(SB661~663)、それに焼土遺構(SX687)等が検出された。築地跡は、基底幅約1.2mで40cm~60cmの高さで遺存する。同地区では初めての確認であり、政府の南辺か北辺を区画する施設と考えられた。また、東西方向に三列確認された一本柱列跡は、国営調査時には政府を区画する柵列跡とされた遺構であるが、この時点ではその性格については明らかにできなかった。いずれも柱間隔や柱掘り方規模は同様であるが、確認面が異なることから3時期にわたって構築された跡と考えられた。竪穴状の掘立柱建物跡は、2ないしは3時期に重複しており、最も古い遺構は床と考えられる部分に拳大の河原石が敷き詰められている。掘立柱建物跡は、築地跡の南側に並行する東西棟建物で、3時期の重複が確認された。

主な出土遺物は、築地跡の北側崩壊土から出土した「出撃帳様漆紙文書」がある。また、円面鏡、風字鏡、転用鏡等、鏡が多い。

2. 第38次発掘調査(昭和58年)

調査区は、第36次調査の東隣接地である。調査の結果、築地跡(SF729A・B)、材木跡(SA719)、掘立柱建物跡(SB678B、696A・B、701、702、717)、一本柱列跡(SA700A・B、705~707)、竪穴住居跡(SI703、704)、土坑等が検出された。築地跡は、第36次調査で検出された地点から、約10m程東で南に直角に屈折するコーナー部が確認されたため、政府の北辺と東辺の区画施設であることが明らかになった。築地跡の南端から2基の柱掘り方を挟んだ南側は材木跡となり、築地跡は検出されなかった。また、前述の2基の柱掘り方は、Ⅰ期・Ⅱ期のくぐり戸風の東門と考えられる。このことから、政府区画施設の南半は布掘り溝を伴う材木跡と判断された。なお、材木跡と築地の組み合わせによる区画施設は、平成13年の補足調査第78次調査で、築地跡を切る布掘り溝



第8図 第36次調査

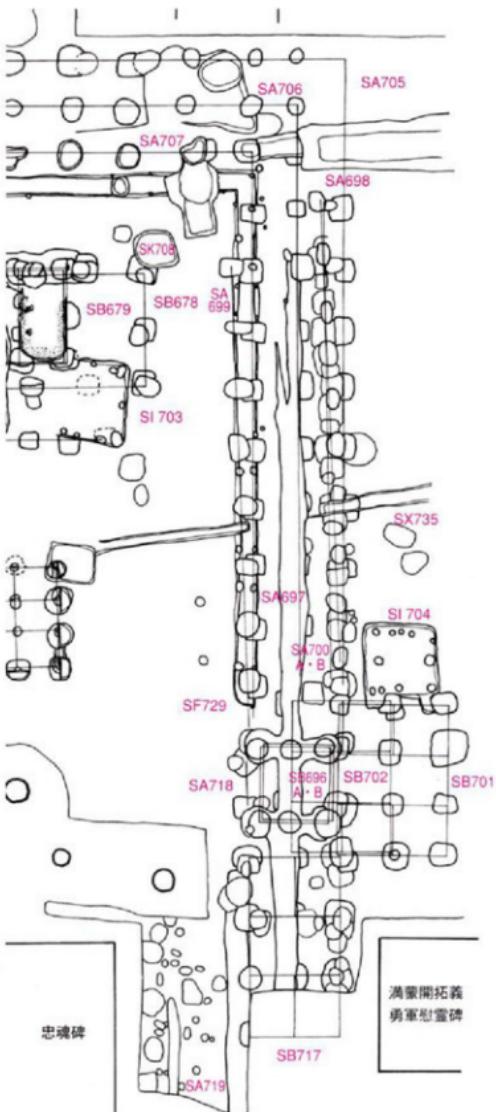
が明確になったことから、Ⅱ期の区画施設であることが明らかとなった。一本柱列堀跡は、三列確認されたが、最も古い柱列は東辺築地堀跡上に掘られていることから、築地堀跡よりも新しいことが明らかになった。また、他の2列の柱列も北、東側にそれぞれ作り替え一本柱列堀跡に伴うことが確認された。掘立柱建物跡は、調査地南半3ヶ所で重複して検出され、政府東辺の東門跡であることが明らかになった。竪穴住居跡は、東辺築地堀跡を境に東(政府外)、西(政府内)で検出されたごく一般的なのは方形の形態で、カマドは認められない。

主な出土遺物は、第36次調査同様円面硯・風字硯・転用硯等、硯が多い。他に、包含層内から石帶、小札が出土している。

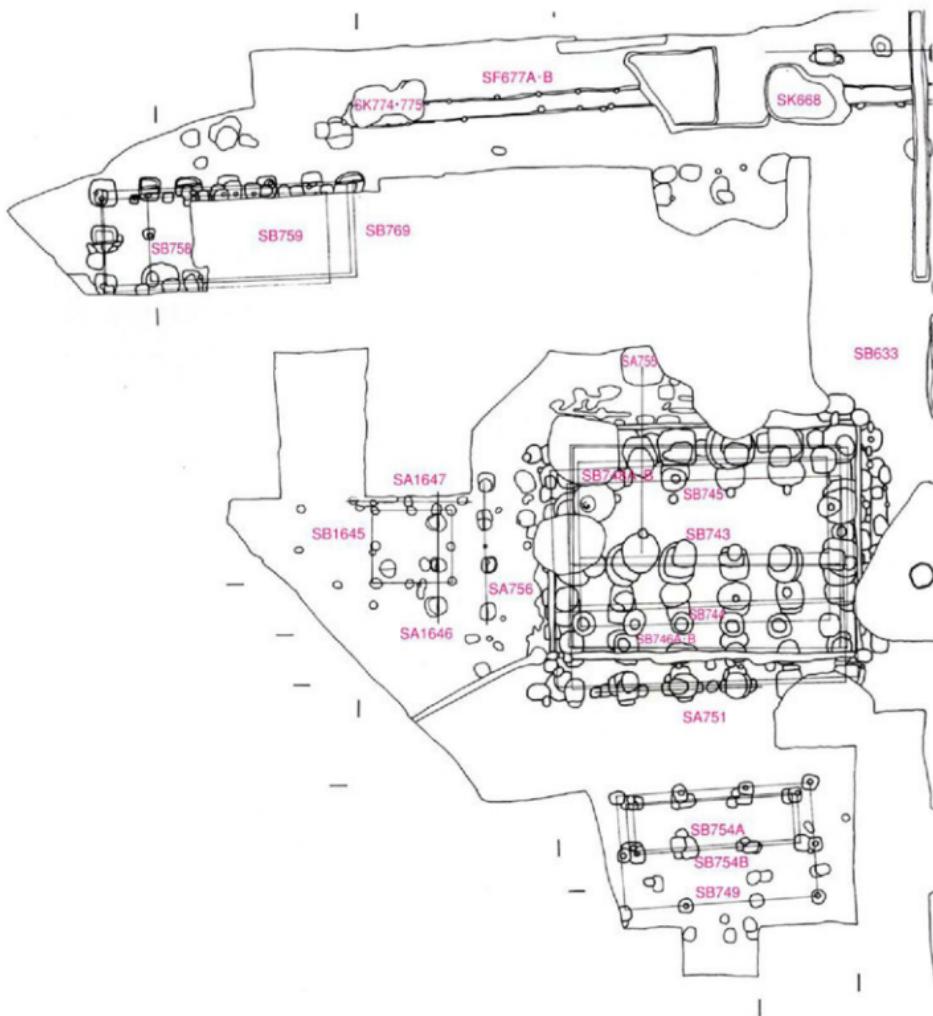
3. 第40次発掘調査(昭和59年)

調査区は、第36次調査の西隣接地である。調査の結果、築地堀跡(SF677A・B)、正殿跡(SB743~748)と正殿前の建物跡(SB749、754A・B)、土坑が検出された。築地堀跡は、東西方向で検出されたが、国営調査時のレンチと西側は削平により遺存状況はよくない。正殿跡は、東西棟では同一地点でVI期確認されている。最も新しいVI期は、礎石の根石と考えられる拳よりやや大きい河原石が検出されているが、他は南に廂を有する掘立柱建物跡である。正殿手前の掘立柱建物跡は、3時期認められるが小型で掘り方も小さく正殿の方向とわずかに異なる。

本調査の最大の収穫は、城櫓政府の中心施設である正殿が確認されたことと、各期に分類できること、さらにそのうち第Ⅳ期が焼失していることや焼土包含層などから、秋田城最大の事件である元慶2年の蝦夷の反乱によるものと推定できた



第9図 第38次調査



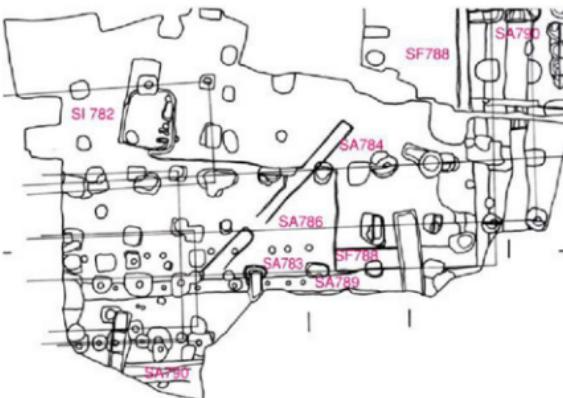
第10図 第40次調査

ことである。

主な出土遺物は、漆紙文書、青銅製の鈴、小札それに従来の15葉連弁軒丸瓦とは異なる軟質の焼成による軒丸瓦等があげられる。

4. 第41次発掘調査（昭和60年）

調査区は、政府地域の南辺と推定される自然地形が南に傾斜する交換点にあたる。調査の結果、築地塀跡（SF788）、一本柱列塀跡（SA783、784、786）、材木塀跡（SA789）、掘立柱建物跡（SB778～781）、竪穴住居跡（SI782）等が検出された。調査区東南部で検出された築地塀跡は、東西方向から北に直角に屈折することから、本地区は政府地区的南西コーナー部と考えられた。築地塀構築部を含め



第11図 第41次調査

た調査区の南は褐色砂で造成されており、南ほど深くなっていることから政府地区的拡張目的とした造成と考えられる。竪穴住居跡は、1軒のみ確認されているが、住居内の埋土が褐色砂で一気に埋め戻されている。また、住居出土の一群の土器は8世紀第2四半期と考えられることから、政府造成に伴って埋められたものと判明した。4棟の掘立柱建物跡は、調査区西半で築地の内側と外側で検出されたが、いずれも西側と南側にさらに連続することから全容は確認されていない。一本柱列塀跡は、これまでの調査結果と同様に3列確認された。

主な出土遺物は、竪穴住居跡内から一括土器がある。

5. 第49次発掘調査（昭和62年）

調査区は、正殿跡の東隣接地である。第38次調査の西側で南北方向で1列の柱掘り方（4基）が検出されていたことからその解明を目的として実施された。調査の結果、掘立柱建物跡（SB953A・B・C）、焼土造構（SX954）、瓦敷き造構（SX955）、粘土整地（SX957）が検出された。掘立柱建物跡は、正殿とほぼ同方向を示し、同地点で3時期認められた。最も新しい時期のSB953A掘立柱建物跡は、消失している。瓦敷き造構は、SB953A掘立柱建物跡に伴う造構で、建物の北柱列の外側に沿って敷かれたものと考えられる。粘土整地は、前述のSB953A掘立柱建物跡の消失に伴っての整地地業で焼土層を覆っている。

主な出土遺物は、多数の鉄釘がある。

6. 第77次発掘調査（平成13年）

調査区は、正殿跡の西隣接地である。第40次調査で正殿跡の西側でSB756とした南北方向で1列の柱の掘り方（4基）が検出されていたことからその解明と政府西側の利用状況を把握する目的で実施された。調査の結果、掘立柱建物跡（SB1645）、柱列（SA1646～1648）、溝跡（SD1649～1652）、土坑（SK1653～1655）が検出された。SB1645掘立柱建物跡は正殿跡の約7m西に位置する。建物方位は正殿跡とは

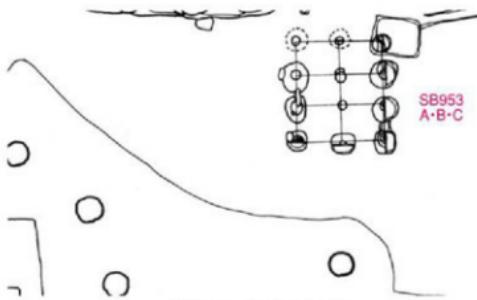
は同じであるが、小規模な建物で掘り方も小さい。東西方向のSA1647柱列と重複し、これよりも古い。SB756の西側でSA1646が検出されたが、柱掘り方の規模、埋土、柱間隔に相違がみられ、建物は構成されずSB756は柱列となり、SB756をSA756と改めた。

主な出土遺物は平瓦、丸瓦、埠等で、円面鏡も出土している。

7. 第78次発掘調査（平成13年）

調査区は、第38次調査の南隣接地、第41次調査の北隣接地である。調査の結果、第41次で検出された築地塀跡（SF788）、材木塀跡（SA789、790）、一本柱列塀跡（SA783、784、786）に接続する北側部分が検出された。また、一本柱列塀跡SA784と重複し、これよりも新しい南北方向に並ぶ数基の柱掘り方からなる柱列（SA1656）が検出された。SA1656を除くこれらの政府区画施設跡はこれまでの調査成果と同様に、古い時期からSF788→SA789→SA783→SA786→SA784→SA790の変遷となることが再確認された。また、それぞれの造構の位置、重複関係から38次で検出された築地塀跡（SF729B）、材木塀跡（SA697、719）、一本柱列塀跡（SA705～707）にそれぞれ接続することも再確認された。SA1656柱列はSA698柱列に接続する可能性があると考えられた。

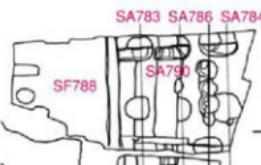
主な出土遺物は平瓦、丸瓦で円面鏡も出土している。



第12図 第49次調査



第13図 第77次調査



第14図 第78次調査

第IV章 主な検出遺構

第1節 整地地業

政府域における整地地業は、大きく2カ所において認められる。1カ所は、第41次調査地の政府区画施設南辺の東コーナー部周辺で、政府域を南部に拡張することを意図してなされたSX791整地である。あと1カ所は、第36次・第38次調査地の主に政府域の北辺と東辺周辺で比較的よく遺存していた整地で、政府内の建物や区画施設などの改修に伴ってなされたものと考えられる。

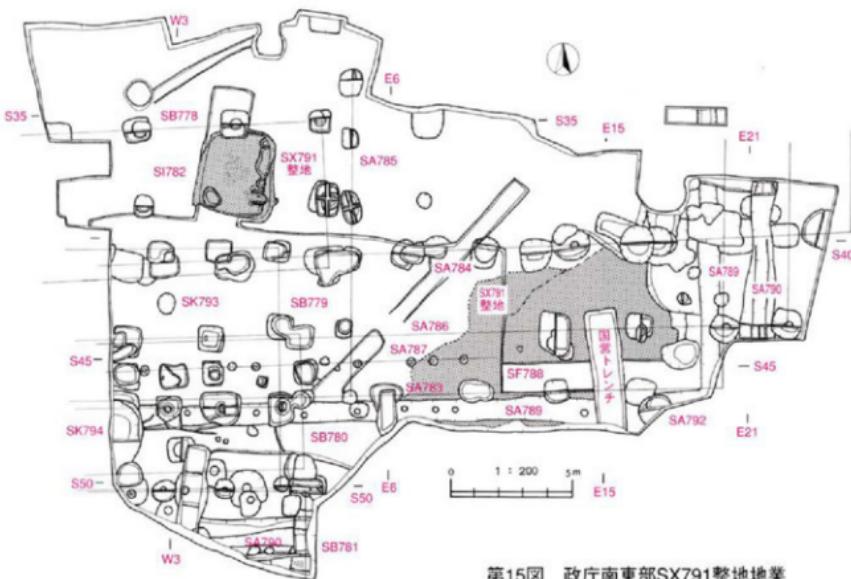
前者SX791整地は（第15図）、北から南に傾斜する自然地形に対して行った整地で、南辺SF788築地塀の下、SI782竪穴住居跡の埋土として確認された。

政府西周辺を現地形と地形図から概観すると、現在の市道土崎保戸野線（通称 旧国道）は、明治9年に開削されたものであるが、それまでは江戸時代に描かれた「秋田街道絵巻」に見るように、やや低地となっていた部分を利用して人や馬の往来が見られ、道路として使用されていた。一方南辺の市道東側は、秋田県護国神社境内南側広場から南・南東方向に向けての緩斜面と考えられる。このように、政府南・西辺築地塀周辺は、南からの沢が何本か入り込んでいるため、それらを盛り土によって整地し政府域の拡大を図ったものと考えられる。

整地は、黄褐色砂（粘土粒・瓦片含む）、灰褐色砂（粘土ブロック含む）の比較的きれいな砂を北から南側の低い方に向けて盛り土を行っている。造成土の採取については、比較的近場の飛砂を運搬したものと考えられ、整地上の中には土師器の小片も含まれていた。SF788築地塀の下は、約1.5m、さらに2m程南側では約2mの厚さで盛り土を行っている。しかし、その南については、後世の削平で住宅地となっており、元地形は不明であるが、周辺地形から推測して比較的急激に下がっていたものと考えられる。また、築地塀の北、約10mほどに位置するSI782竪穴住居跡内にも同様の砂が充填されていることから、同時の整地によって埋められたものと考えられる。SI782竪穴住居跡は、床面からの出土土器によって、8世紀第2四半期頃と考えられることから、天平5年（733）の政府造成工事に伴って移転させられたものと判断できる。しかし、本来、南への拡張を図った整地であったが、必要以上の面積は確保できず、結果的に政府が横長を呈することとなったと考えられる。

後者の政府内の整地は、後世の削平等のため北辺と東辺周辺のみで確認されている。この中で、比較的遺存状況が良かった第38次調査地の結果を元に、整地の状況とその上下の遺構との関係について述べてみる。

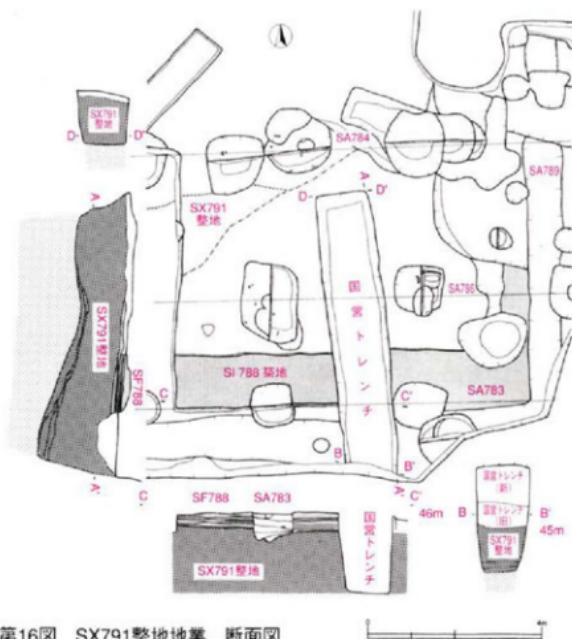
整地は、砂混じりの粘質土で、叩き締めてはいないが、ある程度の堅さを保っている。遺存状況の良好な部分は、調査区のほぼ中央部で、SF729築地塀を覆っており最も厚いところでは約50cmを図る。しかし、政府の中心部の方には至らず、区画施設に沿っていることから、築地塀崩壊後の区画施設の構築に伴う整地と考えられる。それを示すように、築地塀に変わる区画施設であるSA705・706一本柱列塀が整地層上から掘り込まれている。なお、同区画施設であるSA707一本柱列塀の掘り込み面は、昭和34年～37年の国営発掘調査時のトレンチによって整地層が除去されているため確認できないが、



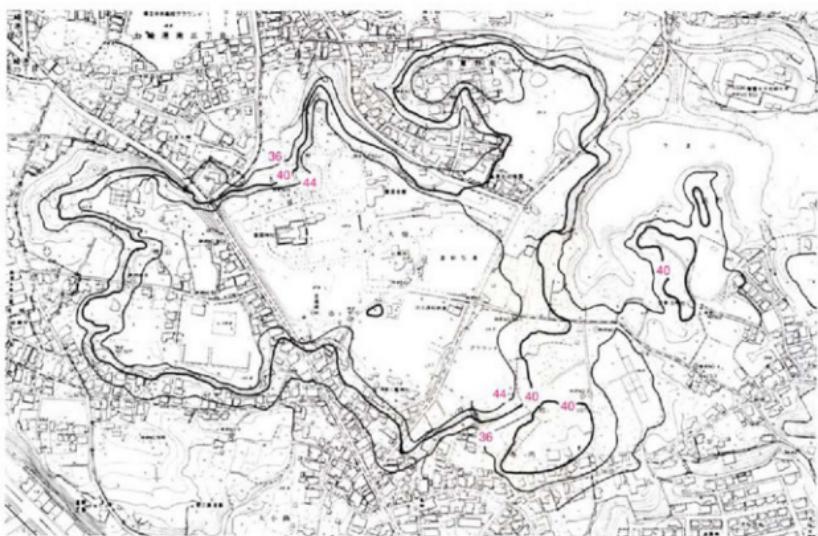
第15図 政府南東部SX791整地地業

おそらくこの粘土整地上からと考えられる。この整地層を挟んで、上層は褐色砂層・赤褐色砂層、下層は炭化物層と褐色砂層である。上層の褐色砂層・赤褐色砂層面からは、SA697材木塀跡等が検出されている。政府の外側にあたる東辺築地塀の東側では、厚い炭化物層を粘土整地が覆っているが、この炭化物層は第33次調査で検出された多量の鉄滓から、製鉄・鍛冶等に伴う炭化物と考えられる。

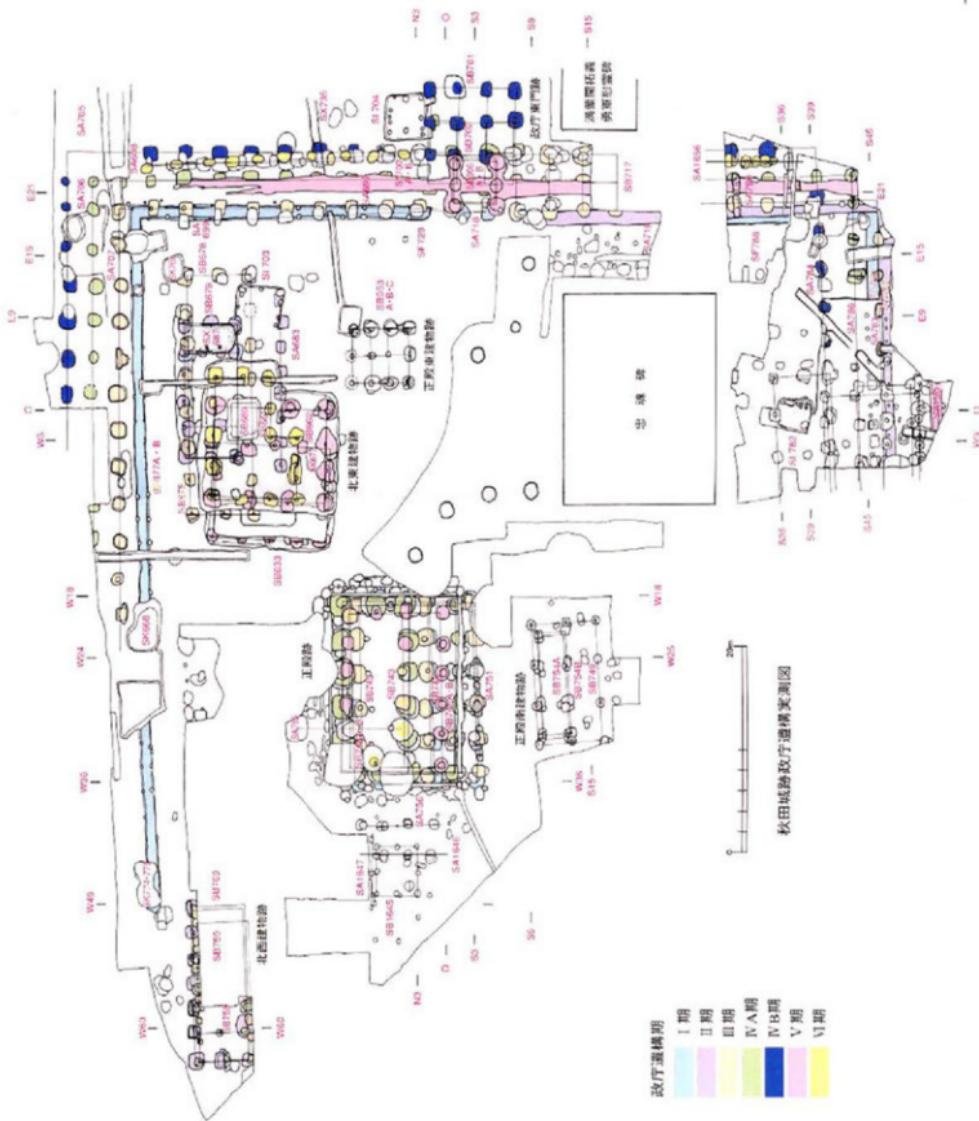
粘土整地の造成土については、飛砂層下の地山ローム土を採取したものと考えられるが、周辺には近世以降の土取り穴は検出されているものの（第28・72・76次）、古代については不明である。また、整地の時期については、政府の変遷から築地塀から一本柱列塀に変わる時期を8世紀末から9世紀初頭頃と考えているが、このことは整地土および直下の炭化物層から糸切りで底部から体部下端にかけてケズリ調整を施す赤褐色土器坏Bが僅かに出土することからも矛盾しない。



第16図 SX791整地地業 断面図



第17図 標高36m～44m等高線部分推定図



第2節 発見遺構

検出された主な遺構は、掘立柱建物跡、築地塀跡、一本柱列塀跡、材木塀跡、堅穴住居跡、柱列、土坑等である。掘立柱建物については、正殿、正殿南建物、北東建物、北西建物、正殿東建物と便宜的に表記し、各建物群ごとに記述することとした。また、政府内において明らかに東西に対称に配置されている建物については、並列して東・西の順に記述した。その他の遺構はすべて遺構番号順に記述した。各遺構では、基本的に規模・柱間・柱掘り方および柱痕跡・重複状態・関連出土遺物の順に記述し、平面模式図を付した。平面模式図は、すべて縮尺400分の1とし、北を上にして掲載した。模式図の各記号は以下のとおりとした。

○柱掘り方 ●柱痕跡 ○礎石痕跡(根石など) + 推定柱位置

また、柱筋については、平面が明瞭に把握できるものを実線、不明なものを破線で示した。

1. 正殿跡

政府の中央やや北寄りに位置する東西棟の掘立柱建物跡である。(ほぼ同位置での建て替えで、全6時期の重複が認められる。以下、時期の古い順にその概要を記述する。

SB748B (第18図、図版10)



東西5間×南北3間の東西棟で、南廂付掘立柱建物跡である。建物の方向は、身舎南側柱列で発掘東西基準線に対し3度南に振れる。桁行については身舎南側柱列で総長18.0mであり、柱間は身舎部分で東より3.6m+3.6m+3.6m+3.6m+3.6mである。梁間については、身舎部分東側柱列で総長8.1mで、柱間は北より2.7m+2.7m+2.7mである。廂の出は4.5mである。したがって、梁間総長は12.6mとなる。柱掘り方は、一辺約1.2m~2.0mの隅丸方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれており、深さは60cm~80cmである。埋土は、地山飛砂層である褐色砂と黒色粘土ブロックを主体とする。柱痕跡は認められない。

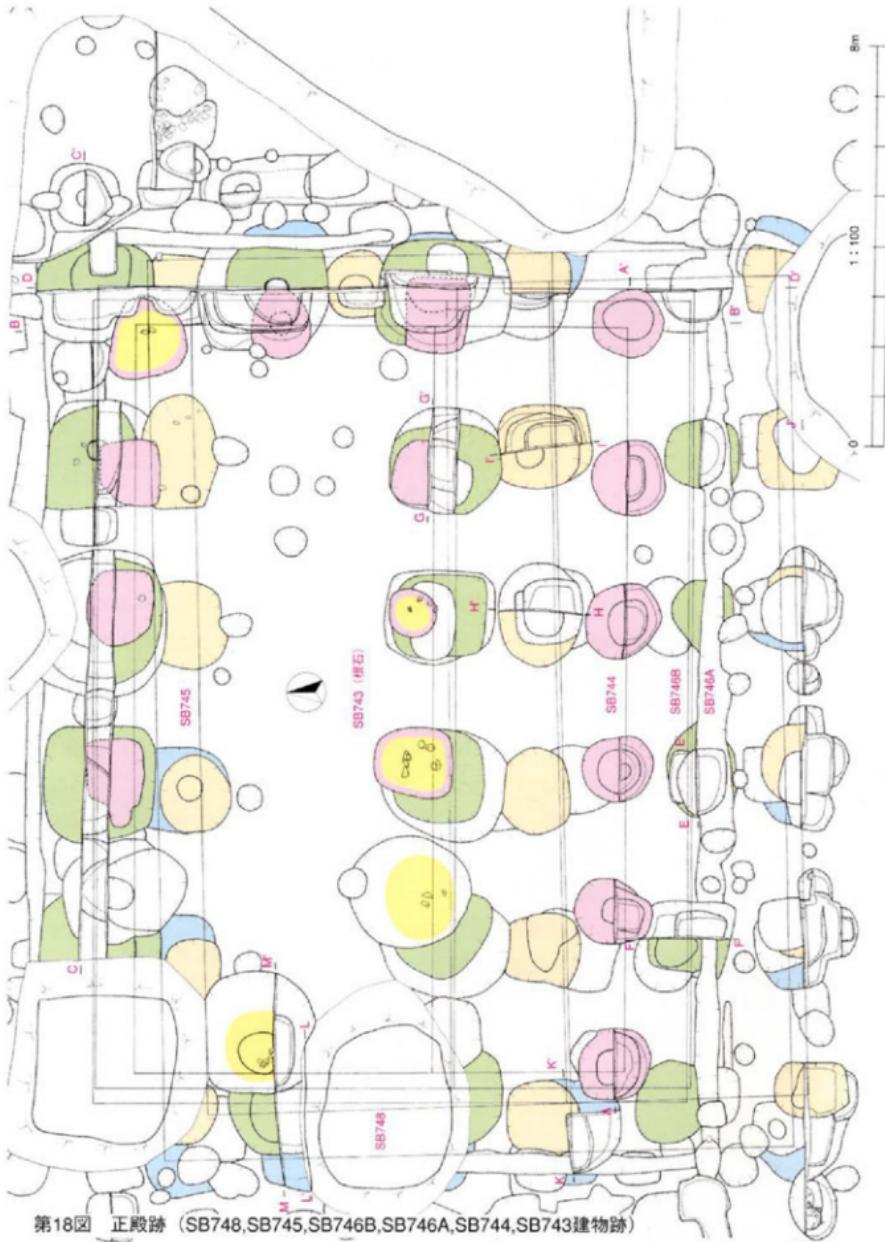
SB748A (第18・19図、図版10)

東西5間×南北3間の東西棟で、南廂付掘立柱建物跡であり、SB748Bの柱を抜き取って建て替えたものである。建物規模、方向等とも同様である。

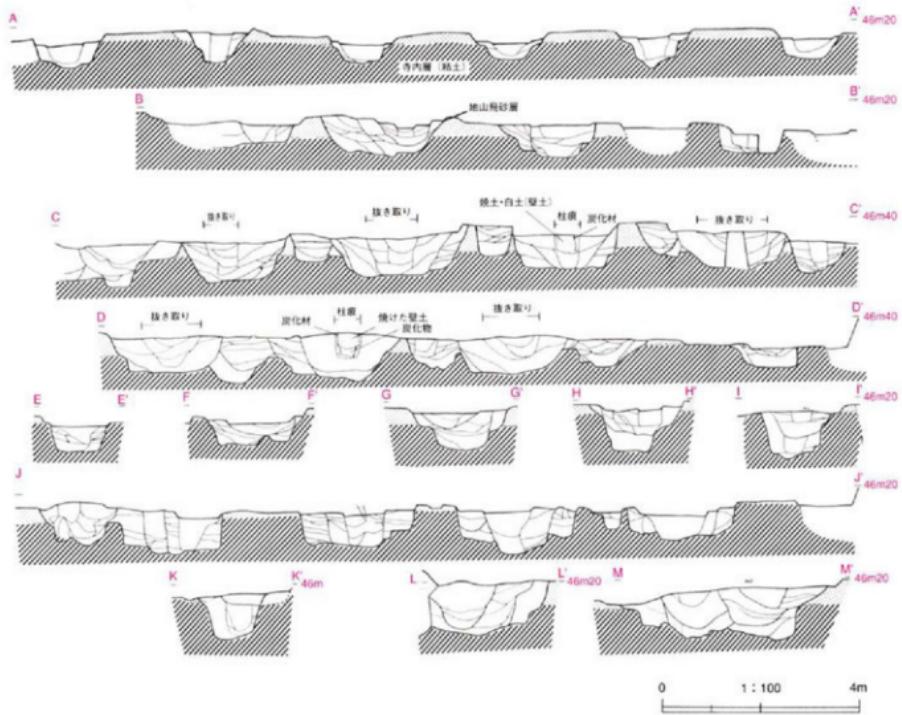
SB745 (第18・19図、図版10)



東西5間×南北2間の東西棟で、南廂付掘立柱建物跡である。建物の方向は、身舎南側柱列で発掘東西基準線に対し1度30分南に振れる。桁行については身舎南側柱列で総長16.5mであり、柱間は身舎部分で西より3.3m+3.3m+3.3m+3.3m+3.3mである。梁間については、身舎部分東側柱列で総長7.0mで、柱間は北より3.5m+3.5mである。廂の出は、東・西妻で5.0mである。したがって、梁間総長は12.0m



第18図 正殿跡 (SB748, SB745, SB746B, SB746A, SB744, SB743建物跡)



第19図 正殿柱掘り方土層断面図

となる。柱掘り方は、一辺1.1mの方形ないし短軸1.6m×長軸2.2mの楕円形もしくは不整形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれており深さは80cm～90cmである。埋土は赤褐色砂、赤褐色粘土ブロックを主とした軟かい砂質土で、多量の焼土や炭化物、焼壁などが混入しており、SB748Aは火災を受けて焼失したと考えられる。掘り方内より赤褐色土器坏片・壇・瓦片等が出土している。

SB746B (第18・19図、図版10・11)



東西5間×南北2間の東西棟で、南廂付掘立柱建物跡である。建物の方向は、身舎南側柱列で、発掘東西基準線にはほぼ一致している。身舎柱掘り方の一部を確認した。柱掘り方の深さは約80cmで、埋土は黄褐色砂ないし赤褐色土である。掘り方内より赤褐色土器坏等が出土している。

SB746A (第18・19図、図版10・11)



東西5間×南北2間の東西棟で、南廂付掘立柱建物跡である。建物の方向は、身舎南側柱列で、発掘東西基準線にはほぼ一致している。桁行については、身舎南側柱列で総長16.5mであり、柱間は身舎部分で西より3.3m+3.3m+3.3m+3.3m+3.3mである。梁間については、身舎部分東側柱列で総長7.0mで、柱間は北より3.5m+3.5mである。廂の出は5.0mである。したがって、梁間総長は12mとなる。柱掘り方は、一辺1.5m～2.2mの方形もしくは短軸2.0m×長軸2.7mの楕円形で、壁はやや斜めに掘られており、深さは70cm～90cmである。埋土は赤褐色土、暗褐色砂が主体である。柱痕跡は直径50cmで、深さは50cmである。柱痕跡内には、多量の焼壁や炭化材が混入していることから、被災建物と考えられる。掘り方内より須恵器蓋の転用硯、壇、瓦片が出土している。

SB744 (第18・19図)



東西5間×南北3間の東西棟で、南廂付掘立柱建物跡である。建物の方向は、身舎南側柱列で発掘東西基準線に対し1度北に振れる。桁行については、身舎南側柱列で総長15.0mであり、柱間は身舎部分で西より3.0m+3.0m+3.0m+3.0m+3.0mである。梁間については、身舎部分東側柱列で総長5.6m、柱間は北より2.8m+2.8mである。廂の出は妻で4.2mである。したがって、梁間総長は9.8mとなる。柱掘り方は、直径1.4m～1.6mの円形または一辺1.2mの方形で、壁はやや斜めに掘り込まれており、深さは40cmである。埋土は暗褐色砂、黒色粘土・赤褐色粘土混じりの褐色砂が主体で、焼壁や炭化物を多く含んでいる。焼失したSB746Aを復旧したものと考えられる。掘り方内より赤褐色土器坏、須恵器坏破片、蓋破片、瓦片が出土している。

正殿建物跡

正殿	規模 桁 梁 行 間 (m)	建物構造 および 方 向	(柱掘り方) 規 模 形 状 深 さ	(柱痕跡) 有 ・ 無 規 模 深 さ	埋土状況	出土遺物	備 考
SB748	(桁行) 5間(18.0) (南桁東～) 3.6+3.6+3.6+ 3.6+3.6 (梁間) 4間(12.6) (東梁北～) 2.7+2.7+2.7+4.5	南面片廂付 掘立柱 W3°S	1.2m～2.0mの隅丸 方形 60～88cm		地山飛砂層の褐色砂 黒色粘土ブロック		I期SB748B ↓ II期SB748A 焼失か
SB745	(桁行) 5間(16.5) (南桁西～) 3.3+3.3+3.3+ 3.3+3.3 (梁間) 3間(12.0) (東梁北～) 3.5+3.5+5.0	南面片廂付 掘立柱 W1°30'S	1辺1.1mの方形 短軸1.6m×長軸 2.3mの梢円形もし くは不整形 80～90cm		褐色砂 焼壁 炭化物	赤褐色土器坏ケズリ調整 赤褐色土器坏 焼壙 瓦 転用硯（須恵器蓋）	埋土に多量の焼壁混入 前段階の建物焼失か
SB746B	(桁行) 5間(?) (不明)	南面片廂付 掘立柱				焼壙 赤褐色土器坏ケズリ調整 (第39図・4)	
	(梁間) 3間(?) (不明)	W0°S				赤褐色土器坏 転用硯（須恵器蓋）	
SB746A	(桁行) 5間(16.5) (南桁東～) 3.3+3.3+3.3+ 3.3+3.3 (梁間) 3間(12.0) (東梁北～) 3.5+3.5+5.0	南面片廂付 掘立柱 W0°S	1辺1.5m～2.2mの 方形 短軸2.0m×長軸 2.7mの梢円形 直径1.2m～1.5mの 円形	直径50cm の円形 深さ50cm	赤褐色土 焼壁 白土 炭化物	赤褐色土器坏 転用硯（須恵器蓋） (第39図・1～3) 埴 瓦	柱痕跡内に焼土・炭化物、建物の壁多量に混入
SB744	(桁行) 5間(15.0) (南桁東～) 3.0+3.0+3.0+ 3.0+3.0 (梁間) 3間(9.8) (東梁北～) 2.8+2.8+4.2	南面片廂付 掘立柱 W1°30'N	直径1.4m～1.6mの 円形 または1辺1.2mの 方形	直径50cm 深さ60cm	赤褐色土 焼壁 白土 炭化物	赤褐色土器坏 (第39図・5) 須恵器坏、蓋 瓦 埴	
SB743	(桁行) 5間(?) (梁間) 2～3間(?)	礎石か? W1'N			河原石 (拳よりやや大きめ の根石状石)	赤褐色土器坏	後世の削平多い

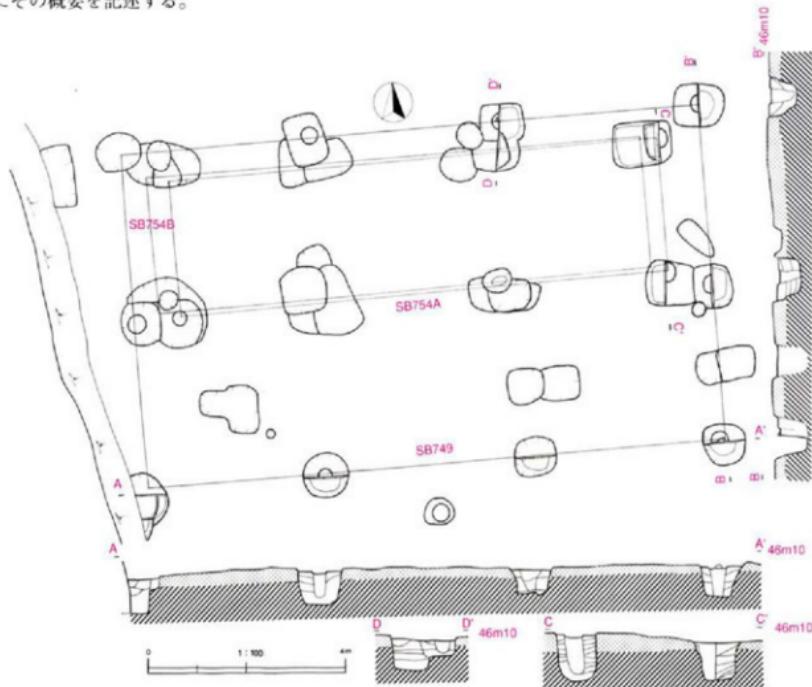
S B 743 (第18図)



東西5間×南北2~3間の東西棟掘立柱建物跡である。廂は付かない。建物の方向は、発掘東西基準線に対し1度北に振れる。柱掘り方は、後世の削平を受けて不明な点が多く判然としない。しかし、柱位置部分に数個の拳より大きめの根石が検出されたことにより、礎石建物と考えられる。

2. 正殿南建物跡

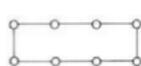
正殿の南前方に位置する東西棟の掘立柱建物跡である。ほぼ同位置同規模での建て替えと、同建物の北桁をほぼ同じくして南側に約3mほど拡張したものの3時期が認められる。以下、時期の古い順にその概要を記述する。



第20図 正殿南建物跡 (SB754B・A,SB749)

S B 754 B (第20図、図版9)

東西3間×南北1間の東西棟掘立柱建物跡である。建物の方向は、北側柱列で発掘東西基準線に対し3度南に振れる。桁行については、北側柱列で総長9.9mで、柱間は西より3.3m+3.3m+3.3mである。梁間の柱間は3.0mである。柱掘り方は、



SB754A・SB749の柱掘り方に切られ判然としない。埋土は、黄褐色砂を主体とする砂質土である。

S B 754 A (第20図、図版9)

SB754Bの柱を抜き取り、東へ約40cmほど移動して建て替えたものである。建物規模・方向等とも同様である。柱掘り方は、一辺1m前後の隅丸方形または長方形を呈するもので、壁はほぼ垂直に掘り込まれており、深さは80cm~90cmである。埋土は、暗褐色砂・赤褐色粘土ブロックを主体とする。掘り方内より土師器壺、円面鏡等が出土している。

S B 749 (第20図、図版9)



東西3間×南北2間の東西棟掘立柱建物跡である。建物の方向は、北側柱列で発掘東西基準線に対し3度南に振れる。桁行については、北側柱列で総長11.5mで、柱間は西より3.8m+3.8m+3.9mである。梁間については、東側柱列で総長6.7m、柱間は北より3.6m+3.1mである。柱掘り方は一辺90cm前後の方形を呈するもので、壁はほぼ垂直に掘り込まれており、深さ60cmである。埋土は、褐色砂、赤褐色粘土ブロックを主体とする。

3. 北東建物跡

正殿の北東で6棟の建物跡が検出された。これらの建物跡は、築地塀崩壊土を利用した粘土整地層を挟んで新旧関係が下層検出遺構と上層検出遺構の2群に分けて把握できる。ここでは、下層検出建物跡と上層検出建物跡とに分け、古い方より記述する。

a. 下層検出建物跡

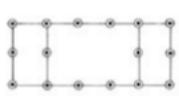
粘土整地下層面の検出建物群のうちで、重複して検出された建物跡である。新旧関係は、古い順にSB680→SB679→SB678となる。この3棟の建物跡は、後述するSB769・SB759・SB758と正殿跡のはば中央を通る中軸線に対し、ほぼ対称に位置する。

S B 680 (第21図、図版12)

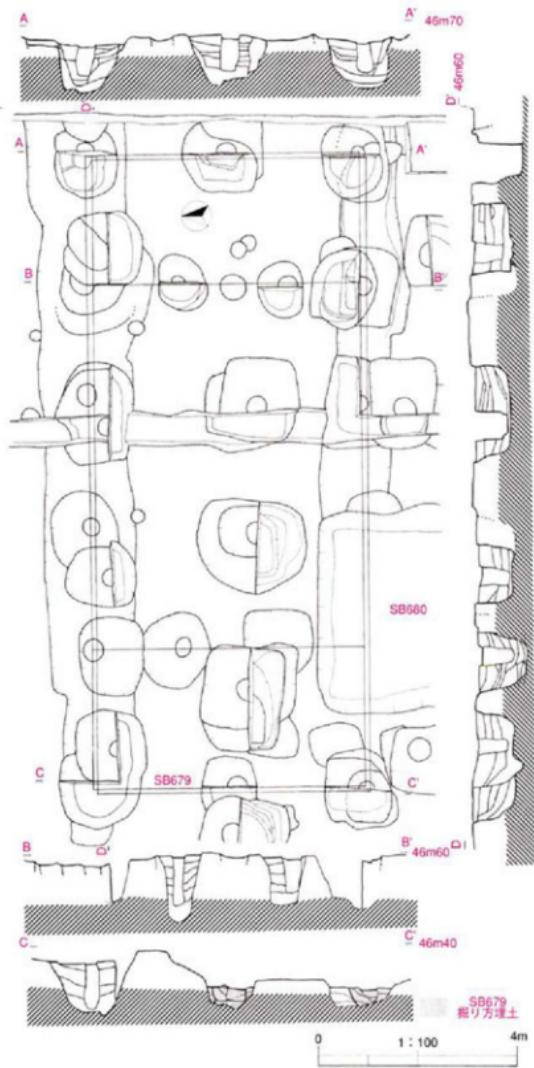


東西5間×南北2間の東西棟と推定される掘立柱建物跡である。後述するSB679とはば同一位置での建て替えのため、確認された柱掘り方は北桁行東から1・2番目と南桁行東から1・2番目のみである。柱掘り方は柱筋に幅約1.7m、深さは地山粘土層面に達する約30cm程の布掘りを施し、そのほぼ内壁に沿って掘られている。建物の方向は、南側柱列を参考にすると、ほぼ東西発掘基準線に一致する。掘り方内より、表面に小さい円形の浅い孔を穿った習書壙『由利』・『及』・『代』等が出土している。

S B 679 (第21図、図版12)



東西5間×南北2間の東西棟掘立柱建物跡である。東妻より1間目と西妻より1間目に間仕切りが伴う。建物の方向は、桁行北側柱列で発掘東西基準線に対し1度30分北に振れる。桁行については、北側柱列で総長12.75mで、



第21図 北東建物跡 (SB680・SB679)

柱間は西より $2.8m + 2.4m + 2.65m + 2.3m + 2.5m$ である。梁間については総長 $5.4m$ で、柱間は北より $2.7m + 2.7m$ である。柱掘り方は、短軸 $1.2m \sim 1.3m$ 、長軸 $1.5m$ の楕円形、または、一辺 $90cm \sim 1.2m$ の方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれており、深さは $90cm$ である。埋土には、褐色砂を主体にロームブロック、炭化物が混入している。掘り方内より須恵器壺、須恵器盤・壺の転用硯、円面硯が出土している。

S B 678 (第22図、図版12)



東西7間×南北2間の東西棟掘立柱建物跡である。建物の方向は、桁行北側柱列で発掘東西基準線に対し2度南に振れる。桁行については、北側柱列で総長 $22.8m$ で、柱間は西より $3.4m + 3.1m + 3.4m + 3.0m + 3.4m + 3.1m + 3.4m$ である。梁間については総長 $6.7m$ で、柱間は北より $3.6m + 3.1m$ である。柱掘り方は、一辺 $1.0m \sim 1.7m$ の隅丸方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれており、深さは $70cm$ である。埋土は、焼土を含む褐色砂、ローム粒子を含む黄色砂を主体とする。

b. 上層検出建物跡

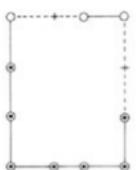
粘土整地上層面の検出建物群のうちで、重複して検出された建物跡である。新旧関係は、古い順にSB663→SB662→SB661となる。これらの建物跡は、 $30cm \sim 50cm$ ほど堅穴状に掘り込んだ内壁に沿って柱掘り方が掘られる掘立柱建物跡であり、いずれの建物跡も床と考えられる部分に焼土面が広がり鉄製品（釘等）が多く出土している。

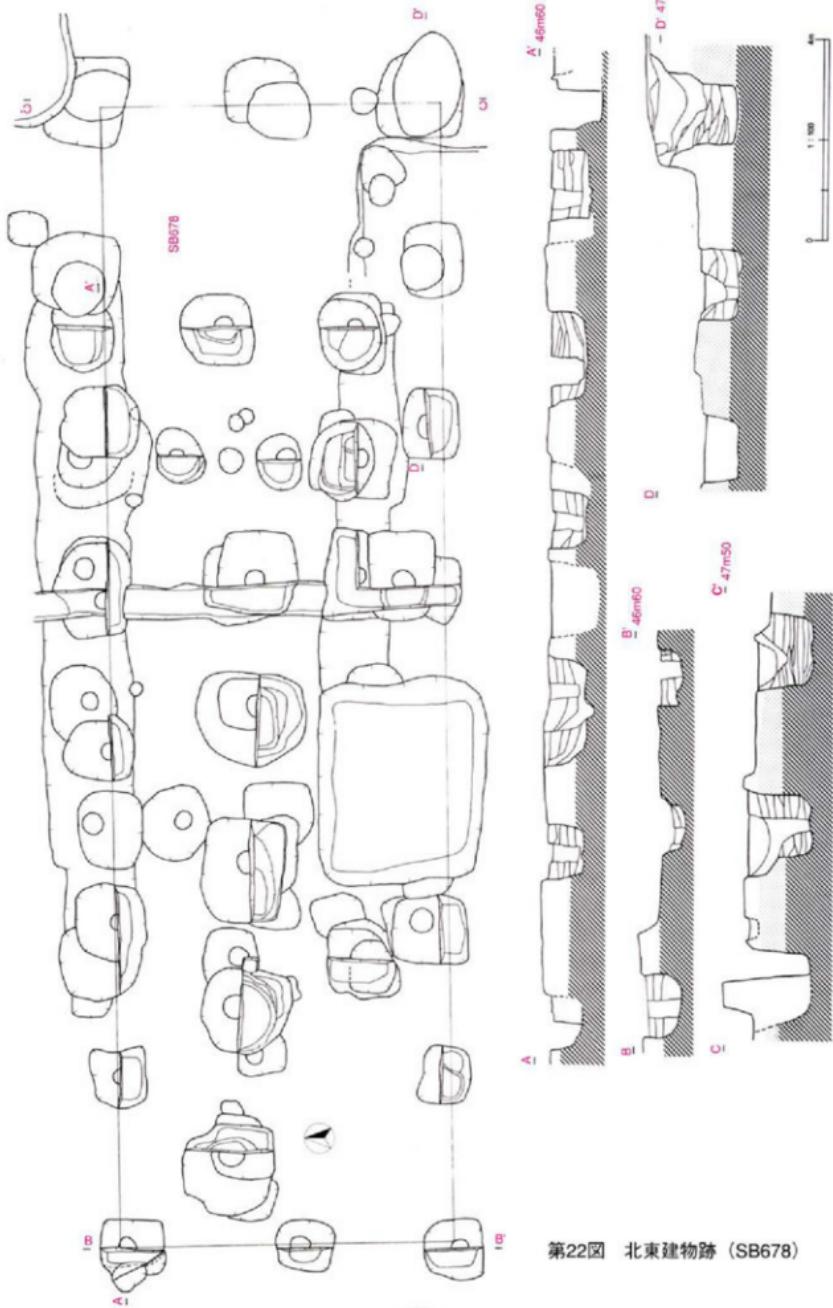
S B 663 (第23図、図版12・13)

東西3間×南北4間の南北棟掘立柱建物跡で、東半部はSB662・SB661・SI665に切られている。建物の方向は、桁行西側柱列で発掘南北基準線に対し4度東に振れる。桁行については、西側柱列で総長 $11.9m$ で、柱間は北より $2.9m + 3.0m + 3.0m + 3.0m$ である。梁間については、SB661・SB662の掘り方によって削平されており不明であるが、同規模で1分東へ寄せて建て替えられたSB662の梁間を参考にすると総長は $9.2m$ となる。柱掘り方は、一辺 $1.1m \sim 1.3m$ の方形または隅丸方形を呈し、壁はほぼ垂直に掘り込まれ、深さは $80cm$ である。埋土は炭化物・ロームブロックの混入した暗褐色砂である。柱痕跡は直径 $30cm \sim 40cm$ 、深さ $80cm$ である。

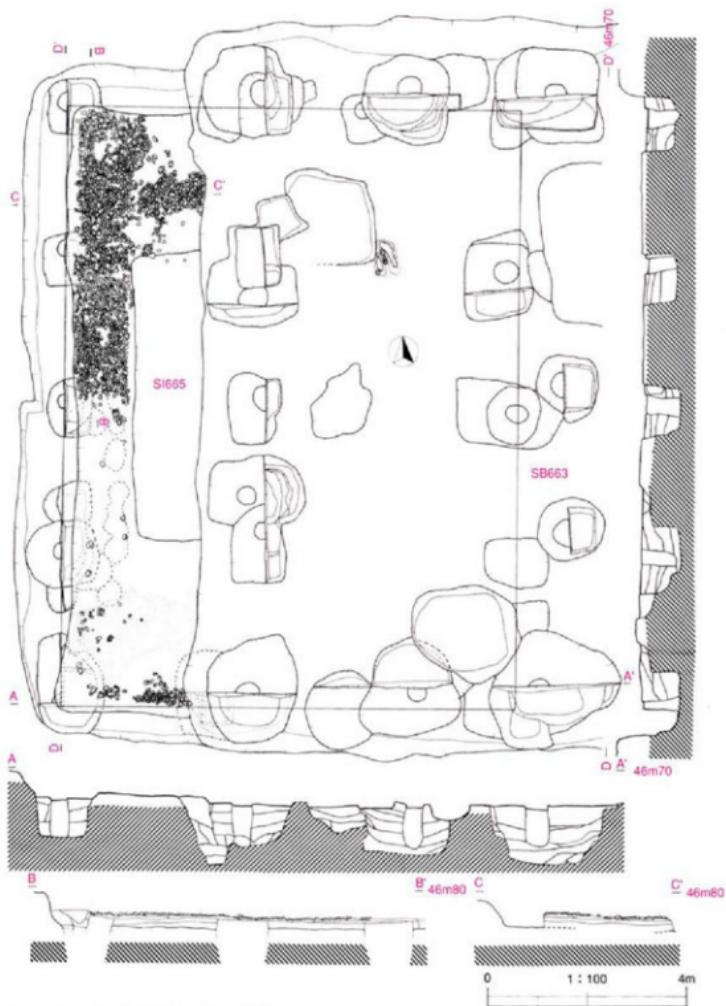
S B 662 (第24図、図版12・13)

東西3間×南北3間の南北棟掘立柱建物跡である。建物方向は、桁行西側柱列で発掘南北基準線に対し2度30分東に振れる。桁行については、西側柱列でSB663と同規模と考えると、総長 $11.9m$ で柱間は北より不明+ $3.9m + 3.9m$ である。梁間については、南側柱列で総長 $9.2m$ 、柱間は西より $3.45m + 2.45m + 3.3m$ である。柱掘り方は一辺 $1.8m$ の隅丸方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれ、深さは $1m$ である。





第22図 北東建物跡 (SB678)

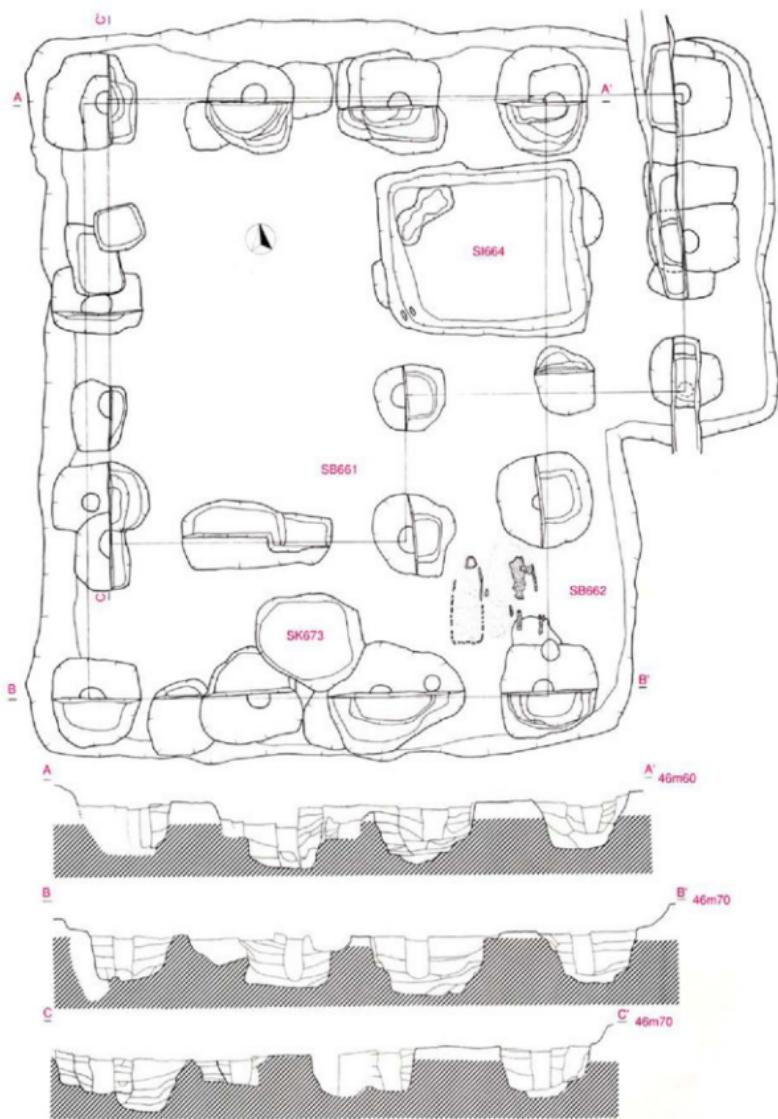


第23図 北東建物跡（SB663）

埋土は、焼土・炭化物・ローム粒子の混入した褐色砂である。柱痕跡は、直径40cm、深さ80cmである。

S B661 (第24図、図版12・13)

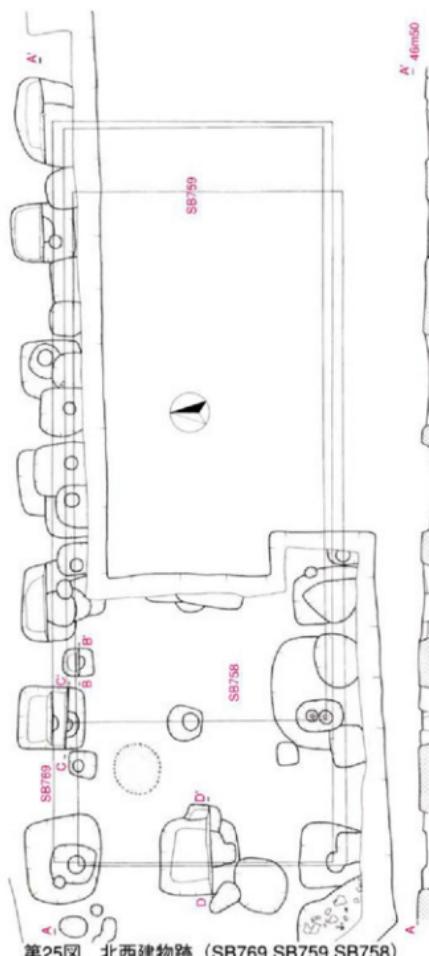
東西4間×南北2間の南側に1間が張り出した掘立柱建物跡で、東と南が妻となる平面L字形の掘立柱建物跡である。建物方向は、梁間西側柱列で発掘南北基準線に対し約3度東に振れる。桁行につ



第24図 北東建物跡 (SB662,SB661)

0 11:100 4m

いては、北側柱列で総長11.6mで柱間は西より3m+3m+3.2m+2.4mである。梁間については、西側柱列で総長8.8mで柱間は北より3m+3m+2.8mである。また、東妻は総長6mで、北より3m+3m、南妻は総長6mで、西より3m+3mである。柱掘り方は一辺1.1m～1.5mの方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれ、深さは50cmである。埋土は焼土、炭化物を多く含む褐色砂である。柱痕跡は直径30cm、深さ50cmで、埋土は焼土や炭化物を含む褐色砂や茶褐色砂である。



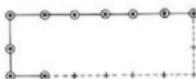
第25図 北西建物跡 (SB769, SB759, SB758)



4. 北西建物跡

正殿の北西で3棟の建物跡が検出された。SB769・SB759・SB758は前述したSB680・SB679・SB678と正殿跡のはば中央を通る中軸線に対し、ほぼ対称に位置する。

S B 769 (第25図、図版14)



東西6間×南北2間の東西棟掘立柱建物跡である。建物の方向は、ほぼ発掘基準線に一致する。桁行については、北側柱列で総長14.8mで、柱間は西より2.8m+2.4m+2.5m+2.2m+2.6m+2.3mである。梁間については、総長5.4mで柱間は北より2.7m+2.7mである。柱掘り方は一辺1.4m～1.7mの方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれており、深さは1.2mである。埋土は赤

褐色粘土ブロックを含む黄褐色砂である。柱痕跡は直径30cm、深さ30cmである。柱痕跡内には、焼土・炭化物が混入している。

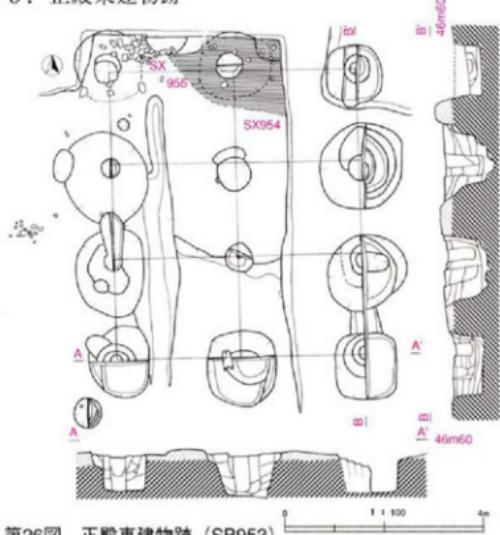
S B759 (第25図、図版14)

東西7間×南北2間の東西棟掘立柱建物跡である。建物の方向は、ほぼ発掘基準線に一致する。桁行については、北側柱列で総長13.8mで、柱間は西より2.0m+2.0m+2.0m+2.0m+1.8m+2.0mである。梁間については、総長5.6mで柱間は北より2.8m+2.8mである。柱掘り方は一辺60cm~90cmの方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれており、深さは60cmである。埋土は焼土・炭化物を含む黄褐色砂である。柱痕跡は直径30cm、深さ45cmである。柱痕跡内には焼土・炭化物が混入している。

S B758 (第25図、図版14)

東西6間×南北2間の東西棟掘立柱建物跡である。建物の方向は、ほぼ発掘基準線に一致する。桁行については、北側柱列で総長11.8mで、柱間は西より2.3m+2.3m+1.8m+1.8m+1.8m+1.8mである。梁間については、総長5.0mで柱間は北より2.5m+2.5mである。柱掘り方は一辺70cm~90cmの隅丸方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれており、深さは50cmである。埋土は暗褐色砂を主体としている。柱痕跡は、直径20cm~35cm、深さ30cmである。痕跡内には焼砂や炭化材が認められることから、被災建物と考えられる。

5. 正殿東建物跡



第26図 正殿東建物跡 (SB953)

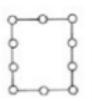
正殿の東で、3棟の掘立柱建物跡が検出された。

S B953C (第26図、図版14)

東西2間×南北3間の南北棟掘立柱建物跡である。建物の方向は、桁行西側柱列で発掘南北基準線に對し2度西に振れる。柱痕跡は確認できず、柱間は確定できないが、柱掘り方の中心をとると、後述するSB953Aと同規模の梁間総長4.8mで柱間2.4m等間と推定される。東側柱列で桁行長5.7mで柱間1.9m等間、柱掘り方は上面で直径約1.5mの円形プランで、下部では一

辺約1mの方形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれている。埋土は砂質土と粘土の粗い互層となっている。

S B953B (第26図、図版14)



SB953Cを北西へ約40cmほど移して建て替えたものである。建物規模、方向とも同様である。柱掘り方は直径80cmの円形で、SB953C建物掘り方底面より約30cm上位までの掘り込みである。

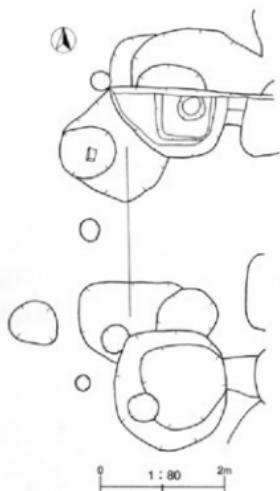
S B953A (第26図、図版14)

SB953Bとほぼ同位置で建て替えられたものである。東西2間×南北3間の南北棟総柱の掘立柱建物跡である。建物の方向は桁行東側柱列で発掘南北基準線に対し2度西に振れる。桁行については、東側柱列で総長5.7mで、柱間は北より1.9m+1.9m+1.9mである。梁間については、南側柱列で総長4.8mで、柱間は西より2.4m+2.4mである。柱掘り方は直径50cmの円形で、壁はほぼ垂直に掘り込まれている。埋土は、白っぽい褐色砂質土を主体とするもので、上層にはわずかに焼土を含んでいる。

6. 政府東門跡

正殿跡の東約40mの位置で、政府跡の東門跡が6棟検出された。東門は、後述する6期の区画施設にそれぞれ付設されたものと考えられる。

S A718 (第27図)



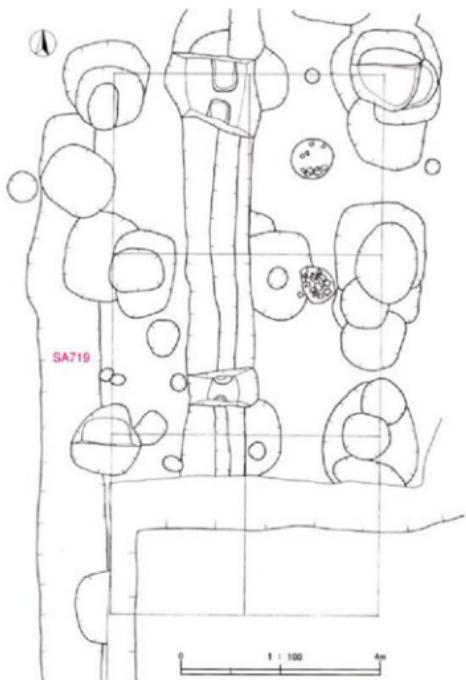
第27図 政府東門跡 (SA718)



政府区画施設、SF729築地塀の南延長上有る2本の柱列である。柱掘り方は、SB696A・Bによって切られている。柱間は、掘り方中心に柱位置を求めるとき2.5mで、SF729築地塀跡の中心線に柱筋が一致する。掘り方は一辺1.5mの方形で、深さ70cmである。

S B717 (第28図、図版15)

東西2間×南北3間の南北棟掘立柱八脚門で、西側柱列と政府区画施設のSA707一本柱列塀跡の柱筋がほぼ一致する。建物の方向は、西側柱列で発掘南北基準線に対し1度西に振れる。柱痕跡が検出されないことから、柱掘り方中心に柱位置を求めるとき、桁行については西側柱列で総長10.8mで、柱間は北より3.6m+3.6m+3.6mとなる。梁間については、北側柱列で総長5.4mで、柱間は西より2.7m+2.7mとなる。掘り方は直径



第28図 政府東門跡（SB719）

1.2m～1.5mの円形で、深さは80cmである。

S B702 (第29図、図版15)

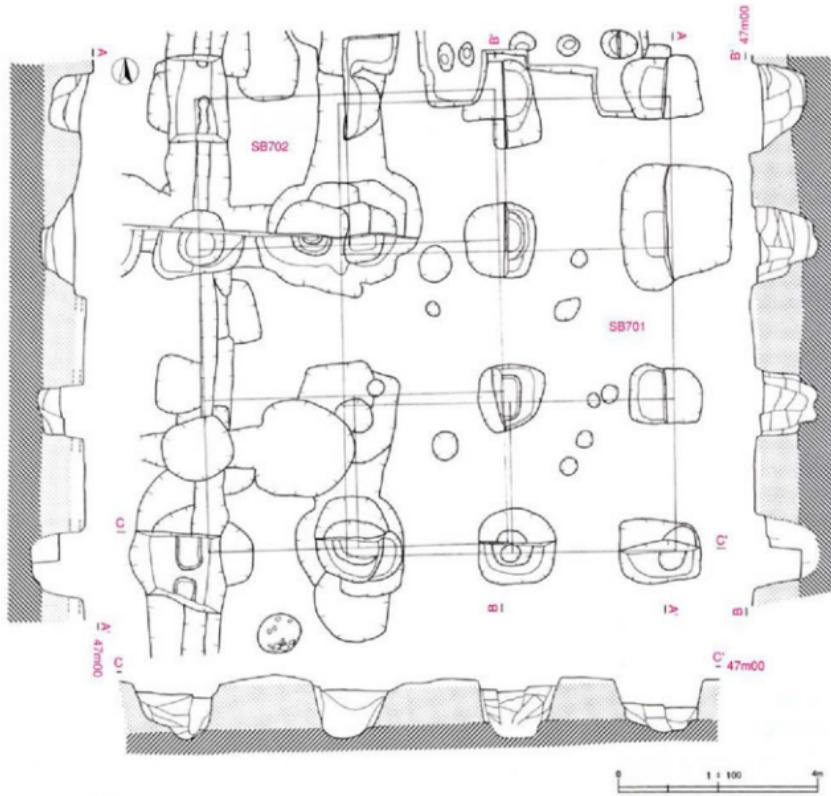
東西2間×南北3間の南北棟掘立柱八脚門で、西側柱列とSA706一本柱列塙跡の柱筋がほぼ一致する。建物の方向は、東側柱列で発掘南北基準線に対し2度西に振れる。柱痕跡が検出されないことから、柱掘り方中心に柱位置を求めるとき、桁行については総長9.0mで、柱間は北より3.0m+3.0m+3.0mとなる。梁間については、北側柱列で総長6mで柱間は北より3.0m+3.0mである。掘り方は一辺1.2mの方形で、深さ70cmである。掘り方内より体部外面に「七」の墨書のある赤褐色土器壊が出土している。

S B701 (第29図、図版15)

東西2間×南北3間の南北棟掘立柱八脚門で、西側柱列とSA705一本柱列塙跡の柱筋がほぼ一致する。建物の方向は、東側柱列で発掘南北基準線に対し約2度西に振れる。桁行については、東側柱列で総長9.0mで、柱間は北より3.0m+3.0m+3.0mとなる。梁間については、南側柱列で総長6.6mで西より3.3m+3.3mとなる。柱掘り方は一辺1.5mの隅丸方形、あるいは直径1.2m～1.5mの不整円形で、深さは1.2mである。柱痕跡は直径40cmである。

S B696B (第30図、図版15)

東西2間×南北1間の東西棟掘立柱建物跡（四脚門）で、棟通りの中央柱列と政府区画施設SA697材木塙跡の柱筋がほぼ一致する。建物の方向は、西側柱列で発掘南北基準線に対し1度西に振れる。

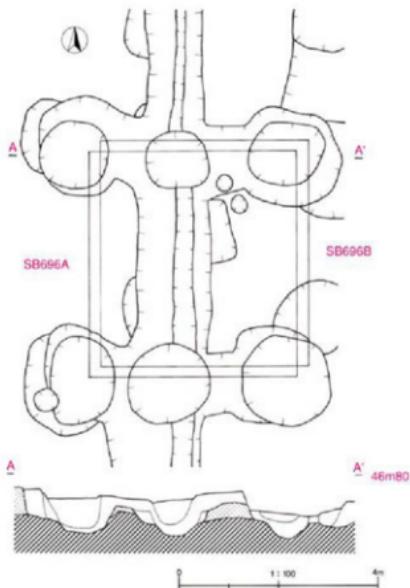


第29図 政府東門跡（SB702,SB701）

柱掘り方等は、後述するSB696Aに切られており、規模は不明であるがほぼ同規模と考えられる。

S B 696 A （第30図、図版15）

東西2間×南北1間の東西棟掘立柱建物跡（四脚門）で、棟通り中央柱列と政府区画施設SA697木材堆跡の柱筋がほぼ一致する。建物の方向は、西側柱列で発掘南北基準線に対し1度西に振れる。柱痕跡が検出されないことから、柱掘り方中心に柱位置を求めるに、桁行については西側柱列で4.5mである。梁間については、北側柱列で総長4.2mで、西より2.1m+2.1mとなる。掘り方は直径1.3m~1.8mの円形で、深さは80cmである。埋土は暗褐色砂である。SB696B・A掘り方内より、外面底部に記号様の墨書がある赤褐色土器坏が出土している。



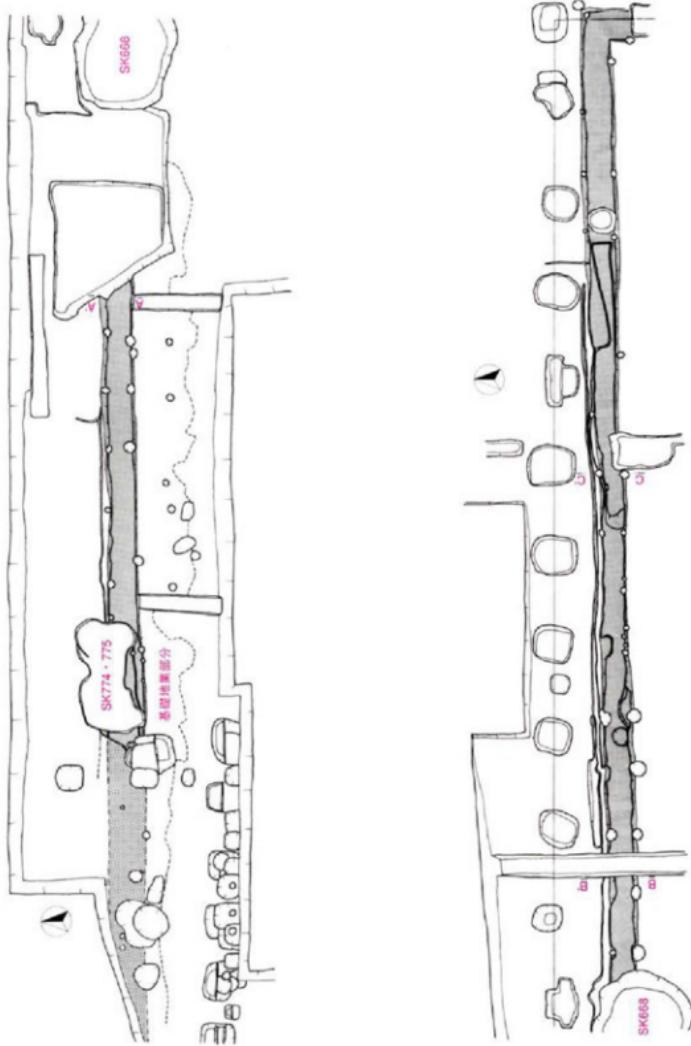
第30図 政府東門跡 (SB696B・A)

7. 築地塀跡

秋田城跡の政府西辺の築地塀は、旧国道7号線の開削や宅地造成によって削平され、その遺構は検出できない。政府の規模は、北東・南東のコーナーが明らかなことから南北規模の長さは明確であるが、東西規模については、東辺から正殿中軸線までの距離を折り返して仮想西辺築地塀を想定した。築地塀で区画された政府の規模は、およそ東西94m、南北77mであり横長の長方形をなす。北辺および東辺中央北側の築地塀にはそれぞれ二時期の重複が認められる。正殿北側の築地塀を北辺築地塀(SF677)、東側の築地塀を東辺築地塀(SF729)、政府の南辺から東辺にかけての築地塀を南辺築地塀(SF788)とした。それぞれの築地塀で重複が確認されたものは、遺構番号の後に古い順にB・Aの記号を付した。

S F 677 (第31・34図、図版16・17)

SF677は北辺部築地塀跡であり、東、北、南の三辺の築地塀跡の中では最も遺存状況が良い。黄白色砂および褐色砂の上に黒褐色粘土と赤褐色粘土を混ぜて、版築による基盤の上に構築される。全長は約69mあり、その方向は発掘東西基準線に対し東で約2度北に振れる。基底幅約1.2m、検出した遺存高は約40cm~50cmである。積土は赤褐色粘土と黄褐色粘土を2cm~5cmの厚さで互層に版築を施



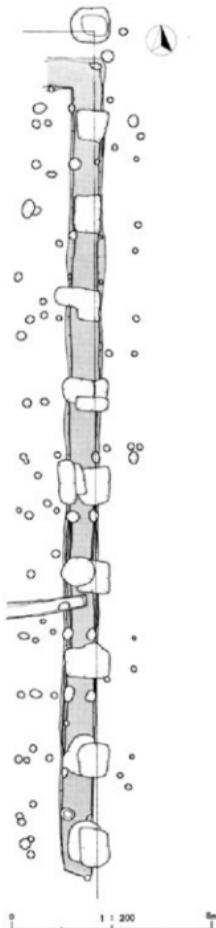
第31図 北辺棗地堀跡 (SF677)

している。積み手の違いは観察されない。築地塀跡本体両側に、東辺との屈曲部から約20m程西側までは、わずかに積土にくい込んだ形で、直径約20cm~30cmの柱掘り方が約2.4m間隔で、また、これより西側部分では積土にくい込んだ形で、直径約40cm~50cmの掘り方が検出された。この掘り方は積土にくい込んでいること、また、掘り方内埋土に瓦片の混入するものがあることから、古い時期のSF677B築地塀崩壊土を嵩上げしたSF677Aの寄柱であり、寄柱が同一地点で建て替えられたものと判断した。正殿中軸線上に構築された部分は、国営調査が行われたが門跡・築地塀跡は検出されていない(註1)。

註1 調査概要（昭和34年7月~8月 秋田城跡第1次調査概要 文化財保護委員会）

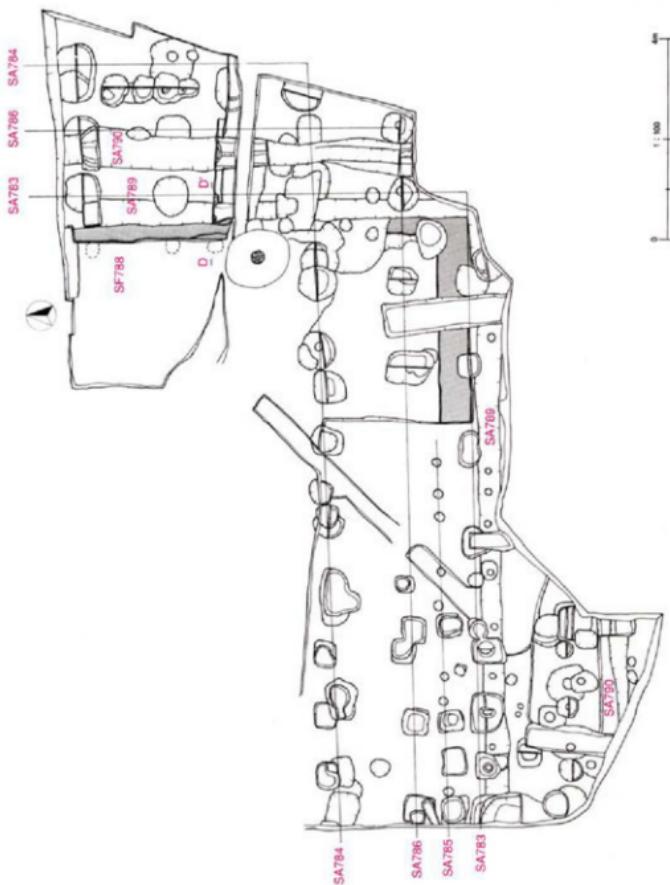
S F 729 (第32・34図、図版18)

SF729は東辺部の築地塀跡である。地山飛砂層の直上には版築による基盤は確認されない。全長は約31.5mで、その方向は発掘南北基準線にはほぼ一致する。基底幅約1.2m、検出した遺存高は最高で約80cm、平均40cmで、南側ほど遺存高が低くなっている。積土は赤褐色粘土と黒色土、あるいは赤褐色砂を2cm~5cmの厚さで互層に版築を施しているが、部分的に軟弱な部分も認められる。積み手の違いは南半部で観察され、その間隔は約3m~3.5mである。築地塀跡本体両側に、約2.0m~2.4mの間隔で直径10cm~20cmの柱掘り方、すなわち寄柱が検出された。北から8間目の寄柱以南は、大きく積土を掘り込み、また掘り方の径も約50cmと大きい。さらに、その中心間も約1mと狭くなっている。いずれも嵩上げ後の寄柱と考えられる。



第32図 東辺築地塀跡 (SF729)

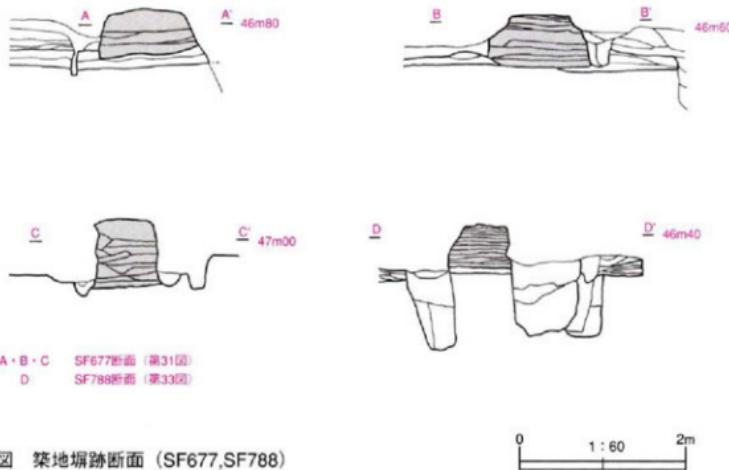
SA785→SA
787



第33図 政府南東隅築地堀・一本柱列堀・材木堀跡

S F 788 (第33・34図、図版24・25)

SF788は、南辺から東辺部にかけての築地堀跡である。南辺では、SX791整地によって造成した平坦面上に、褐色砂と暗赤褐色粘土を混ぜ版築による基盤の上に構築されている。全長は、屈曲部から約8.5mで、西側は国営調査によるトレンチによって削平されている。方向は、発掘東西基準線に対し西で約1度南に振れる。基底幅約1.3m、遺存高は約50cmである。積土は赤褐色粘質土、黄白色粘質土、黒色粘質土を4cm～6cmの厚さで互層に版築を施している。積み手の違いは観察されなかった。

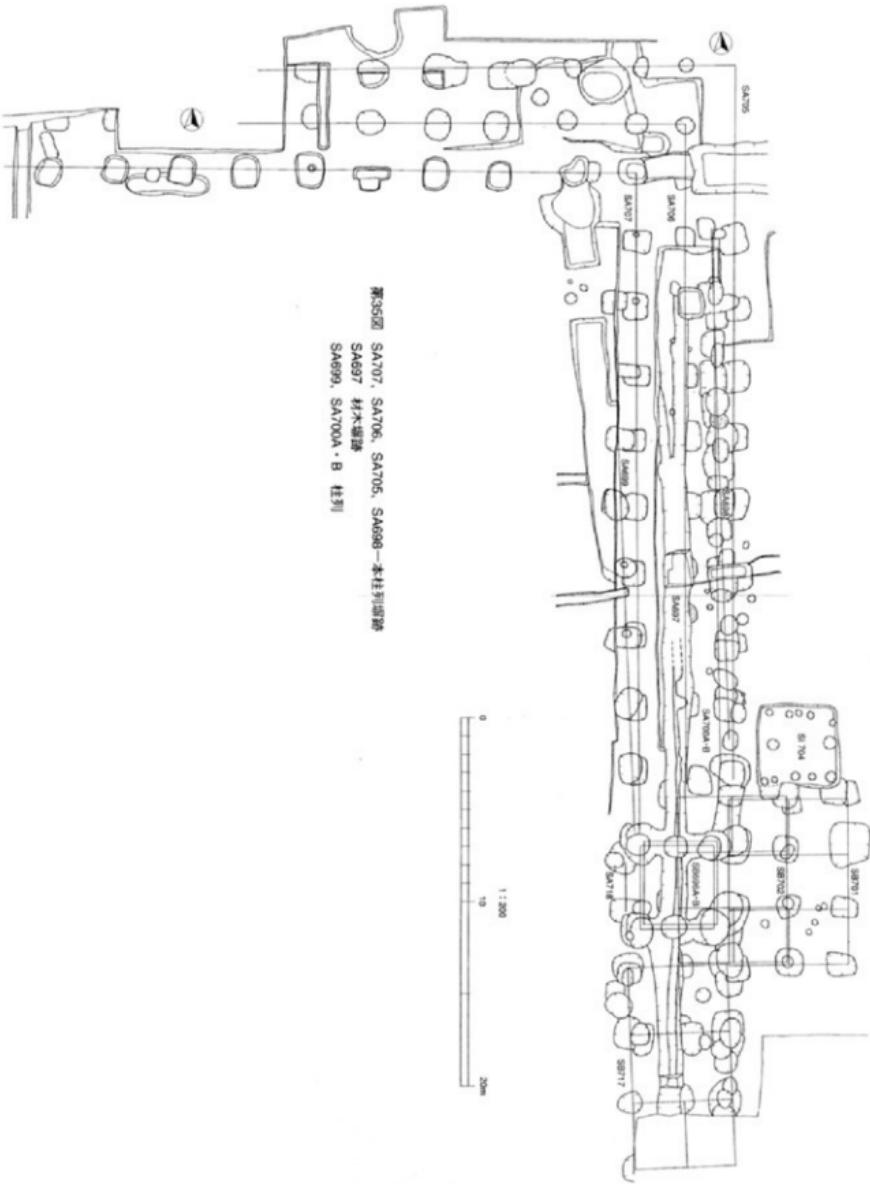


第34図 築地堀跡断面 (SF677,SF788)

遺存する築地堀本体の北側では崩壊土を除去していないこと、また南側ではSA789によって破壊されているため寄柱等は検出できなかったが、国営調査トレンチによって削平された西側築地堀跡延長上では、SA787とした柱列が柱間約2.1m～2.3m間隔で確認されている。寄柱あるいは作業用柱跡と考えられる。東辺との屈曲部から北方では、SX791整地あるいは、地山飛砂層の土層である黄白色砂上に、明褐色粘土と黒褐色粘土を混ぜた版築による基盤の上に構築されている。全長は約16mで、屈曲部から約3m～6mまでの間は、後世の削平等により検出されていない。その方向は、発掘南北基準線にほぼ一致する。基底幅約60cm～80cm、遺存高は約40cm～60cmである。積土は明褐色粘土、黄色粘土、黒褐色粘土を4cm～6cmの厚さで互層に版築を施している。積み手の違いは観察されなかった。築地堀跡本体東側はSA789によって削平されている。本体西側に接して並行して並ぶ深い柱列跡が本体にくい込むように部分的に確認された。径50cm～60cm、深さ75cm～90cmで、間隔は1.8m、3.2mとばらつきがある。築地堀基盤、さらに地山粘土層（寺内層）を深く掘り込んでいることから、本体を構築する際の添柱の柱掘り方と考えられる。

8. 一本柱列堀跡

政府の四周を区画する一施設として、築地堀については前述したとおりであるが、築地堀崩壊後の施設として一本柱列堀について説明する。政府西辺の区画施設は、前述したとおり削平されており遺



第55図 SA707, SA706, SA705, SA698 - 本棟別途附

SA697 柱木組脚
SA699, SA700A・B 柱引

構は検出できない。北辺・東辺・南辺の一本柱列跡は、三期の変遷が考えられている。北辺から政府東門まで、東辺の一本柱列跡をSA707、南辺及び政府東門にかけて一本柱列跡をSA783、同様にSA706・SA786、さらにSA705・SA784とした。

S A 707 (第35図、図版16・20)

SA707は、築地壠崩壊土を掘り込んで構築された北辺から政府東門跡までの一本柱列跡である。昭和30年代の国営調査で内柵列と呼称されていたものである。北辺西端から屈曲部までの全長は約39.6m、計11間を確認した。その方向は、発掘東西基準線にはほぼ一致する。柱掘り方は、一辺約1.4m～1.9mの方形であるが、国営調査の際に掘り方内の埋土がほとんど掘り上げられており、ほとんど柱痕跡は不明であるが、わずかに柱痕跡の認められるものの柱間は約3.5m、3.7mである。掘り方の中心間をとると約3.3m等間である。東辺屈曲部から東門跡へ至るまでの全長は約32.4mで、計9間まで確認した。その方向は、発掘南北基準線にはほぼ一致する。柱掘り方は、一辺約1m～1.5m、深さ約60cm～80cmの方形で、SF729の積土を掘り込んでいる。埋土は、国営調査で掘り上げられているが、わずかに柱痕跡の認められるものの柱間は、約3.5m、3.7mである。

S A 783 (第33図、図版24・25)

SA783は、東門跡から南辺にかけての一本柱列跡である。南辺の一部は国営調査によって「柵列」と認識されていたものである。南辺から屈曲部に至るまでは全長約12m、計3間を確認した。その方向は発掘東西基準線に対し西で約1度30分南に振れる。柱掘り方は一辺約1.0m～1.3m、深さ60cmの方形または楕円形で、SF788の積土とSA789埋土を掘り込んでいる。柱間は掘り方の中心で約3.4mである。一方、南辺部は屈曲部から北側については3個めと4個めの柱掘り方が確認された。その方向は発掘南北基準線にはほぼ一致する。柱間は掘り方の中心部で約3.4m、掘り方は直径約1.4m、深さ約30cmの円形でSA789埋土を掘り込んでいる。

S A 706 (第35図、図版20・21)

SA707の外側に位置し、SA707と同様に北辺から政府東門跡までの一本柱列跡である。SA707・SA705に並行する。SA707との間隔は、掘り方の中心間で約2.7m、また、SA705との間隔は約2.8mである。検出された北辺の西側から屈曲部までの全長は、約35.4m、計12間を確認した。その方向は、発掘東西基準線にはほぼ一致する。柱掘り方は一辺約1.2m、深さ約1m～1.5mの方形・不整形である。柱間は掘り方中心に位置を求めるとき、約3.6m等間となるが、屈曲部から西1間が約3mとなっている。屈曲部から政府東門跡へ至るまでの全長は約35m、計10間を確認した。その方向は、発掘南北基準線にはほぼ一致する。柱掘り方は、SA697によって掘り込まれ、全容が確認されたのは3個めまでで、一辺約1.1m～1.4m、深さ約1m～1.5mの方形である。柱間は、掘り方中心間で約3.6m等間である。

S A 786 (第33図、図版24)

SA783の内側に位置し、南辺から東門跡に至る一本柱列跡である。SA783・SA784に並行する。SA783との間隔は掘り方の中心間で約2.4m、また、SA784との間隔は約3.6mである。検出された南辺

の西端から屈曲までの全長は、約10.5m、計4間を確認した。その方向は、発掘東西基準線に対し西で約1度30分南に振れる。柱掘り方は、一辺約1.1m～1.7m、深さ35cmの方形もしくは隅丸方形で、SA790に掘り込まれている。柱間は、掘り方中心で約3.5mであるが、コーナー部の1間は約2.5mと狭い。一方、屈曲部から北はSA783の外側に位置し、南辺と同様に並行する。SA783またSA784との間隔はそれぞれ2.4m、3.5mである。屈曲部から北部では、全長約13.8m、計3間を確認した。その方向は、発掘南北基準線にはほぼ一致する。柱掘り方は、SA790により掘り込まれており、全容は不明であるが、一辺約1m～1.3m、深さ約35cmの隅丸方形である。柱間は、掘り方中心で南より3.8m、5.2m、3.8mである。

S A705（第35図、図版20・21）

SA706の外側に位置し、SA707・SA706と同様に北辺から政庁東門跡に至る一本柱列堀跡である。SA707・SA706に並行する。SA706との間隔は、掘り方の中心間で約2.7mである。北辺の西端から屈曲部までの全長は約23.5m、計8間を確認した。その方向は、発掘東西基準線にはほぼ一致する。柱掘り方は一辺約1.5m、深さ約1m～1.3mの方形あるいは長方形である。柱間は西端から屈曲部より2個手前まで3.6m等間である。北東隅は、削平により不明であるが他の2間については、東西と南北の柱筋を延長させた交点から測定すると西へ約2.5m、3mと考えられる。一方、屈曲部から南は全長約37.5m、計11間を確認した。その方向は発掘南北基準線にはほぼ一致する。柱掘り方は、一辺約1.5m、深さ1m～1.3mの方形・長方形である。柱間は掘り方の中心をとると約3.6m等間となる。交点部から2個目までは北辺と同様に2.5m、3mと考えられる。

S A784（第33図、図版24）

SA786の内側（北側）に位置し、東辺部では外側（東側）に屈曲する。南辺から東門跡に至る一本柱列堀跡である。SA786と並行する。SA786との間隔は、掘り方の中心間で約3.5mである。南辺の西端から屈曲部の1個手前までの全長は約15m、計4間を確認した。その方向は、発掘東西基準線に対し西で約3度南に振れる。柱掘り方は約1m～1.5m、深さ約40cmの円形、または隅丸方形である。柱間は掘り方の中心間で約3.5mである。一方、屈曲部から北ではSA786の外側（東側）に位置する一本柱列堀跡である。SA786との間隔は、柱掘り方の中心間で約3.3mである。北側2個の掘り方は、一辺約1.1m～1.5m、深さ40cmの隅丸方形である。柱間は掘り方の中心で約3.8mである。SA790と重複し、これよりも古い。

S A698（第35図）

政庁東辺区画施設のSA705一本柱列堀跡を掘り込んで構築された柱列である。東辺北側から総長約28m、計10間を確認した。その方向は発掘南北基準線に対し北で約3度30分西に振れる。柱掘り方は1m～1.5mの長楕円形である。直径約30cmの柱痕跡が認められるものもあるが、多くは柱位置が不明である。柱位置を掘り方の中心に求めると、柱間は約2.5mから3.5mと一定していない。

9. 材木塀跡

政庁の四周を区画する施設として、築地塀、一本柱列塀については前述したとおりであるが、一本柱列塀と同様に東辺南側および南辺の区画施設として構築された材木塀がある。これは布掘り地業を行い、この中に円形または方形の材を、ある程度の間隔をおいて立て並べた塀と考えられるが、検出されるのは、布掘り溝および柱掘り方のみで材の痕跡は検出されない。

S A 719 (第28図、図版21)

東辺南側の全長約12mの材木塀跡で、SF729A積土を壊して構築している。上面幅1.0m～1.5m、断面形が鍋底状を呈しているが、部分的に約40cm～80cmと深くなる個所がある。布掘り溝の中心線は発掘南北基準線とほぼ一致する。SB717によって壊されている。

S A 789 (第33図、図版22・23)

SF788の東縁、南縁部を切って掘り込んでいる。布掘り溝の中心線は、発掘東西基準線とほぼ一致する。南辺では、屈曲部までの全長約24m、上面幅約70cm～1mで、断面形が鍋底状を呈し、深さは30cm～50cm程である。底面近くで径20cm～30cmの掘り方が検出されたが、不規則な配置となっている。屈曲部から東縁部までは全長約16m、上面幅約80cm～1m、深さ60cm～85cmの断面形が逆台形状を呈している。布掘り溝の中心線は、発掘南北基準線に対し北で約1度西に傾きSA719に連続する。一部分について底部まで掘り込んだが、掘り方は検出されなかった。

S A 697 (第35図、図版21)

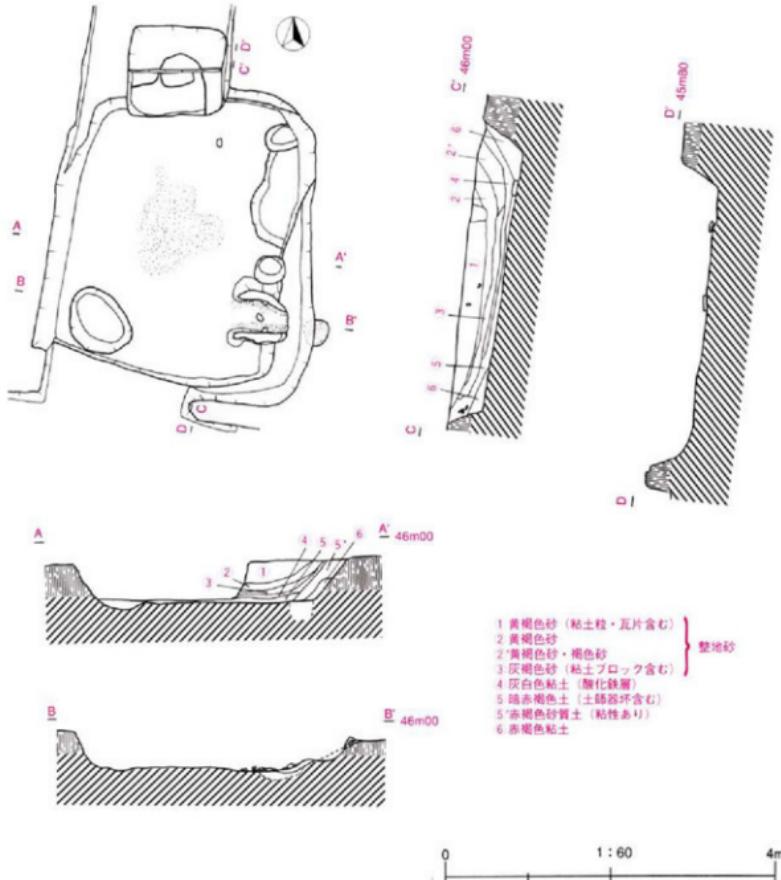
東辺の材木塀跡で、SA706を掘り込んでいる。布掘り溝の中心線は、発掘南北基準線とほぼ一致する。また、SB696の棟通りに取り付く。全長約41m、上面幅約1.2m、深さは南側が最深で約1.3mであるが、北に漸次浅くなる。SB696棟通りに取り付く部分から北へ約20mで、二又に分岐する。分岐した西側は国営調査で削平され、また、東側についても分岐点から約9m北で浅くなり消失している。布掘り溝埋土の中央付近で幅約20cm～30cmの埋土が異なる部分があり、連続してほぼ垂直にこの土質の相違が溝底面まで至ることが観察された。

S A 790 (第33図、図版22～25)

南辺の一部と南東辺の材木塀跡で、SA786を掘り込んでいる。布掘り溝の中心線は、発掘南北基準線とほぼ一致し、SA697に接続する。南辺は全長約4.5m、上面幅約1.1m～1.3m、深さ1m、南東辺は全長約14m、上面幅約80cm～1.5m、深さ70cm～1.5mで、断面は逆台形状またはY字状を呈する。断面または平面で、柱状の落ち込みは認められなかった。

10. 壇穴住居跡

政庁地域で3軒の壇穴住居跡が検出された。南辺部で1軒、北東部で1軒、さらに政庁東門跡北側で1軒検出された。以下その概要を記述する。

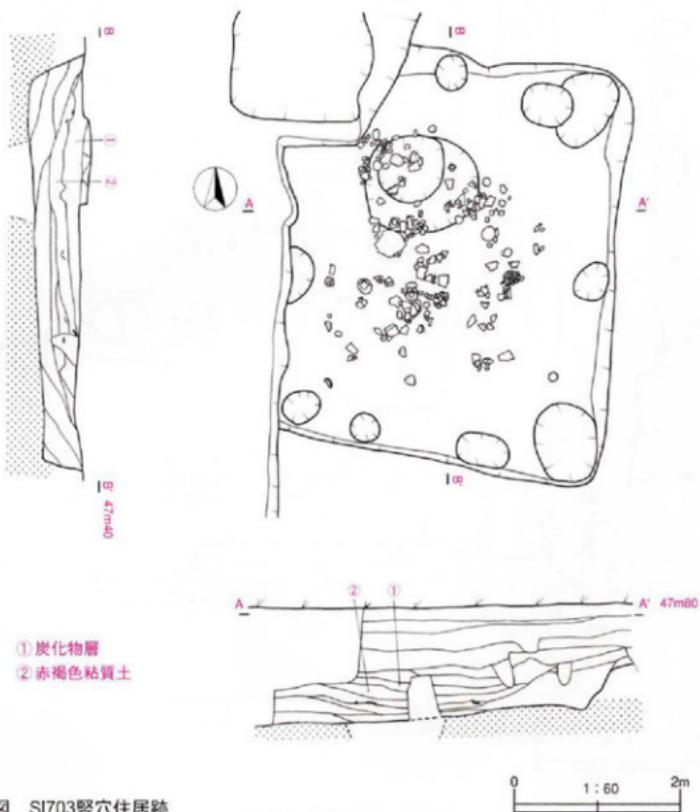


第36図 SI782竪穴住居跡

S I 782 (第36図、図版26)

政府の南辺で検出された。平面形は東西約2.8m、南北3.5mの隅丸長方形を呈する。長軸方向は、発掘南北基準線に対し北で約5度東に振れる。住居跡の中央部は、国営調査トレンチによって床面近くまで掘り下げられている。カマドは東壁の南寄りに位置し、煙道部は約50cm延び壁外に至る。両袖は粘土で構築されている。遺存状態は良好でない。住居壁高は50cmを計る。床面は粘土による貼り床が施されており、カマド前および中央部が堅い。床面中央部に約1m四方の炭化物と若干の焼土が認められたが、焼面とは認識されなかった。埋土の堆積状況は、平面プラン確認面から約40cmで、政府

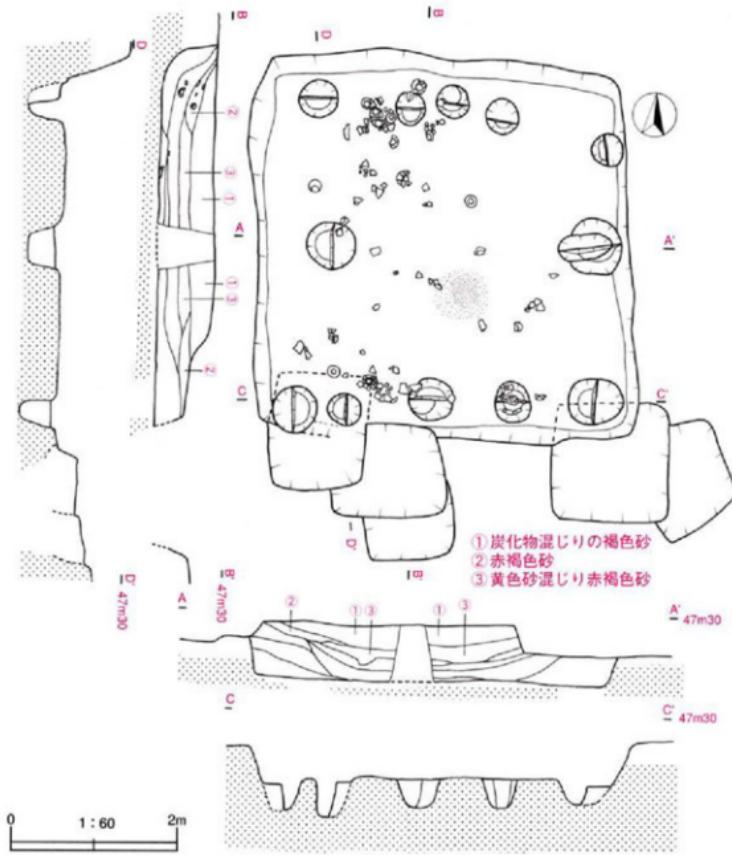
造営時に整地地業によって黄褐色砂を主体とした人為的土層、それ以下床面までの約8cmが自然堆積層であることが確認された。カマド周辺、東壁寄りに土師器坏形・変形土器が出土した。



第37図 SI703竪穴住居跡

S I 703 (第37図、図版27)

政序域北東部で検出され、粘土整地層を掘り込んでいる。平面形は東西4m以上、南北約5mの隅九方形を呈する。東壁は発掘南北基準線に対し北で約5度東に振れる。カマドは検出されていない。床面下層でSB678の柱掘り方が確認される。柱掘り方は、壁沿いに配された径約30cm～50cm、深さ約30cm～40cmの7個のビットと考えられる。壁高は60cmを計る。埋土には多量の炭化物の充填層が鍋底状に堆積し、その底面および下層の赤褐色粘質土から多量の遺物が出土している。



第38図 SI704竪穴住居跡

S I 704 (第38図、図版24)

政庁東門跡外側で検出された。平面形は東西約4.5m、南北約4.2mの隅丸方形を呈する。西壁は、発掘基準線にはほぼ一致している。カマドは検出されなかったが、床面で径約60cmの円形を呈した焼土・焼面が認められた。柱掘り方は検出されない。壁高は約55cmを計る。埋土から遺物がまとまって出土した。SB701・SB702と重複し、南壁および埋土をこの建物の掘り方が掘り込んでいることから、これらよりも古い。

11. その他の遺構

前述した主要遺構の他に古代の遺構として柱列5列、土坑7基、その他の遺構を検出しており、その概要を柱列からその他の遺構の順に記す。

(1) 柱列

S A 683

政府東北部SB679の南側で検出された東西7間の柱列である。柱列の方向は発掘東西基準線に対し東で約2度北に振れている。柱掘り方は一辺約1.0m～1.8m、深さ約50cm～70cmの方形である。柱間は柱痕跡と掘り方中心から計測すると、西から2.1m、2.4m、2.4m、2.1m、2.4m、2.4m、2.1mである。SB679の目隠し塀と考えられる。

S A 699（第35図）

政府東辺区画施設のSF729B・A、SA707を掘り込んで構築された柱列である。東辺の北側から総長約28.8m、計8間を確認した。その方向は発掘南北基準線に対し北で約3度西に振れる。柱掘り方は一辺約1mの方形、あるいは径1mの円形で、深さ約60cmである。柱痕跡の明瞭なものは柱間が約3.6m、不明なものは柱位置を掘り方中心に求めると、約3.6mとなり12尺等間となる。なお、SA707の北東隅から2間目（3本目）の位置で止まり、それより北では確認されない。

S A 700A・B（第35図）

政府東辺区画施設のSA705を掘り込み、SA698に掘り込まれている柱列である。東辺北側から総長約25m、計8間を確認した。その方向は発掘南北基準線に対し北で約3度西に振れる。新旧2時期があり、北に位置する700Bが古く、南でBを掘り込んでいるAが新しい柱列である。

S A 751

正殿のSB748A廂柱掘り方より新しい柱列である。正殿築造に伴う足場等の小掘り方と考えられる。

S A 755

正殿北西部で南北に延びる3個の大形柱掘り方であるが、深さが異なること、周辺遺構との関係がまったく不明なことから、同一時期、同遺構かは断定できない。また、柱痕跡も認められない。中央の柱掘り方上層から銅鈴が出土している。

(2) 土坑

S K 668（第31図）

SF677積土、崩壊土を掘り込んでいる、直径約4.5m、深さ約65cmの円形の土坑である。

S K 670

粘土整地層面で検出された長軸約1.1m、短軸0.6mの梢円形を呈する土坑である。

S K 673（第24図）

SB661の南側の焼土面で検出された、東西約2.2m、南北約2mの不整円形の土坑である。SB661・SB662柱掘り方を壊している。

S K 674

粘土整地面で検出された長軸約70cm、短軸50cmの楕円形を呈する土坑である。

S K 708

SB678の北東隅柱掘り方を壊して構築された、東西約2.5m、南北約2m、深さ35cmの不整方形を呈する土坑である。

S K 774・775（第31図）

SF677積土、崩壊土を掘り込んで構築された東西約4.2m、南北2.5m、深さ10cm～20cmの不整形を呈する土坑である。

(3) その他の遺構

S X 687焼土遺構

東西約3m、南北約5mの方形の範囲でスサ入り焼土を充填している遺構である。SB678の柱掘り方より古く、SB679・SB680より新しい。焼土の厚さは約10cm～20cm、部分的に灰青色を呈する個所も認められる。底面には約5cmの厚さで炭化物層があり、焼面となっている。

S X 735炭化物落ち込み遺構

SA705の東側で検出された、東西、南北とも約4mの範囲で、深さ40cmの鍋底状を呈する落ち込みである。埋土には炭化物が多量に混入しており、赤褐色土器等が出土した。

S X 771焼土遺構

SB759の範囲内で焼土および炭化物面が検出された。焼土は北西に厚く堆積しており、これを除去したところ焼壁と思われる焼土塊が集中した落ち込みが確認された。床面は鍋底状で地山砂が火熱のため赤褐色、あるいは黒色に変色していることから、炉あるいはカマド遺構と考えられる。

S X 954焼土遺構（第26図）

SB953Aに伴う遺構で、焼壁材を除去する段階で検出された。建物の北東部に約2mの範囲で厚い焼土堆積と焼面が認められ、周辺から鉄釘がまとまって出土している。

S X 955瓦敷遺構（第26図）

SX954の上層にあった焼壁材を除去する段階で検出された。SB953Aの北柱列の外側に添って平瓦、丸瓦が敷き並べた状態で、特に北西コーナーで遺存状態が良好であった。SB953Aに伴う遺構で周縁に一定間隔で敷き詰められていたものと考えられる。

正殿南建物跡

正殿南建物	規模 柱 行 (m) 梁 間 (m)	建物構造 および 方 位	(柱堀り方) 規 模 形 状 深 さ	(柱痕跡) 有・無 規 模 深 さ	埋土状況	出 土 遺 物	備 考
SB754B	(桁行) 3間(9.9) (北桁西～) 3.3+3.3+3.3 (梁間) 1間(3.0)	東西棟掘立 柱建物 W3°S	不明				
SB754A	SB754Bと同様規模	同上	一辺1m前後の隅 丸方形または長方形 深さ80cm～90cm		暗褐色砂・赤褐色粘土ブロック主体	内面黒色処理土師器片 円面鏡	SB754を東へ移動
SB749	(桁行) 3間(11.5) (北桁西～) 3.8+3.8+3.9 (梁間) 2間(6.7) (梁行東～) 3.6+3.1	東西棟掘立 柱建物 W3°S	一辺90cm前後の方 形 深さ60cm		褐色砂、赤褐色粘土 ブロック主体		

北西建物跡

北 西 建 物	規 模 柱 行 (m) 梁 間 (m)	建物構造 および 方 位	(柱堀り方) 規 模 形 状 深 さ	(柱痕跡) 有・無 規 模 深 さ	埋土状況	出 土 遺 物	備 考
SB769	(桁行) 6間(14.8) (北桁西) 2.8+2.4+2.5+2.2 +2.6+2.3 (梁間) 2間(5.4) (西梁北～) 2.7+2.7	東西棟掘立 柱建物 W0°S	一辺1.4m～1.7m の方形 深さ1.2m	有 直径30cm 深さ30cm	赤褐色粘土ブロック を含む黄褐色砂 柱痕跡～焼土・炭化 物が混入		
SB759	(桁行) 7間(13.8) (北桁西) 2.0+2.0+2.0+2.0 +2.0+1.8+2.0 (梁間) 2間(5.6) (西梁北～) 2.8+2.8	東西棟掘立 柱建物 W0°S	一辺60cm～90cm の方形 深さ60cm	有 直径30cm 深さ45cm	焼土・炭化物を含む 黄褐色砂 柱痕跡～焼土・炭化 物が混入		
SB758	(桁行) 6間(11.8) (北桁西～) 2.3+2.3+1.8+ 1.8+1.8+1.8 (梁間) 2間(5.0) (西梁北～) 2.5+2.5	東西棟掘立 柱建物 W0°S	一辺70cm～90cm の隅丸方形 深さ50cm	有 直径20cm ～35cm 深さ30cm	暗褐色砂が主体 柱痕跡～焼砂・炭化 物が混入		被災建物と考えられる

北 東 建 物 跡

北建 東物	規 模 桁 術 梁 行 間 (m)	建物構造 および 方 位	(柱堀り方) 規 模 形 状 深 さ	(柱痕跡) 有・無 規 模 深 さ	埋土状況	出 土 遺 物	備 考
SB680		東西棟(?) 掘立柱建物				埴 (第39図・8)	
SB679	(桁行) 5間(12.75) (北桁西～)2.8+2.4+2.65+ 2.3+2.5 (梁間) 2間(5.4) (東梁北～)2.7+2.7	東西棟 掘立柱建物 W1°N	短軸1.2m～1.3m 長軸1.5mの梢円形 または一辺90cm～ 1.2mの方形 深さ90cm		褐色砂を主体に、ロームブロック、炭化物混入	須恵器壺 (第39図・9) 須恵器盤 (転用硯) (第39図・12) 須恵器壺 (転用硯) (第39図・11) 円面硯 (第39図・10)	
SB678	(桁行) 7間(22.8) (北桁西～)3.4+3.1+3.4+ 3.0+3.4+3.1+3.4 (梁間) 2間(6.7) (西梁北～)3.6+3.1	東西棟掘立 柱建物 W2°S	一辺1.0m～1.7m の梢円形 深さ70cm		焼土を含む褐色砂 ローム粒子を含む黄色砂		
SB663	(桁行) 4間(11.9) (北桁西～)2.9+3.0+3.0+ 3.0 (梁間) 3間(9.2)	東西棟掘立 柱建物 N4°E	一辺1.1m～1.3m の方形または隅丸 方形 深さ80cm	有 直径30cm ～40cm 深さ80cm	炭化物、ロームブロックの混入した暗褐色砂	赤褐色土器無調整 (第40図・27)	
SB662	(桁行) 3間(11.9) (西桁北～)不明+3.9+3.9 (梁間) 3間(9.2) (南梁西～)3.45+2.45+3.3	南北棟掘立 柱建物 N2°30'E	一辺1.8mの隅丸 方形 深さ1m	有 直径40cm 深さ80cm	焼土・炭化物・ローム粒子の混入した褐色砂	土師器甕 (第40図・30) 須恵器台付壺 (転用硯) (第41図・31) 須恵器蓋 (転用硯) (第41図・32) 赤褐色土器壺無調整 (第40・41図・28・29・34・35) 風字硯 (第41図・33)	
SB661	(桁行) 4間(11.6) (西桁北～)3.0+3.0+3.2+ 2.4 (梁間) 3間(8.8) (西梁北～)3.0+3.0+2.8 東妻 2間(6.0)3.0+3.0 南妻 2間(6.0)3.0+3.0	平面L字形 の掘立柱建 物(東と南が妻) N3°E	一辺1.1m～1.5m の方形 深さ50cm	有 直径30cm 深さ50cm	焼土・炭化物を多く 含む褐色砂 柱痕跡埋土－焼土、 炭化物を含む褐色砂 や茶褐色砂	土師器壺 (第41図・36) 須恵器壺 (転用硯) (第41図・41) 須恵器台付壺 (転用硯) (第41図・37・38) 赤褐色土器壺無調整 (第41図・39～41) 赤褐色土器三足土器 (第41図・42)	

正殿東建物跡

正殿 東建物	規模 桁行 梁間 (m)	建物構造 および 方 位	(柱廻り方) 規 模 状 態 深 さ	(柱痕跡) 有 無 規 模 深 さ	埋土状況	出土遺物	備考
SB953C	(桁行) 3間(5.7) (東桁北～) 1.9+1.9+1.9 (梁間) 2間(4.8) (梁行) 2.4+2.4 と推定	南北棟掘立 柱建物 N2°W	上面:直径約1.5m の円形 下端部:一辺約1m の方形		砂質土と粘土の粗い 互層		
SB953B	(桁行) 3間(5.7) (東桁北～) 1.9+1.9+1.9 (梁間) 2間(4.8) (南梁西～) 2.4+2.4 と推定 SB953Cと建物規模同様	南北棟掘立 柱建物 N2°W	直径80cmの円形				SB953Cを北西へ約40cm ほど移して建て替え
SB953A	(桁行) 3間(5.7) (東桁北～) 1.9+1.9+1.9 (梁間) 2間(4.8) (南梁西～) 2.4+2.4	南北棟掘立 柱建物 N2°W	直径50cmの円形		白っぽい褐色砂質土 を主体 上層にはわずかに焼 土含む	赤褐色土器坏無調整 (第41図・43)	SB953Bとはほぼ同位置で 建て替え

政 府 東 門 跡

政 府 門	規模 桁行 梁間 (m)	建物構造 および 方 位	(柱廻り方) 規 模 状 態 深 さ	(柱痕跡) 有 無 規 模 深 さ	埋土状況	出土遺物	備考
SA718	柱間 2.5m	2本の柱列 W0°S	一辺1.5mの方形 深さ70cm				
SB717	(桁行) 3間(10.8) (西桁北～) 3.6+3.6+3.6 (梁間) 2間(5.4) (梁行西～) 2.7+2.7	南北棟掘立 柱八脚門 N1°W	直径1.2m～1.5m の円形 深さ80cm				
SB702	(桁行) 3間(9.0) (桁行北～) 3.0+3.0+3.0 (梁間) 2間(6.0) (梁行西～) 3.0+3.0	南北棟掘立 柱八脚門 N2°W	一辺1.2mの方形 深さ70cm			赤褐色土器坏無調整 「七」の墨書 (第41図・44)	
SB701	(桁行) 3間(9.0) (東桁北～) 3.0+3.0+3.0 (梁間) 2間(6.6) (南梁西～) 3.3+3.3	南北棟掘立 柱八脚門 N2°W	一辺1.5mの隅丸 方形あるいは直径 1.2m～1.5mの不 整円形 深さ1.2m	有 直径40cm			
SB696B	SB696Aと同規模か	東西棟掘立 柱四脚門 N1°W	SB696Aと同規模か				柱掘り方等はSB696Aに 切られている。建物、掘 り方等の規模はSB696A と同規模と考えられる
SB696A	(桁行) 1間(4.5) (梁間) 2間(4.2) (梁行西～) 2.1+2.1	東西棟掘立 柱四脚門 N1°W	直径1.3m～1.8m の円形 深さ80cm	暗褐色砂	暗褐色砂・赤褐色粘 土ブロック主体	赤褐色土器台付环 記号様の墨書 (第41図・45)	

第V章 出土遺物

第1節 各遺構出土遺物

1. 建物跡出土遺物

S B746A出土遺物（第39図、図版29）

須恵器：1～3は蓋である。内面に墨痕があり磨滅していることから硯に転用されている。1は赤色顔料（ベンガラ）が付着しており朱書用のものと思われる。

S B746B出土遺物（第39図、図版29）

赤褐色土器：4は糸切りで底部から体部下半にかけてケズリ調整を施す坏である。

S B744出土遺物（第39図、図版29）

赤褐色土器：5は糸切り無調整の坏である。

S B749出土遺物（第39図、図版29）

土師器：6は内面に黒色処理を施した坏である。体部下端から底部は全面にケズリ調整が施されている。

硯：7は円面硯の脚部破片である。

S B680出土遺物（第39図、図版29）

塙：8は円形状の刺突を円を描くように施し、その内側に「由利・利・及・由」を習書している。

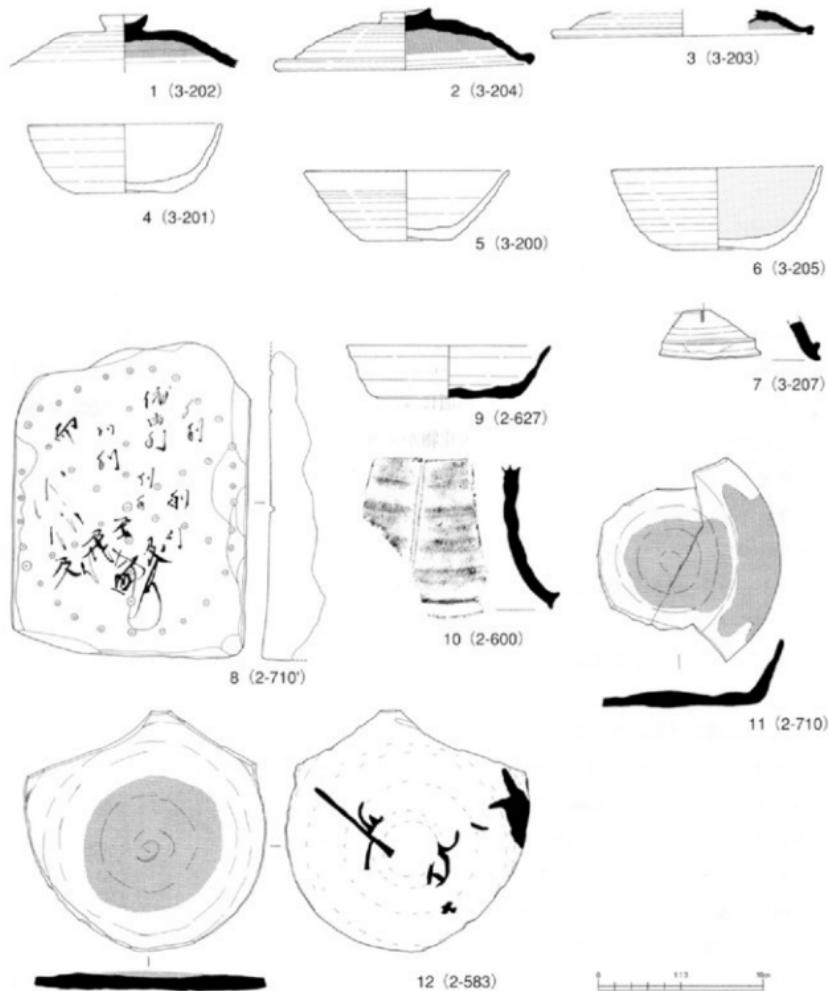
S B679出土遺物（第39図、図版29）

須恵器：9はヘラ切り無調整の坏である。12は底部にケズリ調整を施す盤で、底部周囲を打ち欠き、面取りし硯に転用している。判読不能の墨書が認められる。11はヘラ切り無調整の坏の底部周囲を打ち欠き、面取りし硯に転用したものである。底内面、体部には赤色顔料（ベンガラ）と思われるものが付着し、擦痕が認められることから朱書用の転用硯である。

硯：10は円面硯の脚部である。

S B661～663 竪穴状落込み内出土遺物（第40図、図版29～31）

この落込みはSB661・SB662・SB663掘立柱建物跡が確認される以前に認識されたもので、遺物はその埋土から出土した。したがって、この中にはSB661・SB662・SB663に伴う遺物も含まれるもの



1 ~ 3 SB746A
4 SB746B
5 SB744
6 ~ 7 SB749
8 SB680
9 ~ 12 SB679

第39図 遺構出土遺物

と考えられる。

須恵器：13、14はヘラ切り無調整の坏、15はヘラ切りの台付坏、16、17は蓋である。いずれも底部や内面に擦痕が認められ硯に転用されている。

硯：18は風字硯、19は風字二面硯の破片である。

赤褐色土器：20は皿、21～23は坏で、いずれも糸切り無調整である。22は底部に「上食」の墨書が認められる。23は底内面に擦痕、墨痕が認められ、硯に転用されている。25、26は台付坏である。底部に菊花状のケズリ調整を施した後、高台を付けている。

瓦：24は軒丸瓦である。大部分が欠損している。

S B 663出土遺物（第40図、図版30）

赤褐色土器：27は糸切り無調整の坏である。

S B 662出土遺物（第40・41図、図版30・31）

土師器：30は口径21cm、器高31cmの壺である。口縁部内外面は横撫で調整、体部外面は全体に下方から上方に手持ちケズリ調整が施される。内面には斜位のカキ目調整を施している。底部には笹葉状の木葉痕がある。体部には部分的に煤状の炭化物が付着している。

須恵器：31は台付坏である。灰青色をなし焼成良好である。体部下端を打ち欠いて面取りされ、内面に擦痕が見られることから硯に転用されている。32は蓋である。硯に転用されている。

赤褐色土器：28、29、35はすべて糸切り無調整の坏である。28は外面の底部、体部に煤状の炭化物が付着する。34は糸切りの坏で、器全体に撫で調整を施している。

硯：33は風字硯である。内面は使い込んでスペスペしている。脚部は不明である。接合した大きい方の破片は昭和34年の国営調査時に出土したものである。

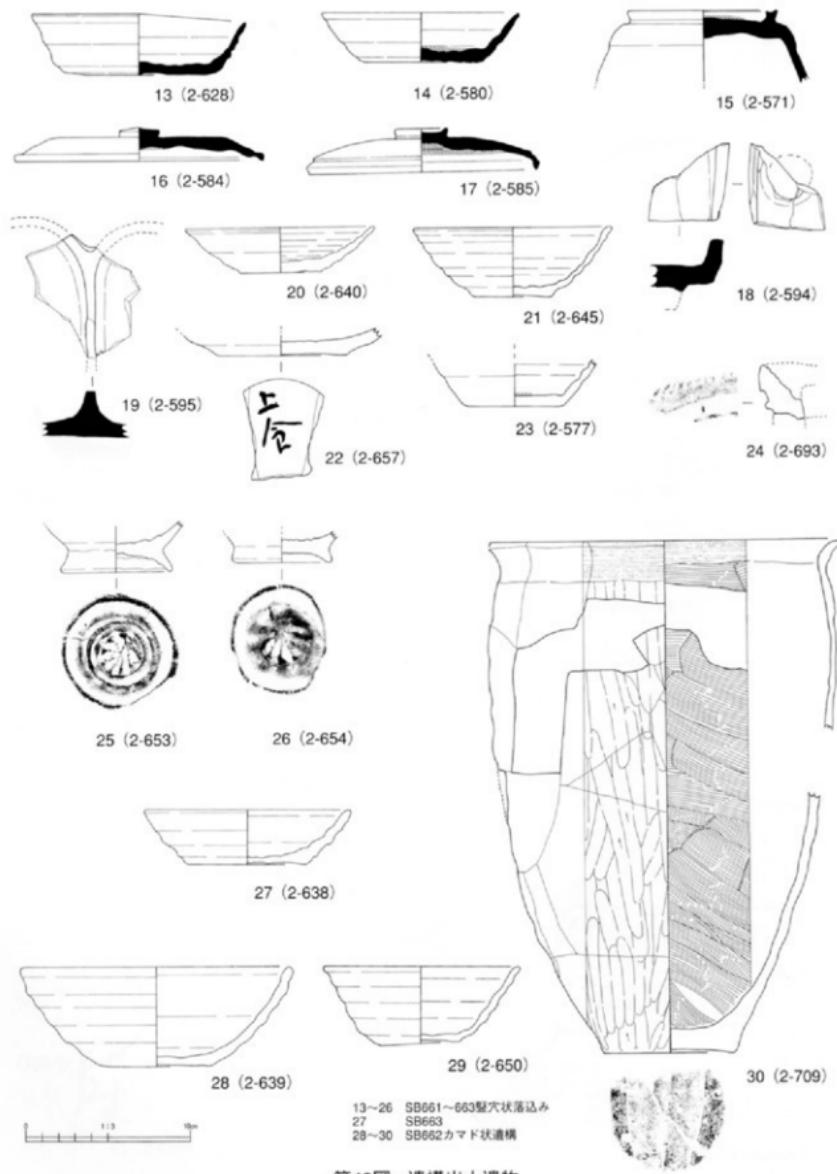
S B 661出土遺物（第41図、図版31）

土師器：36は糸切りで内面に黒色処理を施した坏である。外面口縁部は横方向、内面は口縁部は横方向、体部から底部までは放射状のミガキ調整が施されている。

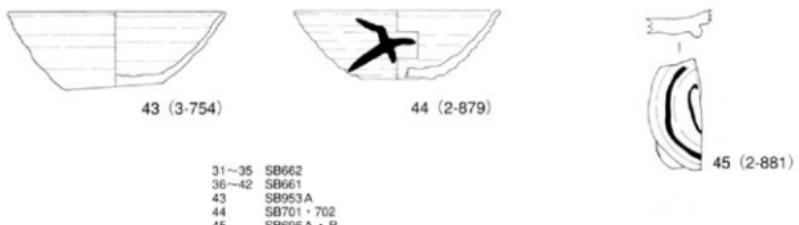
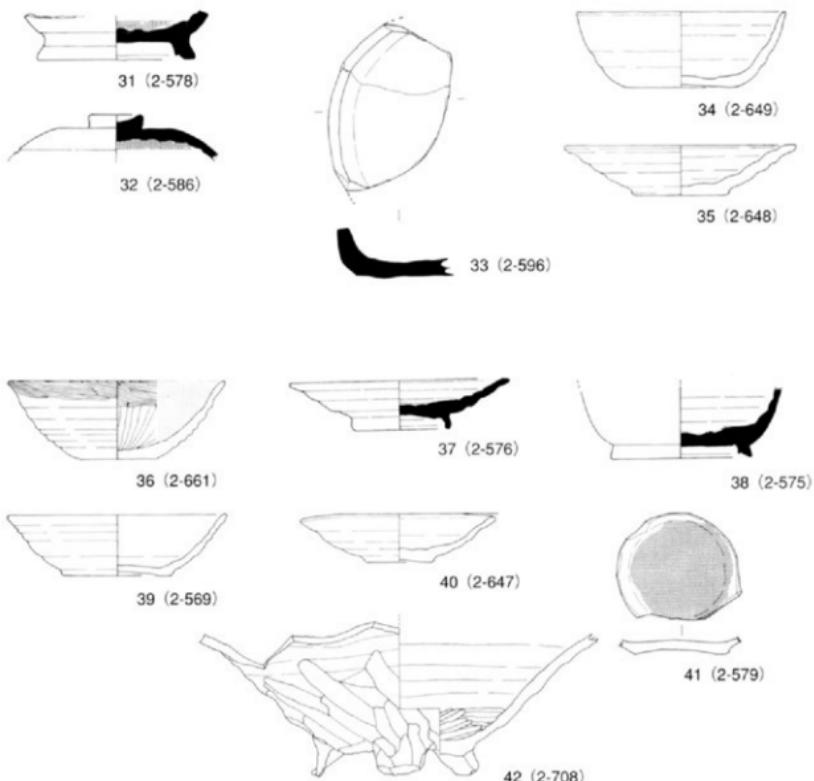
須恵器：38、37は台付坏である。底部切り離しは38はヘラ切り、37は糸切りである。いずれも内面に擦痕があり硯に転用されている。

赤褐色土器：39～41は糸切り無調整の坏で、39は内面体部から底部まで赤色のベンガラと思われるものが厚く付着しているが、擦痕は認められない。41は体部下端を打ち欠き面取りし硯に転用している。内面に擦痕、墨痕が認められる。42は三足土器である。外面脚部から体部にかけて斜方向に手持ちケズリ調整、内面は体部下方から底部に撫で調整が施される。

S B 953A出土遺物（第41図、図版31）



第40図 遺構出土遺物



第41図 遺構出土遺物

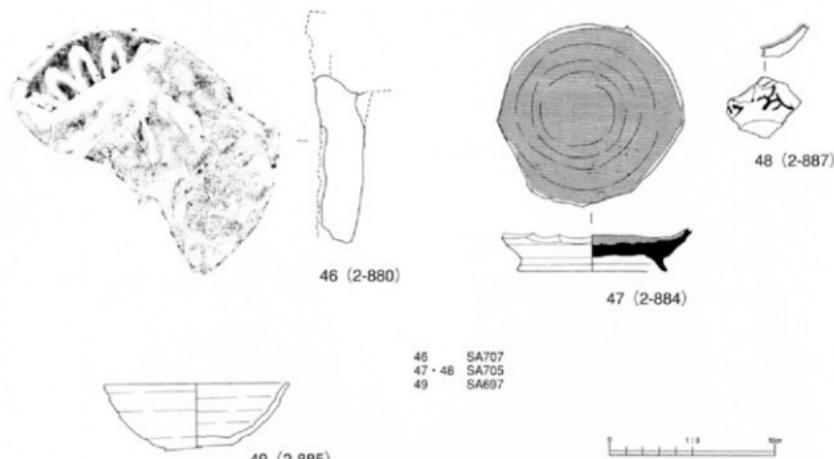
赤褐色土器：43は糸切り無調整の坏である。口縁部から体部の内外面に油煙状の炭化物が付着している。

S B 701・702出土遺物（第41図、図版31）

赤褐色土器：44は糸切り無調整の坏である。体部外面には「七」と判読できる墨書が認められる。

S B 696 A・B出土遺物（第41図、図版31）

赤褐色土器：45は底部切り離し不明の台付坏の小破片である。外底部に記号様の墨書が認められる。



第42図 遺構出土遺物

2. 区画施設出土遺物

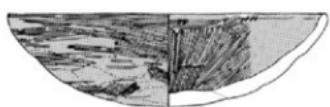
S A 707出土遺物（第42図、図版32）

瓦：46は軒丸瓦である。瓦当面は大部分が欠損している。

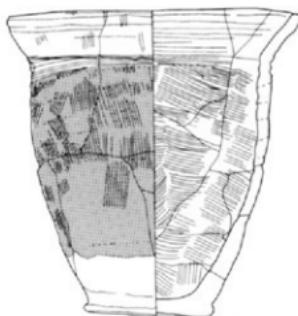
S A 705出土遺物（第42図、図版32）

須恵器：47はヘラ切り後、ケズリ調整を施している台付坏である。内面には擦痕、墨痕が認められ、周縁を打ち欠き硯に転用されている。

赤褐色土器：48は糸切り無調整の坏破片である。内面は磨滅し墨痕がみられ硯に転用されている。体部下端には墨書が認められるが判読不能である。



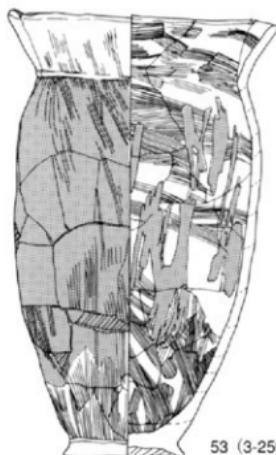
50 (3-256)



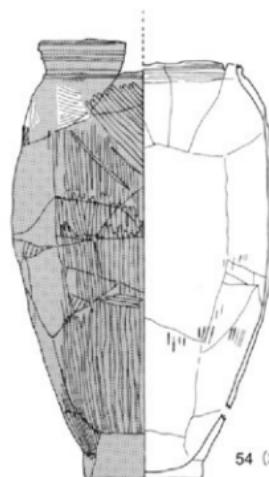
51 (3-257)



52 (3-258)



53 (3-259)

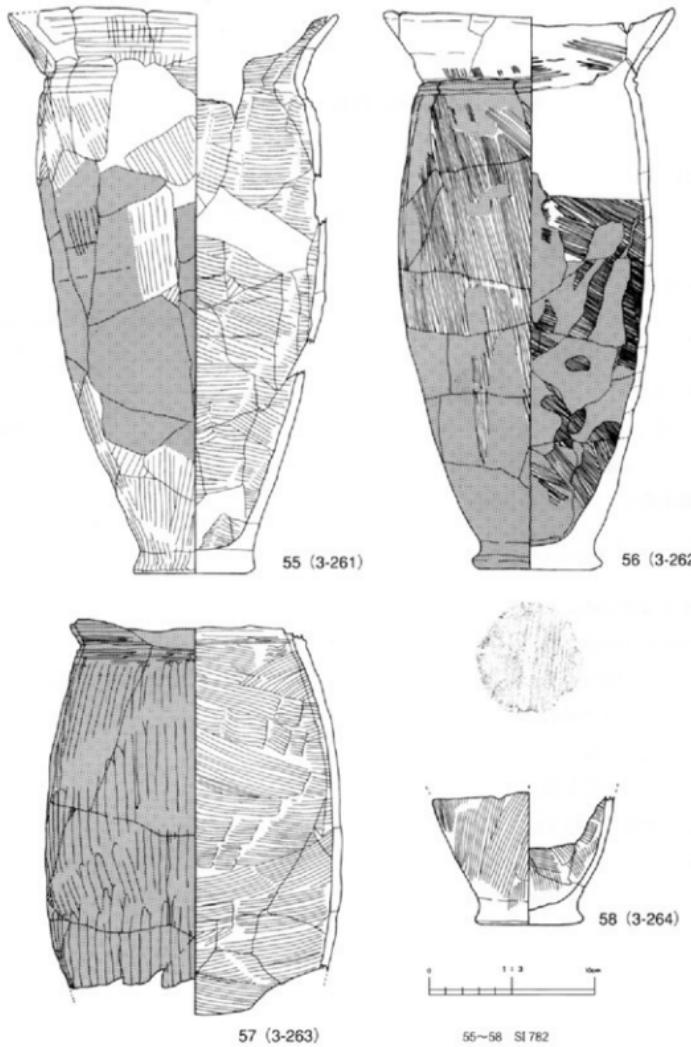


54 (3-260)



50~54 SI 782

第43図 遺構出土遺物



第44図 遺構出土遺物

S A697出土遺物（第42図、図版32）

赤褐色土器：49は糸切り無調整の坏で、明るい赤褐色をなし焼成良好である。

S A683出土遺物（第48図、図版38）

須恵器：120はヘラ切り無調整の坏である。内面に擦痕、墨痕が認められ硯に転用されている。

S A699出土遺物（第48図、図版38）

瓦：121は15葉細弁蓮華文の軒丸瓦である。瓦当面、裏面に自然釉がかかり、ツヤがある。

S A698出土遺物（第48図、図版38）

須恵器：122はヘラ切り無調整の坏破片である。外底部に墨書が認められるが判読不能である。

S A700A・B出土遺物（第48図、図版38）

赤褐色土器：123は糸切り無調整の坏底部破片である。墨書が認められるが判読不能である。

S A751出土遺物（第48図、図版38）

須恵器：124はヘラ切り無調整の坏である。

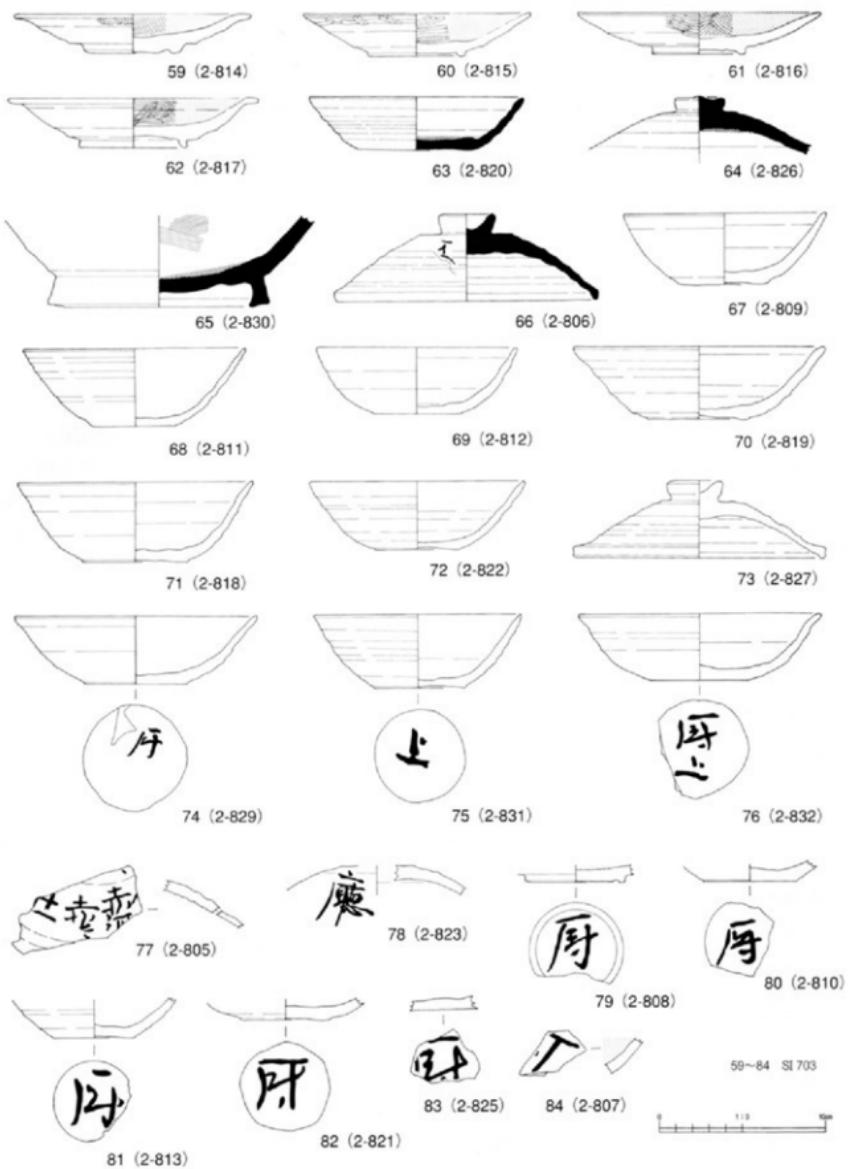
S A755出土遺物（第48図、図版38）

銅鉈：125はやや横長の鉈で、周囲長8.8cmを測る。下半分を若干大きめにつくり、上半部に重ねて接合している。鉈は頂部につくが上半は欠損する。下面の切り口は一文字状にあけられるが、一部が欠損、変形しているため幅は不明である。

3. 壊穴住居跡出土遺物

S I 782出土遺物（第43、44図、図版32・33）

土師器：50は非ロクロ成形の丸底坏である。外面は手持ちケズリ調整後、口縁部周辺は横、体部下半は不定方向にミガキ調整が施されている。内面は口縁部が横、体部から底面は放射状のミガキ調整を施している。内面は部分的に黒色であり本来は黒色処理されていたものであるが、大部分は赤褐色を呈しており、二次的な火熱により黒色処理が消失した可能性がある。51～58は壺形土器である。壺形土器は大きさから3類に分類される。1類は51、52で器高20cm以下の土器である。51は最も小形で、口縁部が少し内反し、口唇部は丸みを呈する。頸部は棒状工具により一段強く横撫でされ段状をなす。胴部が張り、底部は細くすぼみわずかに外に張り出している。外面の調整は全体に縦方向のカキ目調整が施されるが、その後、口縁部は横撫で、体部は下方まで縦方向のミガキ調整が施される。内面は横、斜方向のカキ目調整の後全体にミガキ調整を施している。52は口縁部が内反し、口唇部



第45図 遺構出土遺物

が丸みを呈する。頸部に棒状工具による2~3本の沈線が巡るが部分的に途切れている。外面の調整は全体に縦方向のカキ目調整を施した後、口縁部には横撫で、体部は縦方向のミガキ調整が施されるが一部カキ目調整痕跡が残る。内面は口縁部が横撫で、体部から底部まで横、斜方向のカキ目調整が施されている。底部には平行状の木葉痕がある。53、54は2類で、器高が30cm以下の土器である。53は頸部に部分的に途切れる沈線が2本巡る。外面の調整は全体に縦方向のカキ目調整を施し、棒状工具によるミガキ調整がみられるが部分的にカキ目が残っている。内面は全体に横、斜方向にカキ目調整を施した後、部分的にミガキ調整を施す。54は口縁部が欠損している。頸部に4本以上の沈線が巡る。外面の調整は口縁部にわずかにカキ目が残るが、全体に細かい斜方向のミガキ調整が施される。内面はていねいに横撫でされている。胴下半には煤状の炭化物が付着している。底部は木葉底である。55~57は3類で器高が30cm以上の土器である。55は全体に風化している。口縁部が強く外反し、頸部には2本の沈線が巡る。外面の調整はカキ目調整を施した後に口縁部、頸部は横撫で、体部は縦方向のミガキ調整が施される。内面には横、斜方向のカキ目調整を施している。底部には箆葉状の木葉痕がある。56は頸部に棒状工具による沈線が2本認められる。内外面ともカキ目調整を施した後ミガキ調整が施されるが、カキ目も残っている。底部には箆葉状の木葉痕がある。57は口縁部、胴下半から底部が欠損している。頸部に部分的に途切れる沈線がみられる。外面には縦方向のミガキ調整、内面は横、斜方向のカキ目調整が施される。

S I 703出土遺物（第45、46図、図版34~36）

1) 埋土炭化物上層出土

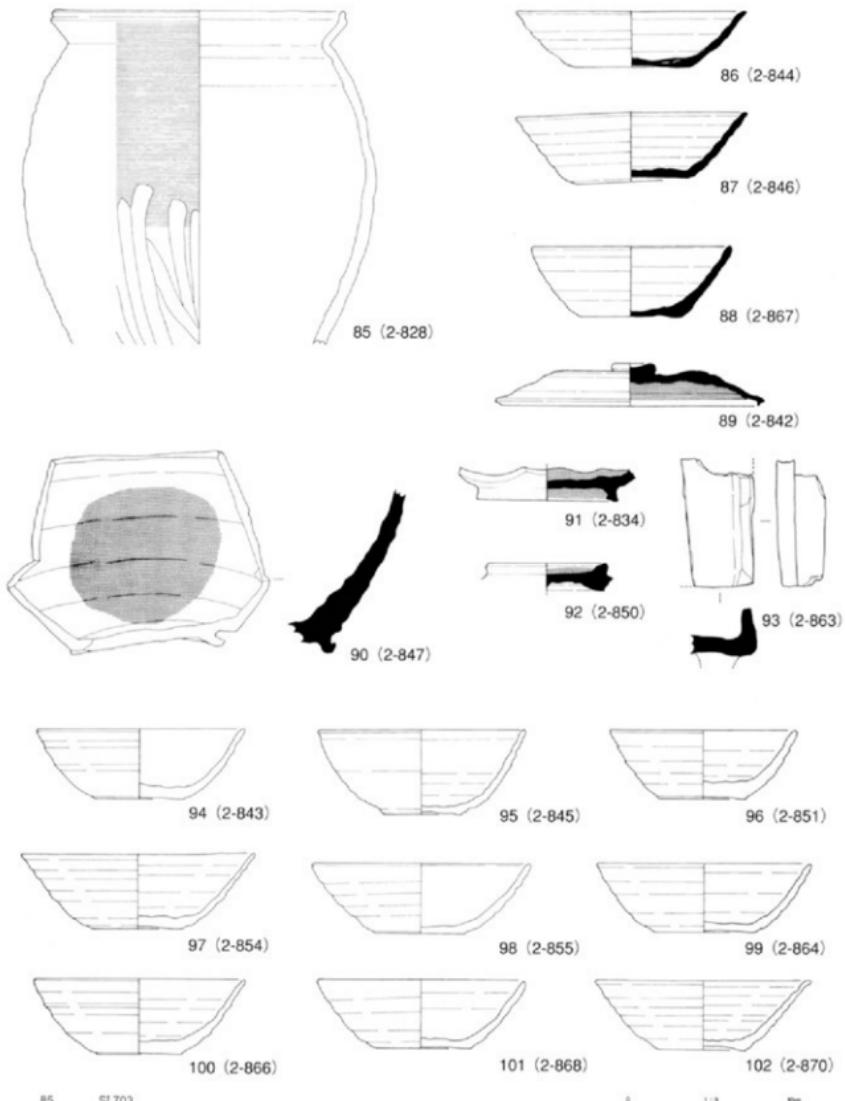
須恵器：63はヘラ切りの坏で、内面底部は磨滅しており硯に転用されている。64、66は蓋である。66はリング状のつまみを有し、天井部から肩部にかけてケズリ調整を施している。外面に墨書が認められるが判読不能である。64は扁平なつまみを有し、天井部にケズリ調整を施す。内面は擦痕、墨痕があり硯に転用されている。65は高台付の壺底部破片で、内面は擦痕、墨痕が認められ硯に転用されている。

赤褐色土器：68、72、82、83は糸切り無調整の坏である。82、83は底部破片で「厨」の墨書が認められる。77、78は蓋の天井部破片で、77は「赤」、78「麿」の墨書が認められる。

2) 埋土炭化物下層出土

土師器：59~62、79は内面黒色処理を施す台付皿である。いずれも糸切りであり、62を除きケズリ調整を施す。59、62は器肉が厚く口縁部が外反する。79の底部には「厨」の墨書が認められる。84は体部破片で、内面黒色処理を施し、判読不能の墨書がある。

赤褐色土器：67、69~71、76、80、81は糸切り無調整の坏である。67、69、71は磨滅が激しい。75は「上」、76は「厨上」、80、81は「厨」の墨書が底部に認められる。73はリング状のつまみを有し、天井部にケズリ調整を施す蓋である。85は壺である。外面上半はロクロ痕、下方は縦方向に手持ちケ



第46図 遺構出土遺物

ズリ調整が施される。体部中央には煤状の炭化物の付着がみられる。

3) 床面出土

赤褐色土器：74は糸切り無調整の坏である。底部に「厨」の墨書が認められる。

S I 704出土遺物（第46、47図、図版37）

1) 埋土上層出土

須恵器：86、87は糸切り無調整で灰白色の坏である。87は口縁部に部分的に煤状の炭化物が付着する。91、92はヘラ切りの台付坏で、ともに擦痕、墨痕が認められ硯に転用されているが、91は底部内外面に赤色顔料（ベンガラ）が付着しており、赤色顔料用の硯と思われる。89は扁平なつまみを有し、ヘラ切り後天井部に撫で調整を施す蓋である。灰白色で、内面は擦痕、墨痕が認められ硯に転用されている。90は台付壺の破片で、外面は横、斜方向に手持ちケズリ調整が施される。内面は擦痕、墨痕が認められ硯に転用されている。

赤褐色土器：94、95、111～113は糸切り無調整の坏である。95は体部中程から口縁部内外面に煤状の炭化物が付着している。111は「子□」、112は「歪」、113は「上」の墨書がみられる。117は底部破片で、「厨」の墨書が認められる。118は体部小破片で、判読不能の墨書がある。106は台付坏で、糸切り後高台を付着し、下端部にケズリ調整を施している。外面の一部に炭化物が付着している。110はリング状のつまみを有し、天井部から肩部にかけてケズリ調整を施す蓋である。

硯：93は風字硯の破片である。

石帶：119は厚さ6mm、断面が台形をなす。研磨され背面に小孔がある。石英斑岩である。

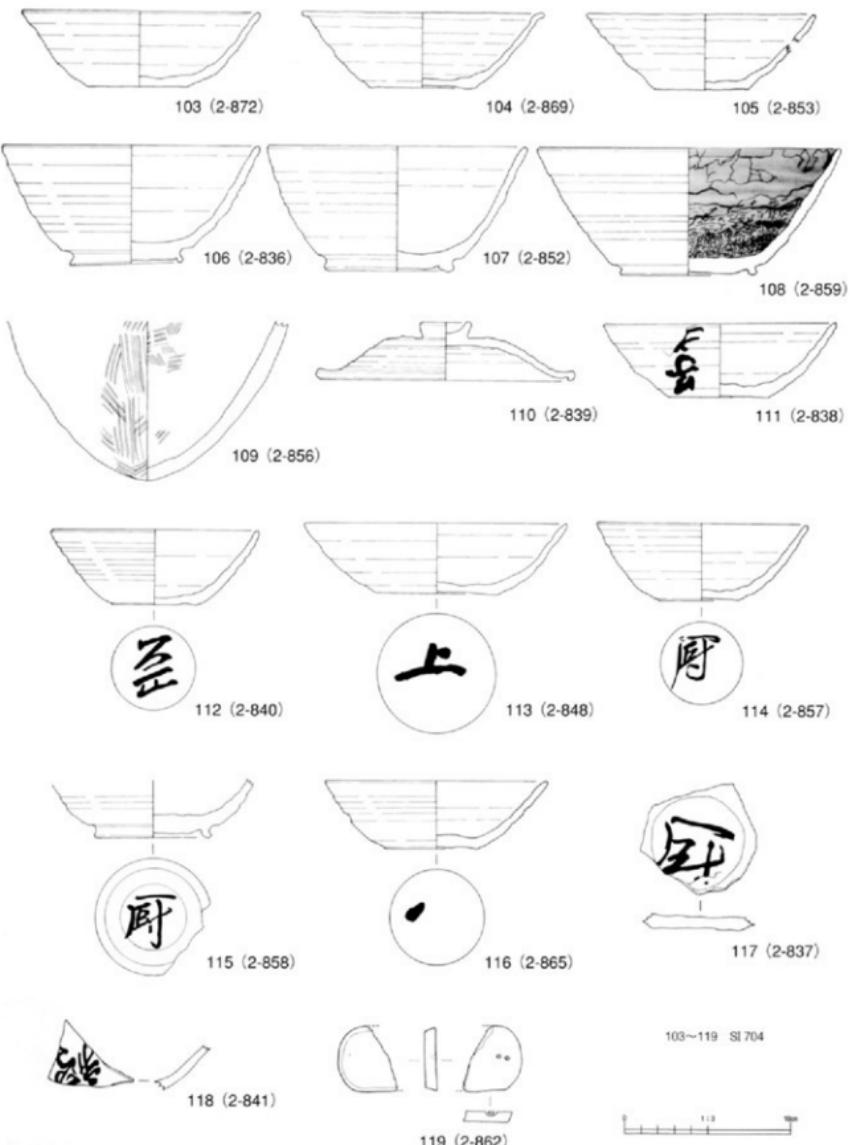
2) 埋土下層出土遺物

須恵器：88は糸切り無調整の坏で、外面に漆が付着している。

赤褐色土器：99～104、116は糸切り無調整の坏である。99、100、103、116は内外面の一部に煤状の炭化物が付着している。116は底部に「ノ」記号様の墨書がみられる。108は糸切りの台付坏で、高台を付けた後周縁にケズリ調整を施す。内面全体と外面一部に漆が付着している。

3) 床面出土

赤褐色土器：96～98、105、114は糸切り無調整の坏である。96～98は内外面の底部、口縁部などに煤状の炭化物が付着している。107、115は台付坏である。糸切り後高台を付け、周縁にケズリ調整を施している。115は底部に「厨」の墨書がみられる。109は丸底の甕で、外面は平行状の叩き目、内面はカキ目調整が施される。色調は赤褐色を呈する。



第47図 遺構出土遺物

4. 土坑出土遺物

S K 668出土遺物（第48図、図版38）

須恵器：126は外面に自然釉がかかり、ツヤのある黒褐色の硯である。蓋と同じ作りではあるが最初から凹みを付け海にしている。磨滅が激しく墨が付着している。当初は蓋として成形したものであろう。

S K 670出土遺物（第48図、図版38）

土師器：127は糸切りで内面に黒色処理を施した坏で、外面口縁部は横方向のミガキ調整が施される。内面は底部が放射状、体部から口縁部は横位のミガキ調整を施している。

S K 673出土遺物（第49図、図版38）

赤褐色土器：128は糸切り無調整の皿形土器である。口縁部がわずかに外反する。

S K 674出土遺物（第49図、図版38）

須恵器：129は糸切り無調整の坏である。胎土、焼成とも良好である。

赤褐色土器：130は糸切り無調整の坏である。

S K 708出土遺物（第49図、図版39）

須恵器：131はヘラ切りの台付坏である。切り離し後高台を付け周縁に撫で調整を施している。内面に火だしきがみられる。

S K 774出土遺物（第49図、図版39）

赤褐色土器：132は糸切り無調整の坏である。

5. その他の遺構出土遺物

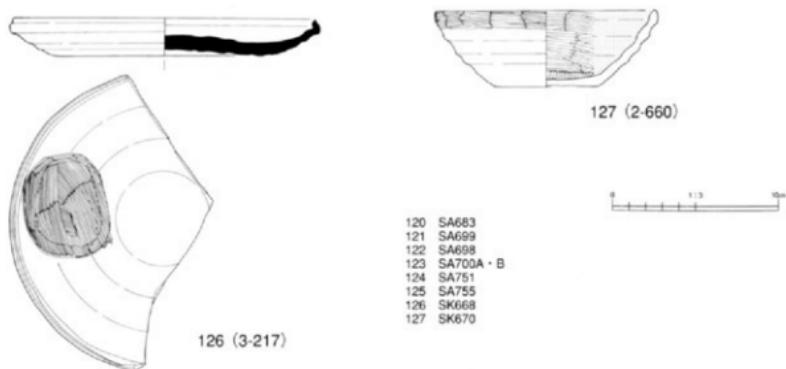
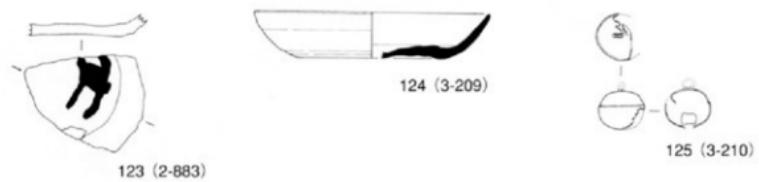
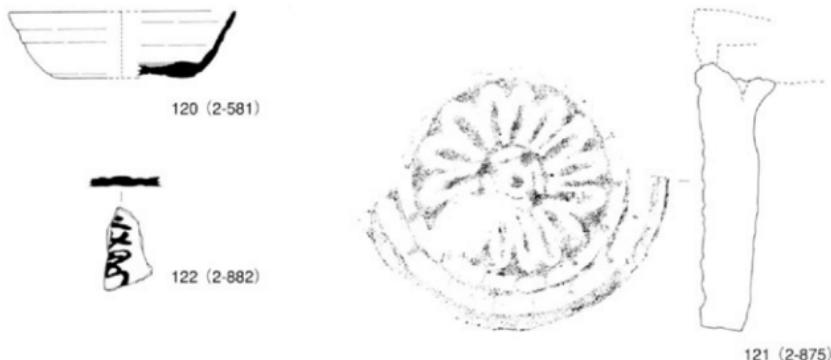
S X 687焼土遺構出土遺物（第49図、図版39）

須恵器：133はヘラ切り無調整の坏である。134は口縁部が外反し口唇部が内に引き出されている鉢である。内外面ともにロクロ利用のカキ目調整が施される。

観：135は円面硯の破片で、6ヶ所に方形透かしが付くものと思われる。透かし間には縦位のヘラ描き沈線が3本施される。上面には粘土紐貼付の突帯が付き2面に分かれている。

S X 735出土遺物（第49、50図、図版39・40）

土師器：146は糸切りの台付坏で、高台を付けた後周縁に撫で調整を施している。内面は黒色処理されミガキ調整を施している。外底部に記号様の墨書が認められる。



第48図 遺構出土遺物



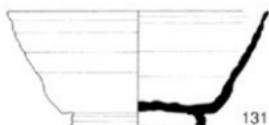
128 (2-642)



129 (2-623)



130 (2-643)



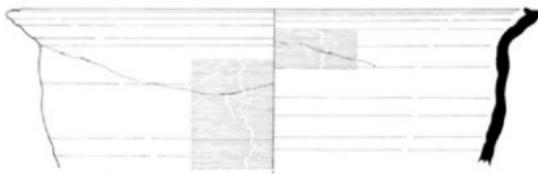
131 (2-878)



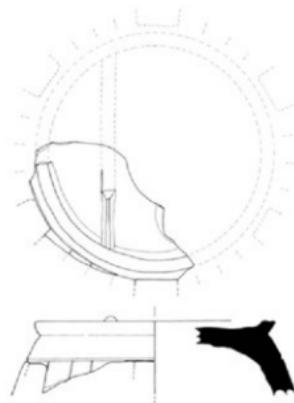
132 (3-220)



133 (2-624)



134 (2-636)



135 (2-609)



128 SK673
129・130 SK674
131 SK708
132 SK774
133～135 SX687
136～138 SX735



136 (2-746)



137 (2-739)



138 (2-741)

第49図 遺構出土遺物

須恵器：136は蓋である。つまみ周縁には撫で調整、肩部にケズリ調整を施している。内面には擦痕、墨痕が認められ硯に転用されている。

赤褐色土器：137～144、147は糸切り無調整の坏である。147の体部には「厨」の墨書が認められる。144は内面底部に擦痕、墨痕があり硯に転用されている。145は蓋で、リング状のつまみを有し、焼成良好で赤褐色を呈している。

S X 771 焼土遺構出土遺物（第50図、図版40）

赤褐色土器：148は糸切り無調整の口縁部が外反する皿である。

S X 954 出土遺物（第50図、図版40）

須恵器：149はヘラ切り無調整の台付坏である。内面は全体に赤色顔料（ベンガラ）が付着し赤色顔料用の硯に、外底部高台内は墨が付着し磨減していることから硯に転用されている。150は蓋で、内面に擦痕、墨痕が認められ硯に転用されている。

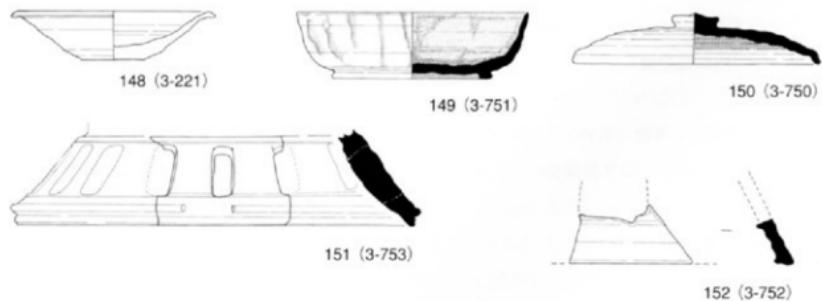
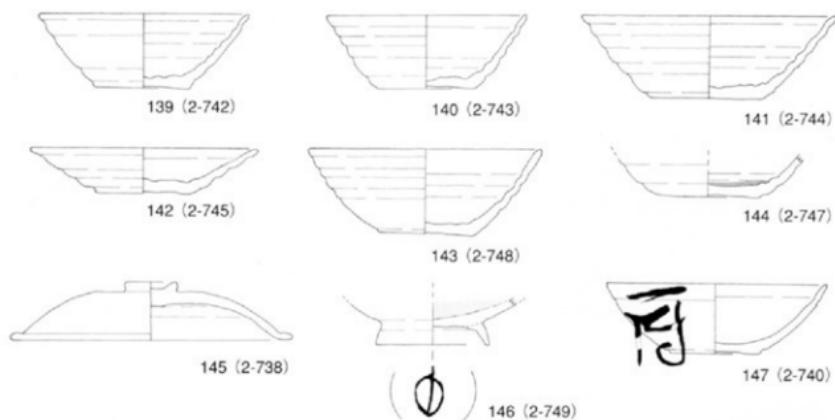
硯：151は円面硯の破片であり、脚部は18分割と思われ、それぞれ縦長の楕円透かしがあるものである。

S X 955 出土遺物（第50図、図版40）

硯：152は円面硯の破片で、脚部に幅広の方形透かしが施される。

S X 957 整地出土遺物（第50図、図版40）

赤褐色土器：153は糸切り無調整の坏底部破片である。底部に「方中」の墨書が認められる。



139~147 SX735
 148 SX771
 149~151 SX954
 152 SX955
 153 SX957



第50図 遺構出土遺物

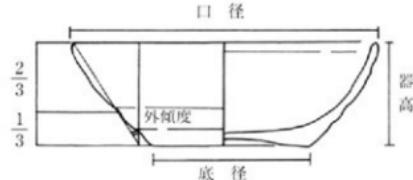
出土遺物法量一覽

番号	出土地点	器種	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度(°)
4	S B 7 4 6 B	赤褐色土器	坏	18.0	6.1	4.2	0.339	23.33	19.8
5	S B 7 4 4	赤褐色土器	坏	12.5	5.1	4.3	0.408	34.40	33.2
6	S B 7 4 9	土師器	坏	12.8	5.8	4.9	0.453	38.28	20.2
9	S B 6 7 9	須恵器	坏	12.4	8.4	3.2	0.677	25.80	23.0
13	SB661~663堅穴狀落込	須恵器	坏	13.6	7.9	3.5	0.581	25.74	31.5
14	SB661~663堅穴狀落込	須恵器	坏	12.1	7.2	3.0	0.595	24.79	35.5
20	SB661~663堅穴狀落込	赤褐色土器	皿	11.5	4.8	2.7	0.417	23.48	46.0
21	SB661~663堅穴狀落込	赤褐色土器	坏	12.0	4.7	4.2	0.392	35.00	34.1
27	S B 6 6 3	赤褐色土器	坏	12.5	7.1	3.3	0.592	26.40	33.0
28	SB662カマド状遺構	赤褐色土器	坏	16.6	6.3	6.0	0.379	36.14	27.8
29	SB662カマド状遺構	赤褐色土器	坏	12.0	4.8	4.8	0.400	40.00	28.0
34	S B 6 6 2	赤褐色土器	坏	12.7	6.4	4.5	0.504	35.43	21.2
35	S B 6 6 2	赤褐色土器	坏	14.0	5.4	3.0	0.386	21.43	52.7
36	S B 6 6 1	土師器	坏	13.2	4.5	4.7	0.341	35.61	33.5
37	S B 6 6 1	須恵器	台付坏	13.4	5.1	3.0	0.381	22.39	52.0
39	S B 6 6 1	赤褐色土器	坏	13.2	6.4	3.7	0.485	28.03	37.1
40	S B 6 6 1	赤褐色土器	坏	11.9	4.0	2.9	0.336	24.37	49.5
43	S B 9 5 3 A	赤褐色土器	坏	13.2	5.8	4.5	0.439	34.09	29.0
44	S B 7 0 1 ~ 7 0 2	赤褐色土器	坏	12.6	4.4	4.1	0.349	32.54	35.0
49	S A 6 9 7	赤褐色土器	坏	11.2	4.2	4.0	0.375	35.71	29.9
59	S I 7 0 3	土師器	台付皿	14.2	5.7	2.5	0.401	17.61	61.8
60	S I 7 0 3	土師器	台付皿	13.7	6.0	2.6	0.438	18.98	56.7
61	S I 7 0 3	土師器	台付皿	14.6	6.0	2.5	0.411	17.12	57.5
62	S I 7 0 3	土師器	台付皿	15.0	6.5	3.0	0.433	20.00	56.0
63	S I 7 0 3	須恵器	坏	13.0	5.9	3.2	0.454	24.62	38.2
67	S I 7 0 3	赤褐色土器	坏	12.2	5.0	4.3	0.410	35.25	29.3
68	S I 7 0 3	赤褐色土器	坏	13.5	4.8	4.6	0.356	34.07	34.0
69	S I 7 0 3	赤褐色土器	坏	12.1	5.1	4.0	0.421	33.06	26.7
70	S I 7 0 3	赤褐色土器	坏	15.2	6.0	4.4	0.395	28.95	39.3
71	S I 7 0 3	赤褐色土器	坏	14.3	6.4	4.7	0.448	32.87	30.0
72	S I 7 0 3	赤褐色土器	坏	13.0	5.0	4.1	0.385	31.54	33.3
74	S I 7 0 3	赤褐色土器	坏	14.6	6.2	4.1	0.425	28.08	37.2
75	S I 7 0 3	赤褐色土器	坏	12.5	5.5	4.4	0.440	35.20	31.0
76	S I 7 0 3	赤褐色土器	坏	14.5	5.8	4.0	0.400	27.59	34.8
86	S I 7 0 4	須恵器	坏	13.9	6.0	3.4	0.432	24.46	38.0
87	S I 7 0 4	須恵器	坏	14.1	6.6	4.2	0.468	29.79	33.6
88	S I 7 0 4	須恵器	坏	12.2	5.1	4.3	0.418	35.25	26.8
94	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	12.5	5.4	4.2	0.432	33.60	28.6
95	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	12.5	4.5	5.1	0.360	40.80	26.4
96	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	11.3	5.3	4.1	0.469	36.28	29.2
97	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	14.1	5.2	4.5	0.369	31.91	36.6
98	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	13.3	5.4	4.2	0.406	31.58	34.9
99	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	13.0	6.0	4.1	0.462	31.54	30.9

番号	出土地点	器種	器形	口径(cm)	底径(cm)	髣高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度(°)
100	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	12.8	5.1	4.5	0.398	35.16	30.1
101	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	12.6	5.5	4.1	0.437	32.54	30.8
102	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	13.1	5.2	4.2	0.397	32.06	34.7
103	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	14.4	5.3	4.5	0.368	31.25	34.0
104	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	14.6	6.3	4.5	0.432	30.82	37.2
105	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	13.9	5.6	4.5	0.403	32.37	39.0
106	S I 7 0 4	赤褐色土器	台付坏	15.4	6.7	7.2	0.435	46.75	23.0
107	S I 7 0 4	赤褐色土器	台付坏	15.7	7.7	7.5	0.490	47.77	19.1
108	S I 7 0 4	赤褐色土器	台付坏	18.4	8.2	7.7	0.446	41.85	27.0
111	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	13.9	5.9	4.4	0.424	31.65	33.3
112	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	12.7	5.0	4.5	0.394	35.43	32.0
113	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	15.3	7.3	4.2	0.477	27.45	37.5
114	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	12.8	4.7	4.6	0.367	35.94	29.5
116	S I 7 0 4	赤褐色土器	坏	13.5	5.5	4.1	0.407	30.37	33.0
127	S K 6 7 0	土師器	坏	13.5	6.0	4.6	0.444	34.07	28.3
128	S K 6 7 3	赤褐色土器	皿	12.4	4.8	3.2	0.387	25.81	45.2
129	S K 6 7 4	須恵器	坏	13.7	5.4	4.6	0.394	33.58	34.2
130	S K 6 7 4	赤褐色土器	坏	14.0	6.8	6.0	0.486	42.86	26.5
131	S K 7 0 8	須恵器	台付坏	15.8	9.3	7.2	0.589	45.57	24.4
132	S K 7 7 4	赤褐色土器	坏	12.8	5.9	4.2	0.461	32.81	34.3
133	S X 6 8 7	須恵器	坏	13.5	7.5	3.5	0.556	25.93	24.7
137	S X 7 3 5	赤褐色土器	坏	15.5	6.3	5.0	0.406	32.26	35.0
138	S X 7 3 5	赤褐色土器	坏	13.2	6.0	4.2	0.455	31.82	28.3
139	S X 7 3 5	赤褐色土器	坏	12.2	5.7	4.5	0.467	36.89	33.2
140	S X 7 3 5	赤褐色土器	坏	12.1	5.8	4.4	0.479	36.36	29.1
141	S X 7 3 5	赤褐色土器	坏	15.4	6.1	4.9	0.396	31.82	34.4
142	S X 7 3 5	赤褐色土器	坏	13.7	5.5	2.8	0.401	20.44	54.8
143	S X 7 3 5	赤褐色土器	坏	14.1	5.6	5.2	0.397	36.88	29.8
147	S X 7 3 5	赤褐色土器	坏	13.3	5.3	4.2	0.398	31.58	35.0
148	S X 7 7 1	赤褐色土器	皿	11.5	3.8	2.9	0.330	25.22	48.8
149	S X 9 5 4	須恵器	台付坏	14.0	11.0	4.0	0.786	28.57	15.0

底径指数 : $\frac{\text{底径}}{\text{口径}}$

高径指数 : $\frac{\text{器高}}{\text{口径}} \times 100$



坏の法量計測基準

第2節 各層出土遺物

各層出土遺物の層位については、政府域の北東部、第36、38次調査で確認した層位を基本として捉え、それぞれの層の上下関係を比較検討して層序を決定した。

表土および整地層、旧耕作土は明治2年招魂社建立以前の表土と建立時の整地であることからここでは記述しない。

層位は第1層から第13層まで認められる。第1層は第36次調査でのみみられる暗褐色土層で包含層の中では最も上層にある。第2層は黒色砂層で第38次調査の南側で確認された赤褐色土器が主体を占める。第3層の褐色砂層は第38次調査の東側に堆積している層で、造構が確認される最上層で、SA697・SA698等の材木跡、一本柱列壙跡が検出されている。第4層は灰褐色砂・赤褐色砂質土層で、褐色砂層と粘土整地層との間層でSA705一本柱列壙柱掘り方を覆っている。第5層は整地粘土層で、築地崩壊後に東辺塗地の東西を整地している粘土層である。直下の第6層は整地下の炭化物層で鉄滓を含む。第7層黄褐色砂層、第8層赤褐色土層は築地壙崩壊土の直上の層で、第8層からは須恵器と一緒に漆紙文書が出土している。第9層は政府区画施設の築地壙が崩壊した崩壊土層で、第10層はその崩壊瓦層である。第11層は崩壊瓦層下層、第12層は第40次調査で確認された地山部砂層上の褐色砂層で、この層より小札が出土している。最下層は地山飛砂層である。

1. 第1層暗褐色土層出土遺物（第51図、図版41）

赤褐色土器：154～156は糸切り無調整で、154は坏、155は皿、156は台付坏である。

2. 第2層黒色砂層出土遺物（第51図、図版41）

土師器：157は糸切りの台付坏で、台周縁に撫で調整を施す。内面は丁寧なミガキ調整を施した後に黒色処理をしている。158は糸切りの台付坏で、台周縁に撫で調整を施す。内面はミガキ調整の後、外面口縁まで黒色処理されている。内面の体部から底部に漆膜が付着している。刷毛状の痕跡もあり漆の容器として使用されたものか。

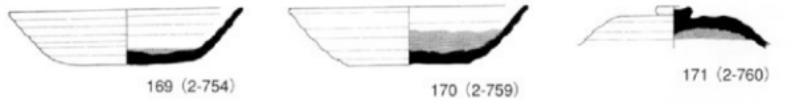
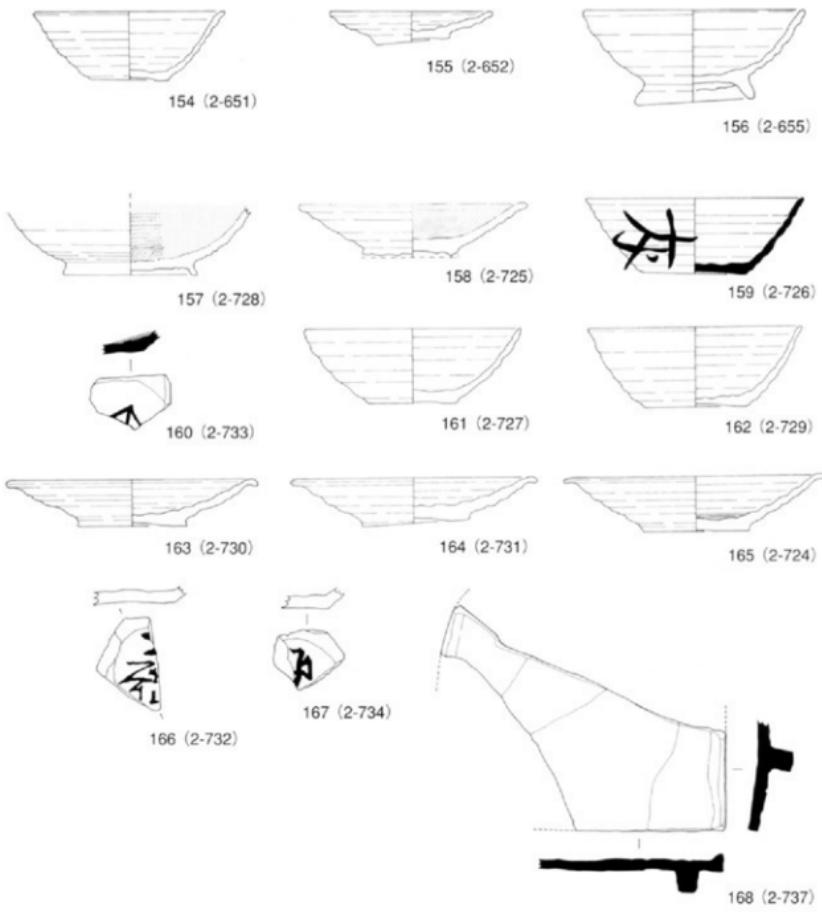
須恵器：159、160は糸切り無調整の坏である。159は口縁部に重ね焼き痕跡がある。体部に「友」の墨書が認められる。160は底部の小破片で、内面は磨滅し墨痕があり硯に転用されている。外面に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器：161、162は坏、163～165は皿、166、167は底部小破片で、いずれも糸切り無調整である。162、165は内面が磨滅し墨痕があり硯に転用されている。166、167は底部外面に墨書があるが判読不能である。

硯：168は風字硯で、方形の脚部が付く。全体に歪みが大きく、また自然釉がかかっている。

3. 第3層褐色砂層出土遺物（第51、52図、図版42）

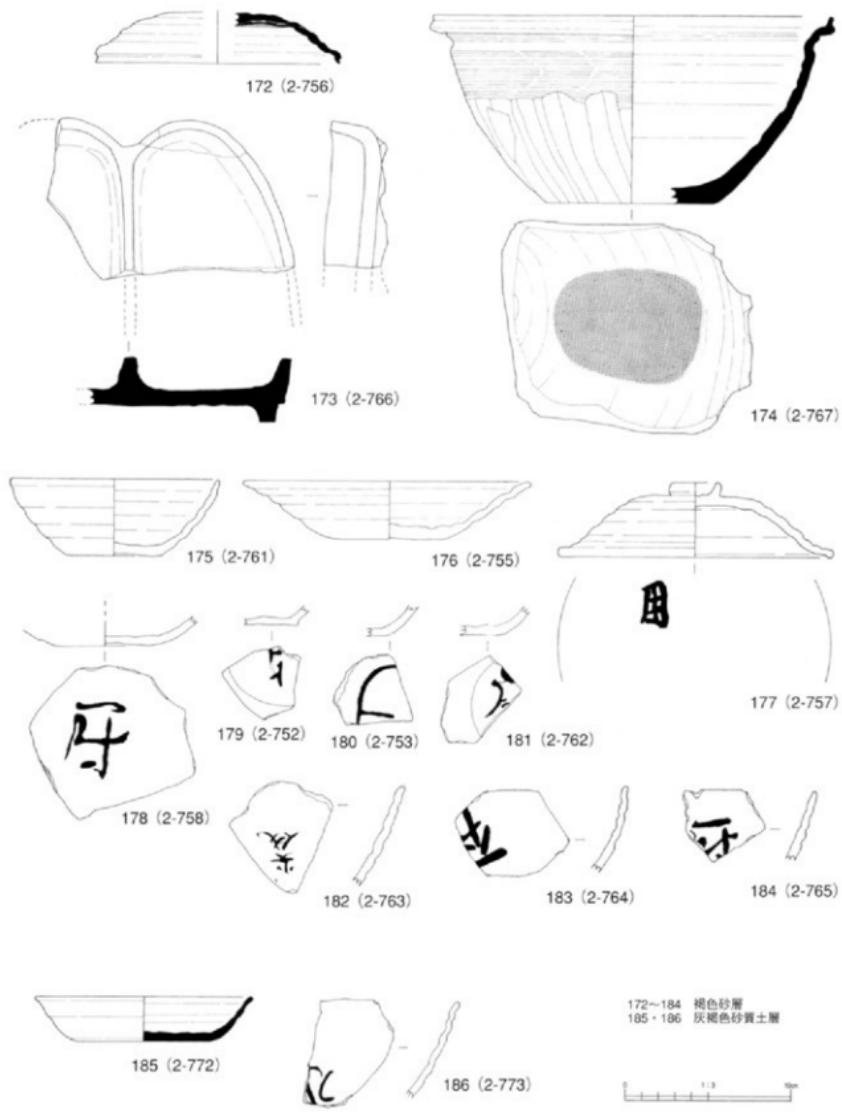
須恵器：169、170はヘラ切りの坏である。169は底部周縁に撫で調整を施す。169、170とも内面に



154~156 暗褐色土層
157~168 黒色石層
169~171 褐色砂層



第51図 各層出土遺物



第52図 各層出土遺物

擦痕、墨痕が認められ硯に転用している。171、172は蓋である。172はつまみが欠損、天井部には撫で調整が施される。171、172とも内面中央部に擦痕、墨痕が認められ硯に転用している。174は鉢形土器で、口縁部が外反し口唇部は直立する。外面は体部上半から中央までロクロ痕が明瞭で、下半部は下方向に綴の手持ちケズリ調整が施される。また、底部にも手持ちケズリ調整が施される。内面に擦痕、墨痕が楕円状に認められ硯に転用されている。

硯：173は風字二面硯である。脚が付き外提の上面から側面にかけて手持ちケズリ調整、下面には撫で調整を施している。左右とも磨滅しており、左面には赤色顔料（ベンガラ）、右面には墨が付着しておりそれぞれ使い分けしている。

赤褐色土器：175は壺、176は皿で、いずれも糸切り無調整である。178～184は墨書の認められる壺破片で、底部があるものは糸切り無調整である。178、184は「厨」と判読できるが他は判読不能である。177はリング状のつまみを有する蓋で、天井部はケズリ調整後に撫で調整が施される。体部にかけて「用カ」の墨書が認められる。

4. 第4層整地粘土層上層出土遺物

1) 灰褐色砂質土層出土遺物（第52図、図版43）

須恵器：185はヘラ切り無調整の壺である。口径に比して器高が低い。

赤褐色土器：186は壺の口縁部破片である。外面には墨書が認められ「水カ」とも判読できる。

2) 赤褐色砂質土層出土遺物（第53図、図版43）

須恵器：187はヘラ切り無調整の壺で、生焼けで黄褐色を呈している。胎土は雲母を含み小石粒が多い。188はヘラ切りの台付壺で、切り離し後に台を付け周縁に撫で調整を施している。胎土は砂を多く含みザラザラしているが焼成は良好である。

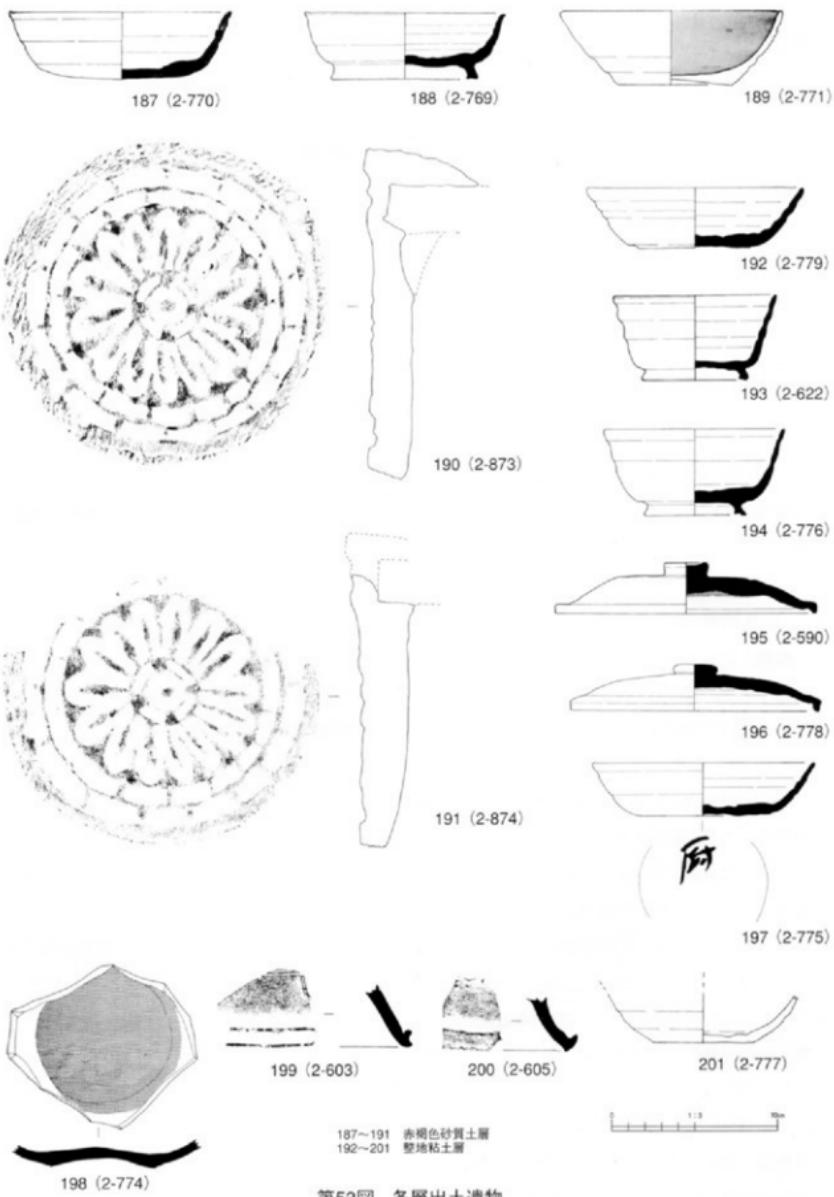
赤褐色土器：189は糸切り無調整の壺である。内面全体に漆が薄く貼りついている。内外面とも火熱を受けもろくなっているが、漆を温める際の火熱によると思われる。

瓦：190、191は15葉細弁蓮華文の軒丸瓦で同範のものである。圈帯をめぐらす中房に1+4の蓮子がある。また、二重の内区、外区の蓮珠は蓮弁と同様である。

5. 第5層整地粘土層出土遺物（第53図、図版43・44）

須恵器：192、197はヘラ切り無調整、198は糸切り無調整の壺である。197の底部には「厨」の墨書が認められ、198は内面全体に擦痕、墨痕が認められ、硯に転用されている。193、194はヘラ切り後、台周縁部に撫で調整を施す台付壺である。193は胎土、焼成とともに良好で、194は外底部に墨書が認められる。195は扁平なつまみを有する蓋である。自然釉がかかっており赤褐色を呈する。内面には擦痕、墨痕が認められ硯に転用されている。196はボタン状のつまみを有する蓋である。天井部から肩部までケズリ調整が施される。灰白色を呈している。

赤褐色土器：201は糸切りで、体部下端にケズリ調整を施す壺である。内面は撫でによりスベスベ



第53図 各層出土遺物

している。

観：199、200は円面観の脚部破片で、透かし窓と思われる切り込みがみられる。また、199は縦、横方向のヘラ描き沈線がみられる。

6. 第6層整地層下炭化物層出土遺物（第54図、図版44）

須恵器：202はヘラ切り無調整の坏である。灰青色で焼成良好である。203、204はヘラ切りの台付坏である。切り離し後台を付け周縁に撫で調整を施している。203は数カ所に焼き膨れがみられる。205～208は扁平なつまみを有する蓋である。205～207は天井部に撫で調整が施される。208は天井部から肩部にかけてケズリ調整を施している。また、身受部が外に張り出す特徴がある。205、206、208は内面に擦痕、墨痕が認められ観に転用されている。

赤褐色土器：209は糸切りで、体部下端にケズリ調整を施す坏である。外底部に「厨」の墨書が認められる。

7. 第7層黄褐色砂層出土遺物（第54図、図版44）

須恵器：210はヘラ切り無調整の坏である。赤褐色を呈しており生焼けと思われる。内面に漆紙が付着していたが、赤外線カメラで観察した結果文字などは認められなかった。

8. 第8層赤褐色土層出土遺物（第54図、図版44）

須恵器：211はヘラ切り無調整の坏で、再加熱を受け赤褐色に変色している。また、胎土も もろく軟弱である。底部に漆紙文書の破片が付着しており、判読の結果、紙背文字に宝亀元年の年号のある「出借貸付帳様文書」断簡であることが判明した。内容の詳細については資料編に記載する。

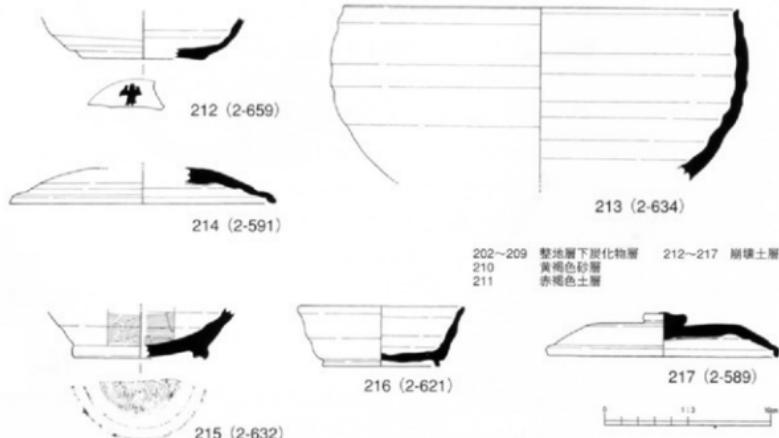
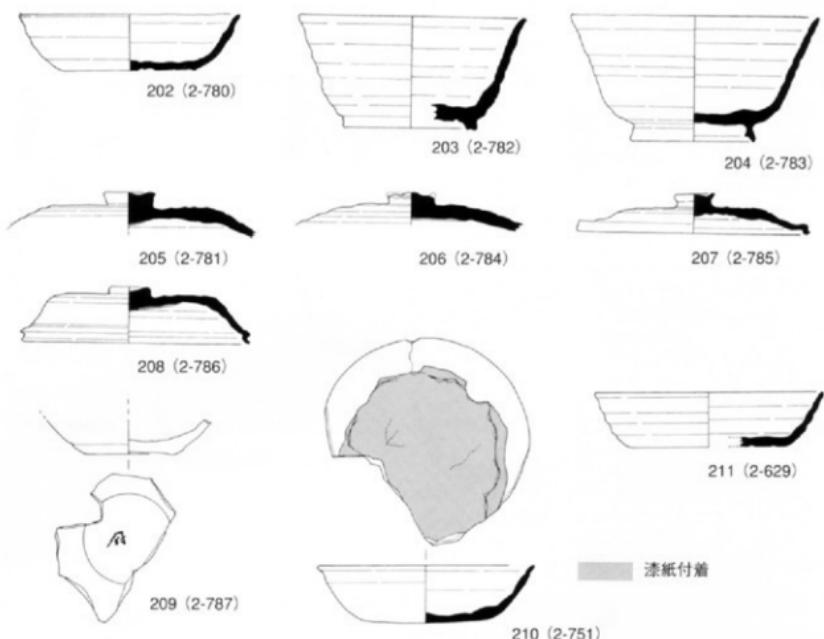
9. 第9層崩壊土出土遺物（第54図、図版45）

須恵器：212は体部下方から底部全面にケズリ調整を施した坏で、底部外面に判読不能の墨書が認められる。216はヘラ切りの台付坏で、台貼付後に周縁部に撫で調整を施している。焼成良好である。214、217、218は天井部にケズリ調整を施した蓋である。214は内面中央部が磨滅し、217、218には擦痕、墨痕が認められることから観に転用したと考えられる。215は内外面に横位のカキ目調整が施され、低い台の付く壺の破片である。底部外面にヘラ記号が認められる。213は胴部に最大径をもつ鉢である。体部内面に自然釉がかかっている。焼成良好である。

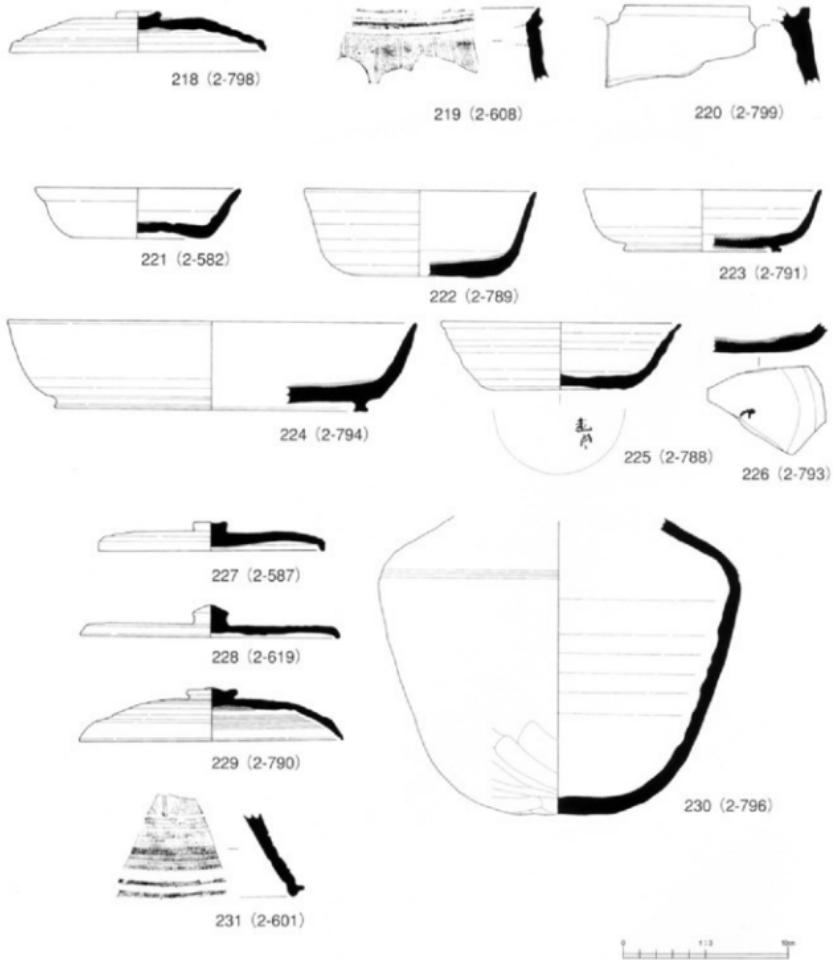
観：219、220は円面観の破片で、透かし窓が認められる。

10. 第10層崩壊瓦層出土遺物（第55、56図、図版45・46）

須恵器：221、222、225、226は坏である。底部切り離しは221、226はヘラ切り無調整、225はヘラ切り後底部周縁にケズリ調整、222は糸切り後にケズリ調整を行っている。225は外底部に「雜甲」の



第54図 各層出土遺物



218~220 磁塊土層
221~231 磁塊瓦層

第55図 各層出土遺物

墨書が認められる。226は生焼け状態で外底部に墨書があるが判読不能である。221、222、226は内面に擦痕、墨痕があり硯に転用されている。223、224は台付杯を硯に転用したもので、223は底部内外面に擦痕、墨痕があり両面使用したものである。227～229は蓋である。227は扁平なつまみを有し天井部はケズリ調整が施される。228は擬宝珠状のつまみをもち天井部は直線的である。229は天井部にケズリ調整を施している。227、229は内面に擦痕、墨痕があり硯に転用されている。230は丸底風の壺で、胴下半から底部に斜方向に手持ちケズリ調整が施される。肩部分に緑色の自然釉がかかっている。

土師器：232は頸部が「く」字状に曲がる壺である。内外面口縁部は横撫で、体部外面は継、内面は横、斜方向にカキ目調整が施される。また、内面には約2.5cm巾の巻き上げ痕が確認できる。底部部は木葉底である。

硯：231は円面硯の脚部破片である。

11. 第11層崩壊瓦下層出土遺物（第56図、図版46）

須恵器：233、234はヘラ切り無調整の壺である。233は胎土に小石粒が多く、焼成不良で赤褐色を呈している。

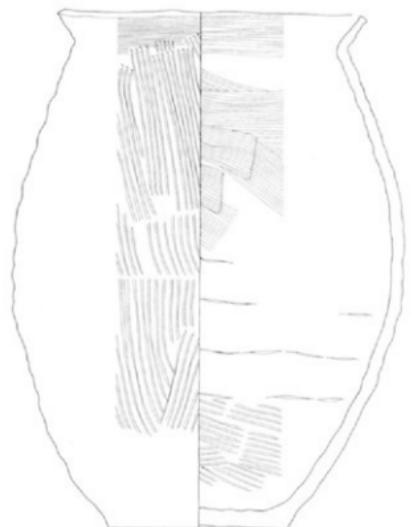
硯：235、236は体部に透かし窓と継方向の沈線のある円面硯である。

12. 第12層褐色砂層出土遺物（第56図、図版46）

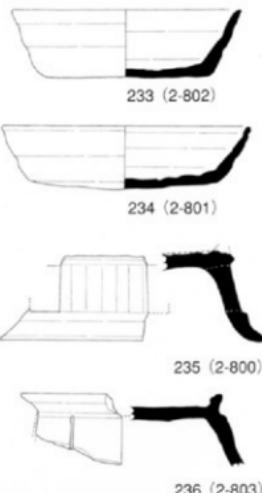
鉄製品：237は小札と思われるものである。

13. 第13層地山飛砂層出土遺物（第56図、図版46）

縄文土器：238は方形の区画文内を磨消した縄文土器である。口唇部にも縄文が施される。



232 (2-797)



233 (2-802)

234 (2-801)

235 (2-800)

236 (2-803)



237 (3-248)



238 (3-249)

232 崩壞瓦層
233~236 崩壞瓦下層
237 棕色砂層
238 地山飛砂層

第56図 各層出土遺物

出土遺物法量一覽

番号	出土地点	器種	器形	口径(cm)	底径(cm)	器高(cm)	底径指数	高径指数	外傾度(°)
154	暗褐色土層	赤褐色土器	环	11.5	4.6	4.1	0.400	35.65	33.0
155	暗褐色土層	赤褐色土器	环	9.9	4.2	2.0	0.424	20.20	54.0
156	暗褐色土層	赤褐色土器	台付环	13.2	6.6	5.5	0.500	41.67	32.0
158	黑色砂層	土師器	台付皿	13.8	5.9	3.2	0.428	23.19	53.0
159	黑色砂層	須恵器	环	13.2	6.2	4.6	0.470	34.85	33.5
161	黑色砂層	赤褐色土器	环	13.1	5.2	4.5	0.397	34.35	30.0
162	黑色砂層	赤褐色土器	环	12.9	6.1	4.8	0.473	37.21	28.5
163	黑色砂層	赤褐色土器	皿	15.2	6.5	2.8	0.428	18.42	61.0
164	黑色砂層	赤褐色土器	皿	15.0	6.3	2.9	0.420	19.33	50.4
165	黑色砂層	赤褐色土器	皿	16.0	6.3	3.3	0.394	20.63	55.0
169	褐色砂層	須恵器	环	14.2	7.8	3.3	0.549	23.24	39.0
170	褐色砂層	須恵器	环	14.5	7.2	3.5	0.497	24.14	39.0
175	褐色砂層	赤褐色土器	环	12.6	5.4	4.6	0.429	36.51	28.1
176	褐色砂層	赤褐色土器	皿	17.4	6.1	3.5	0.351	20.11	55.0
185	灰褐色砂質土層	須恵器	环	13.0	8.8	2.7	0.677	20.77	34.5
187	赤褐色砂質土層	須恵器	环	13.4	8.1	4.1	0.604	30.60	25.0
188	赤褐色砂質土層	須恵器	台付环	12.0	9.1	4.0	0.758	33.33	17.0
189	赤褐色砂質土層	赤褐色土器	环	13.5	6.8	4.4	0.504	32.59	33.0
192	整地粘土層	須恵器	环	13.1	7.5	3.6	0.573	27.48	30.5
193	整地粘土層	須恵器	台付环	9.9	6.6	5.1	0.667	51.52	18.0
194	整地粘土層	須恵器	台付环	10.9	6.8	5.2	0.624	47.71	17.0
197	整地粘土層	須恵器	环	13.5	7.8	3.2	0.578	23.70	31.0
202	整地層下炭化物層	須恵器	环	13.4	8.1	3.4	0.604	25.37	28.0
204	整地層下炭化物層	須恵器	台付环	15.1	8.3	7.5	0.550	49.67	21.5
210	黃褐色砂層	須恵器	环	13.2	8.2	3.5	0.621	26.52	30.5
216	崩壞土層	須恵器	台付环	10.1	8.5	3.6	0.842	35.64	19.5
221	崩壞瓦層	須恵器	环	12.5	8.0	3.0	0.640	24.00	29.5
225	崩壞瓦層	須恵器	环	14.6	8.0	4.1	0.548	28.08	27.0
233	崩壞瓦下層	須恵器	环	13.8	9.9	4.1	0.717	29.71	21.5
234	崩壞瓦下層	須恵器	环	15.0	11.5	3.8	0.767	25.33	24.0

第1節 遺構期の設定と建物配置

1) これまでの遺構期設定

秋田城の政府の遺構期については、昭和57年（1982）から同62年（1987）まで6年間にわたる発掘調査と平成13年（2001）の補足調査成果に基づき、これまでI期からVI期の設定が考えられている。

遺構期は、昭和59年度（1984）の『秋田城跡発掘調査概報』と、平成2年度（1990）に秋田市で開催された古代城柵官衙遺跡検討会での「秋田城跡発掘調査の成果—遺構の変遷と性格—」（『第16回古代城柵官衙遺跡検討会資料』）で、まず、その試案を提示した。しかし、秋田城跡の年代考察で最も基本資料となった平成元・2年の第54次調査が調査途中であったこともあり、遺構期の年代・遺構の各期の組み合わせ等に再考が必要と考えられたため、平成3年（1991）8月刊行の『月刊文化財』第335号で一部修正を加えている。その後、平成12年度刊行の『秋田市史第7巻 古代 史料編』でさらに、検討を加え、各遺構期を設定している。

2) 各遺構の概要

各遺構期の設定の根拠としては政府区画施設の築地堀崩壊後の粘土整地層の上層であるのか、下層に位置するのかが大きな手がかりとなった。また、遺構内の焼土・炭化物・焼けた壁材の存在も重要な考察の要素となっている。以下、検出された遺構について概観してみたい。各遺構の詳細は第4章、第2節 発見遺構を参照していただきたい。

①正殿跡

7回の重複があり、時期の古い順にSB748B・SB748A・SB745・SB746B・SB746A・SB744・SB743建物跡となっている。SB748B・SB748Aは桁行5間、梁間3間に南廊の付く掘立柱建物で、柱掘り方理土には焼土・炭化物・遺物を含んでいない。SB745からは桁行5間、梁間2間に南廊の付く掘立柱建物で、SB745の柱掘り方理土には焼土・炭化物・焼けた壁材が混入しており、SB746Aの柱痕跡にも多量の焼けた壁材と炭化物が混入していた。SB743は根石状の河原石が認められ礎石建物と考えられる。

②正殿南建物跡

3回の重複があり、時期の古い順にSB754B・SB754A・SB749建物跡である。規模の比較的小な建物であり、遺構期の根拠となる手がかりが明確でないが、SB754B・SB754Aの柱掘り方理土には焼土・炭化物・遺物を含んでおらず、建物方位が正殿SB748B・SB748Aと同様に発掘基準線に対し北で3度西に振れており、これらの建物と同時期と考えられる。しかし、規模的に小さいことから、恒常的な施設とは考えられず、仮設的な建物となる可能性もある。

③北東建物跡

粘土整地層の上層・下層で建物跡を検出しており、下層は時期の古い順にSB680・SB679・SB678建物跡となっており、桁行5間あるいは7間、梁間2間の東西棟の建物である。SB679建物跡は間仕切りがつき、南面に目隠し状のSA683柱列が伴う。粘土整地上層ではSB663・SB662・SB661建物跡となっているが、下層とは大きく形態が異なり、桁行4間、梁間3間の南北棟建物や南桁の一部が突出する特異な東西棟の建物となっている。SB661・SB679柱掘り方理土からは炭化物、SB678柱掘り方理土からは焼土が出土しており、SB663床面には焼土面が認められる。

④北西建物跡

3回の重複があり、桁行6・7間、梁間2間の東西棟で、時期の古い順にSB769・SB759・SB758建物跡である。前述のSB680・SB679・SB678建物跡と正殿の中軸線ではほぼ東西対称位置となる。いずれも柱痕跡に焼土・炭化物が混入し、SB679は柱掘り方理土にも焼土・炭化物が混入している。

⑤正殿東建物跡

3回の重複があり、桁行3間、梁間2間の南北棟の建物である。時期の古い順にSB953C・SB953B・SB953A建物跡で、SB953Aはそれまでの側柱建物から縦柱建物に変化している。SB953Cは粘土整地下層に位置し、SB953Aの柱掘り方理土には焼土が混入している。

⑥政府東門跡

門にとり付く区画施設、および柱掘り方の切り合い関係から6棟の門跡が確認されている。時期の古い順にSA718柱列、SB717・SB702・SB701・SB696B・SB696A建物跡である。SA718は棟門状の簡易な施設と考えられ、SF677B・A築地塀に伴い、SB717・SB702・SB701はそれぞれ、SA707・SA706・SA705一本柱列塀に伴い八脚門であるが、区画施設の柱列が門の西の桁列に取り付いており、門が東側に突き出た構造となっている。SB696B・SB696AはSA697材木塀に伴う四脚門で材木列は棟通りに取り付いている。SB702柱掘り方理土からは赤褐色土器坏が出土している。

⑦政府区画施設（築地塀跡・一本柱列塀跡・材木塀跡）

政府の区画施設は時期の古い順に築地塀が2時期（北辺：SF677B・A）、一本柱列塀3時期（北辺：SA707・SA706・SA705）、材木塀が2時期（東辺：SA697・SA698）となっている。SF677Bは基底幅1.2m、崩壊瓦が伴うことから瓦葺きの築地塀であり、SF677A築地塀は崩壊瓦が伴わず、瓦葺きでなかったものと考えられる。また、SF677A築地塀は南部分でSA719材木塀と連続しており、特異な区画施設の構造となっている。築地塀はいずれも粘土整地層の下層で検出しており、一本柱列塀3時期、材木塀2時期はいずれも粘土整地層の上層に位置している。

⑧堅穴住居跡

政府域で3軒の堅穴住居跡を検出している。SI782は政府造成時の整地層で埋め戻されており、政府造成に伴い廃棄された住居と考えられる。SI703は築地塀崩壊後の粘土整地層を掘り込んでおり、北東建物SB678と重複し、これより新しいものである。SI704は政府外東に隣接し、政府東門SB702・SB701と重複し、これより古いものである。

以上、政府を構成する主要施設についてみてきたが遺構の新旧関係と粘土整地、遺構内の焼土・炭

化物の状況を表に整理すると以下のようになる。

政 府 主 要 施 設 の 推 移

遺 構	各 遺 構 の 新 旧 関 係			
正 延	SB748B → SB748A →	SB745 → SB746B → SB746A	→ SB744 →	SB743
正延南建物	SB754B → SB754A →	SB749		
北東建物	SB680 → SB679 →	SB678		SB663・662 → SB661
北西建物	SB769 →	SB759 → SB758		
正延東建物		SB953C → SB953B → SB953A		
政 府 東 門	SA718 →	SB717 → SB702 → SB701	→ SB696A・B	
政 府 区画施設	SF677B → SF677A → (SA719) 築地塀	SA707 → SA706 → SA705 一本柱列塀	→ SA697 →	SA698 材木塀
堅 穴 住 居	SI782	SI704	SI703	
		掘り方埋土に焼土 ・炭化物	柱痕跡に焼 けた壁材	
整地	粘土整地			

3) 遺構期の設定

以上、表によって整理し、政府内で継続して存在した区画施設、正延の重複関係から7時期の遺構の変遷を把握することが可能である。粘土整地層以前に2時期、粘土整地層以後に5時期となる。さらに、粘土整地層以後の5時期は柱痕跡に多量に焼土・炭化物・焼けた壁材が混入する建物の前後関係で時期を区切ることが可能である。前者に3時期、後者に2時期と考えられる。また、正延・区画施設・政府東門の規模・構造が極めて類似する4・5時期目は政府の構成要素に基本的な変化がなか

ったものと理解されることからⅠ時期として把握し、各々を小期として分類した。この分類により、政庁の造構期を古い順にⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ期として設定し、Ⅳ期にさらに、A・B小期を設けた。各造構期の様相は以下のようになる。

政 府 遺 構 期 の 様 相

	創建以前	I期	II期	III期	IV A期	IV B期	V期	VI期
正殿		SB748B	SB748A	SB745	SB746B	SB746A	SB744	SB743
正殿南建物		SB754B	SB754A	SB749				
北東建物		SB680	SB679	SB678			SB663・662	SB661
北西建物			SB769	SB759	SB758			
正殿東建物				SB953C	SB953B	SB953A		
政 府 東 門		SA718		SB717	SB702	SB701	SB696AB	
政府区画施設		SF677B	SF677A (SA719) 築地塀	SA707	SA706	SA705	SA697	SA698 材木塀
堅穴住居	SI782			SI704		SI703		
				掘り方埋土に焼土 ・炭化物	柱痕跡に焼 けた壁材			
整地			粘土整地					

4) 各造構期の建物配置

各造構期の建物配置の概要は以下のようになる。

【Ⅰ期】政庁の造成に伴い、SI782堅穴住居一軒を埋め、東南域を中心に整地地業を行い面積の拡充を図っている。政庁の規模は東西94m、南北77mを確保している。

区画施設は、瓦葺きの基底幅1.2mのSF677B築地塀である。築地塀に伴う東門はSA718柱列で棟門状のものと考えられる。北門は不明である。正殿は、東西5間×南北3間のSB748B建物で南側に幅

広の片廂が付く。正殿の北東部にはSB680建物が伴う。正殿の南には小規模なSB754B建物が配される。建物の柱掘り方・柱痕跡には焼土・炭化物・遺物はほとんど混入しない。

【II期】築地塀は、一度嵩上げされ、南半部についてSF677A築地塀から布掘りを伴うSA719材木塀に連続している。政府域の北半分は築地塀であるが、南半分は材木塀によって開まれる変則的な構造形態である。建物は東門SA718柱列が継続して設置され、正殿は5間×3間のSB748A建物で、正殿の北東部には目隠し塀の付くSB679建物、北西部にはSB769建物が配置されている。正殿の南には小規模なSB754A建物が配される。

【III期】政府域全体に築地塀崩壊土・粘土による整地地業を行っている。正殿は、前期のものと位置・規模はほぼ同じであるが、5間×2間の身舎に南廂を取り付けたSB745建物となる。正殿の柱掘り方の埋土には、焼土・炭化物が混入することから、II期の正殿は焼失したものと考えられる。正殿の東にはSB953C建物、北東にはSB678建物、北西にはSB759建物が配置される。正殿の南には小規模なSB749建物が配される。

区画施設は、崩壊した築地塀の高まりを粘土整地し方形の柱掘り方を掘り、3.5m～3.7m間隔に直径約30cmの柱を立てたSA707一本柱列塀に構造を変えている。政府東門は東辺一本柱列塀中央やや南寄りの3間×2間の純柱建物SB717建物で、建物の西側柱列に一本柱列塀が取り付いている。建物の柱掘り方に焼土・炭化物・焼けた壁材の細片が混入している。

【IV期】AとBの2小期が設定できる。正殿は、方位を真北方向に向けA期はSB746B建物、B期はSB746A建物である。B期の柱痕跡には、焼土・炭化物、それに建物の焼壁が多量に混入しており、火災によって焼失したものと考えられる。正殿東建物はA期がSB953B建物、B期がSB953A建物で、B期に純柱建物となる。北西建物は、A期にのみ存在するSB758建物で前期より縮小した規模になっている。

区画施設は、A期は前期(Ⅲ期)の一本柱列塀を約2.6m外側に移動した位置にSA706一本柱列塀、B期はさらに2.8m外側に移動した位置にSA705一本柱列塀を構築している。東辺中央やや南寄りにそれぞれ3間×2間のSB702・SB701建物の東門が配置される。IV期の柱掘り方には焼土・炭化物が混入し、特にIV-A期の建物の柱痕跡には多量の焼土・炭化物・焼壁材が混入している。

【V期】本期は火災後の造営と考えられる。正殿は、東西棟のSB744建物で、前期(IV期)より縮小した規模の建物となっている。北東建物は南北棟のSB662・SB663建物である。

区画施設は、一本柱列塀から布掘りを伴うSA679材木塀に変わり、南北に約41m確認されている。東辺のほぼ中央部には、材木塀が棟通りに取り付く1間×2間のSB696A・B建物とした政府東門が配置され、同位置での建て替えが確認されている。

【VI期】最上層の造構期であるため、後世の削平を受けており、建物配置など明確でない。

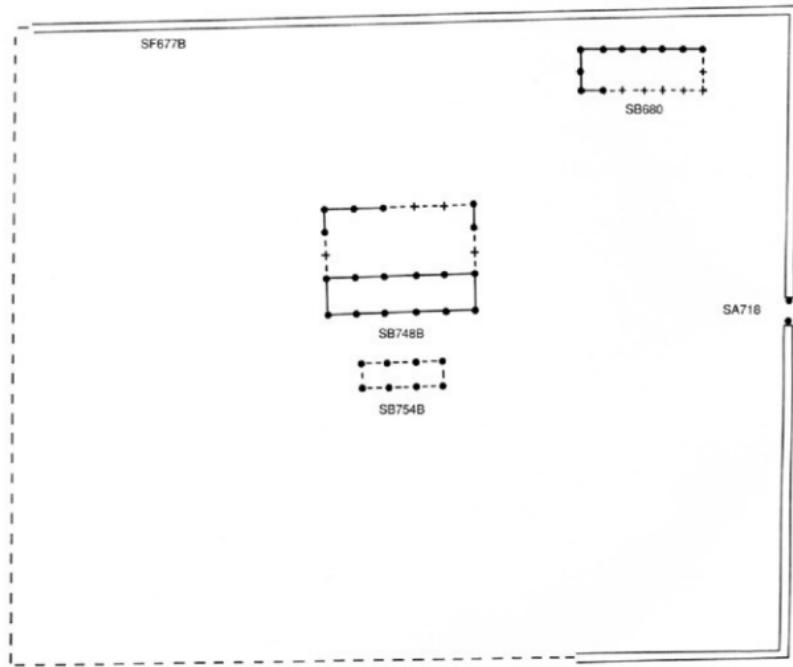
正殿はSB743建物で、柱位置部分に数個から10数個の拳よりやや大きめの根石状の河原石があることから、礎石建物と考えられる。また、規模は桁行が5間、梁間が2～3間と考えられるが明確でなく、廂は認められない。北東建物は、SB661建物で東西棟建物の南桁の西半分が出っ張るような特異な構造である。北西建物は消滅して存在しない。

区画施設は、SA698材木塀であるが、東辺のわずか28m間の確認であり、周囲を巡るものか、単なる目隠し状の塀になるのか不明である。

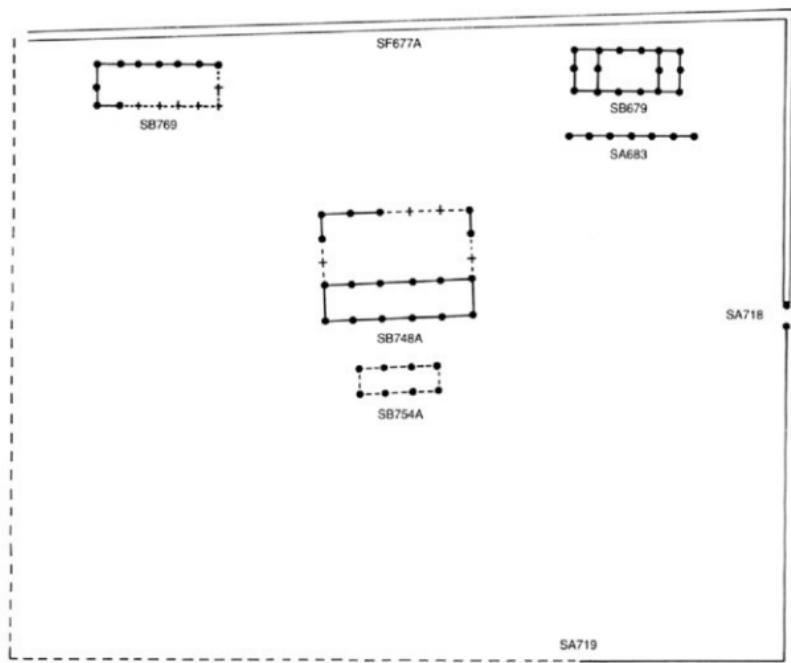
以上その他、政庁内の建物として正殿西で、小規模なSB1645建物とSA756柱列が確認されている。正殿との層位関係が不明であり、時期については判然としてない。SB1645建物については柱掘り方と重複し、これより新しい柱列から赤褐色土器壙が出土している。

政庁域の遺構期を考察するにあたり、長期間にわたり、遺構が存続したと考えられる区画施設や正殿の建て替え等から、大きく I ~ VI 期の遺構期を設定することができた。

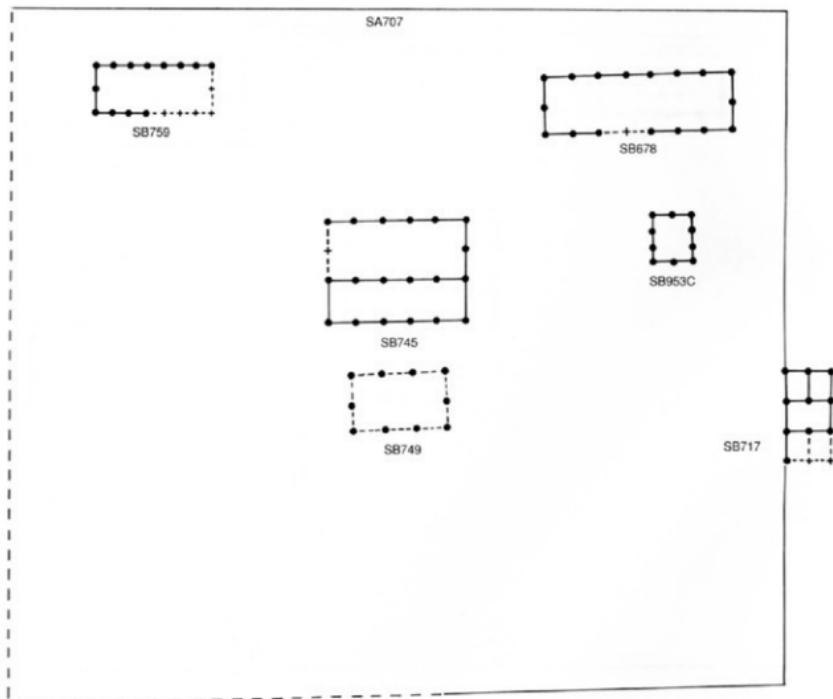
しかし、この遺構期の設定・建物配置の様相は通称旧国道の開削や宅地造成によって政庁跡西辺の築地塀や政庁西脇殿、政庁南門を失ったり、忠魂碑等の石碑の存在によって政庁東脇殿が未調査であったり、必ずしも全容が明らかにされているわけではないため、現段階では政庁域全体にわたるものとはなっていない。したがって、政庁の主要建物である東西両脇殿、政庁南門を除く、築地塀等の区画施設、正殿、正殿北東・北西・東・南建物等の限られたものにとどまらざるを得なかった。



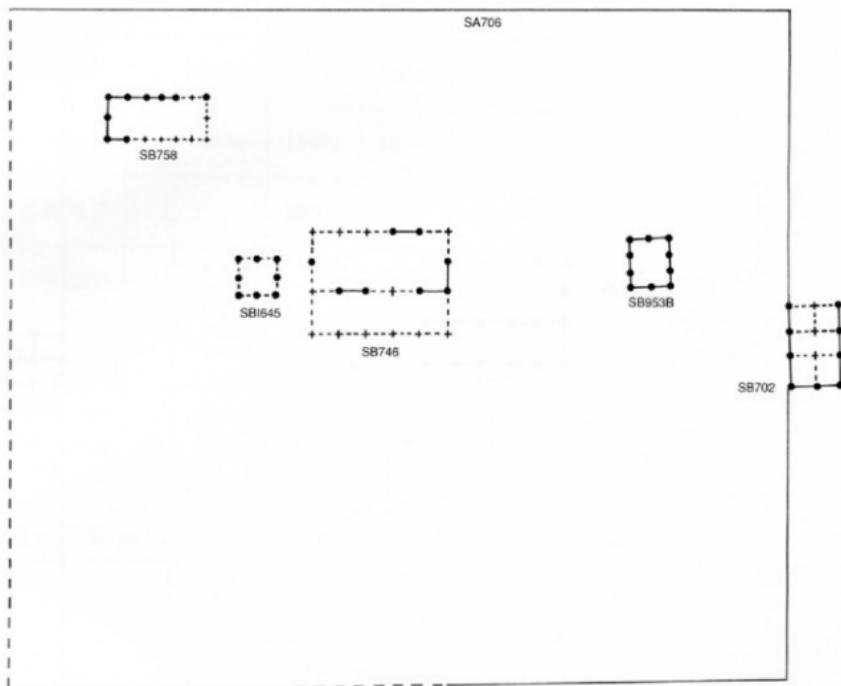
第57図 I期政庁建物配置平面図



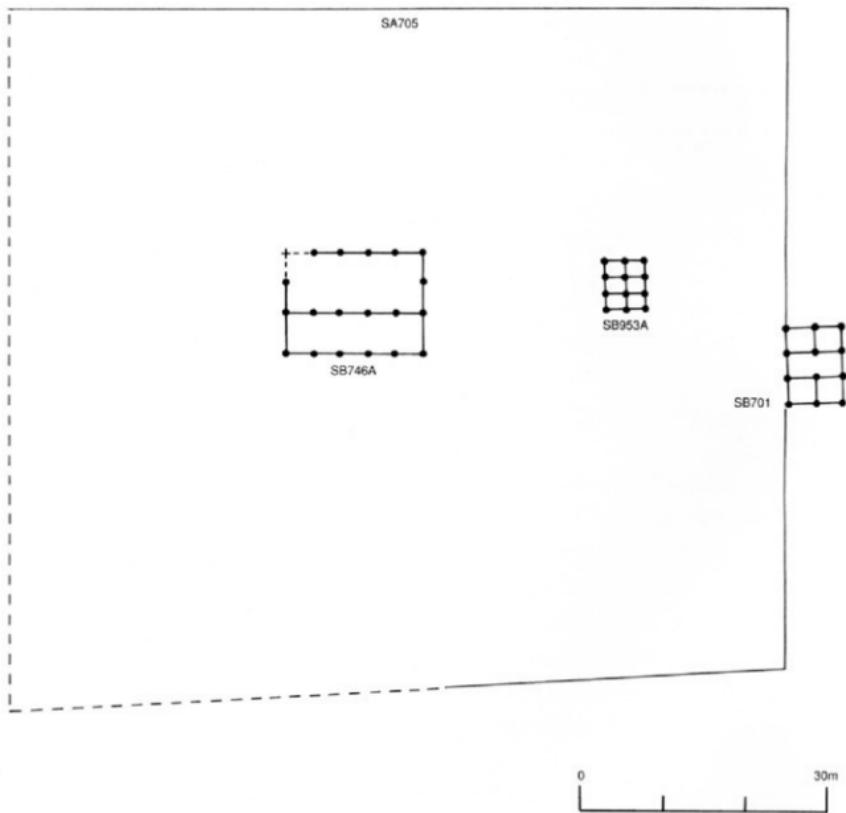
第58図 II期政庁建物配置平面図



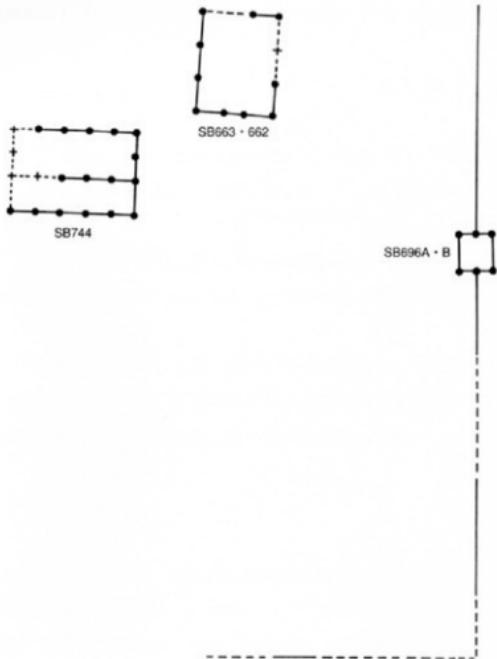
第59図 III期政庁建物配置平面図



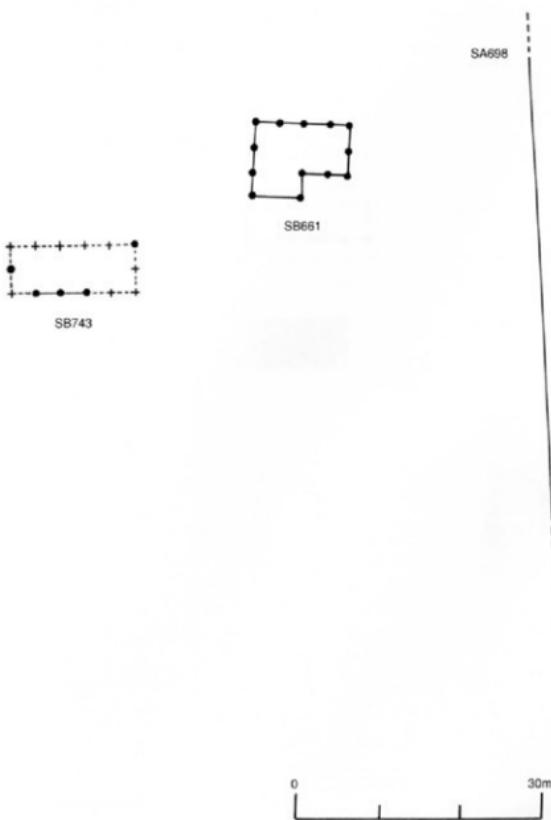
第60図 IV A期政庁建物配置平面図



第61図 IVB期政厅平建物配置面図



第62図 V期政庁建物配置平面図



第63図 VI期政庁建物配置平面図

第2節 遺物

1 秋田城跡の基準土器と編年

秋田城跡出土の土器については、これまで平成9年（1997）に開催された日本考古学協会1997年度秋田大会等で試案として編年を試み、その後平成13年（2001）に秋田市で刊行した『秋田市史 第7巻 古代 史料編』の中で「秋田城跡出土の土器編年」としてまとめられている。それを基に土器編年の概略を述べていく。

土器編年の基礎資料となっているのは、平成元・2年（1989・1990）の第54次調査で検出された築地塀構築時の粘土探掘穴である深さ約7m、長径約25m、短径約20mのSG1031土取り穴から出土した土器である。その包含層からは、天平宝字年間（757～760）漆紙文書、延暦10年～同14年（791～795）の木簡が出土している。SG1031土取り穴の資料は、土器と木簡・漆紙文書との共伴資料および層序関係を根拠として、土器の年代を決定する基準指標となっている。また、10世紀代については、外郭南辺を調査した第24次調査で検出された竪穴住居跡群（SI367、SI369～371）出土の土器も基礎資料となっている。

SG1031土取り穴の基本層序

SG1031内および周辺の層序は以下のとおりである。

- 1層 表土：グラウンド造成土。
- 2層 旧耕作土：昭和15年（1940）までの耕作土。
- 3層 黄褐色砂層：古代の層でSG1031土取り穴の最終的な整地層。外郭IV期材木塀の抜き取り面。
10世紀第2・3四半期。
- 4層 褐色砂層：赤褐色土器の包含層。
- 5層 暗褐色砂層：赤褐色土器の包含層。
- 6層 赤褐色粘土層：掘立柱建物構築に伴う薄い粘土整地層。
- 7層 焼土・炭化物層：外郭IV期材木塀・外郭東門の構築面。9世紀第4四半期。
- 8層 黒色砂層：SG1031土取り穴の縁部の自然堆積層。
- 9層 灰褐色砂層：SG1031土取り穴の縁部の自然堆積層。
- 10層 褐色砂層：竪穴住居の構築面。
- 11層 暗褐色砂層：竪穴住居の構築面。
- 12層 灰褐色砂層：竪穴住居の構築面。
- 13層 赤褐色粘土層：外郭III期材木塀・外郭東門の構築面。外郭II期築地塀の崩壊土。9世紀第1四半期。
- 14層 灰（黒）褐色粘土層：13層と同一。

- 15層 (黄) 褐色砂層：炭化物の混入する砂層。竪穴住居の構築面。
- 16層 黒褐色粘土層：スクモ層最上層。
- 17～29層 上層スクモ層：18～20層から多量の糊殻、炭化米、27層から「延暦13年（794）」銘の木簡が出土。
- 30～44層 下層スクモ層：39層から「延暦10年（791）」銘の木簡が出土。8世紀第4四半期。
- 45・46層 黒色（灰黄色）粘土層：下層スクモ層直下の堅い粘土層。外郭Ⅱ期築地塀の構築面。
- 47層 上位木炭層：木炭、フイゴ羽口、鉄滓が多い量に出土。天平宝字年間を中心とする漆紙文書がまとまって出土。8世紀第3四半期。
- 48～55層 黒褐色砂層・粘土層：上位木炭層と下位木炭層の中間に堆積するスクモ層、木製品の混入する砂・粘土層が互層をなす。
- 56層 下位木炭層：木炭、フイゴ羽口、鉄滓の混入する層。
- 築地塀崩壊土層：下位木炭層の下の粘土層。天平5年（733）、秋田「出羽柵」創建築地塀の崩壊土。
- 瓦層：秋田「出羽柵」創建築地塀の崩壊瓦層。多量の丸・平瓦が出土。
- 200～203層 土取り穴覆土：土取り穴の覆土。
- 204層 土取り穴埋土：土取り直後に堆積。8世紀第2四半期。

出土土器の概要（図については『秋田市史 第7巻 古代 史料編』第1編 第7章 第3節9のものを転載して使用した。）

須恵器（第64～67図）

8世紀第1四半期（第64図）：本期の明確な遺構が検出されていないため詳細は不明であるが、次期に位置づけた7はリング状のツマミと口縁部にカエリを有する蓋で、古い要素が残っていることから本期の可能性がある。搬入品と考えられる。

8世紀第2四半期（第64図）：秋田「出羽柵」創建築地塀の土取り穴埋土、覆土出土の土器で、5・6は外郭西辺、ほかは外郭東辺の出土である。坏類は法量の大きいものが主体となっており、底部はやや丸底と平底の両方があり、底面全面あるいは底部周縁部にケズリ調整を施すものが多く認められる。底面の切り離しはヘラ切りが主体で、わずかに糸切りも認められる。口径に比較して底径が大きく深いのが特徴である。8は秋田市手形山窯跡出土の蓋に類似があるが、細部のつくりが異なることから搬入品の可能性がある。本期はこのような搬入品が多いと考えられる。

8世紀第3四半期（第65図）：築地塀崩壊土層、上位・下位木炭層、45・46層から出土した土器である。坏類は依然として法量の大きいものが多いが、ややこぶりの土器も認められる。底部は丸底風と平底の両方があるが、平底が増加する傾向がみられる。底面の切り離しは、ヘラ切りと糸切りが認められるが、圧倒的に前者が多い。ケズリ調整は減少し、撫で調整を施すものが増加する。搬入品は前期より減少し、在地産と考えられる土器が増加する。26は秋田県横手市竹原窯跡で生産された蓋である。

8世紀第4四半期（第65図）：上・下スクモ層、44層～17層出土の土器である。坏類は口径、器高が縮小し、法量が小さくなる。底面にケズリ調整を施すものは激減し、撫で調整を施すものがほとんどである。また、前期よりも体部の外傾度が大きい形態のものが増加する。49は次期にまとまって出土する柿渋様の液体を塗布する土器群の初現である。44は26同様竹原窯跡の製品である。

9世紀第1四半期（第66図）：16層～13層出土の土器である。坏類はさらに法量が縮小し、外傾度の強い形態のものが増加する。底部・底面のケズリ調整はほとんどみられなくなる。本期では坏、台付坏に柿渋様の液体を塗布した土器が多数出土している。

9世紀第2四半期（第66図）：11、12層出土の土器である。土器全体に対する須恵器の出土量は減少し、特に坏、塊、蓋などの供膳容器の減少が認められる。坏類は法量がさらに小さいものとなる。

9世紀第3四半期（第67図）：10層～8層出土の土器である。供膳容器の須恵器の出土量は減少し始め、赤褐色土器が増加する。ロクロからの切り離しは、ヘラ切りと糸切りが認められるが、糸切りが多数を占め、底径は一段と小型化の傾向が進む。また、施釉陶器を模した高台付皿が出現する。

9世紀第4四半期（第67図）：6、7層の出土土器である。須恵器の出土量は前期よりさらに少なく、台付坏、蓋はほとんどみられない。99は台付皿で糸切り後に台を取り付け、周辺に撫で調整を施している。

土器（第64～69図）

8世紀第1四半期（第64図）：本期と考えられる明確な造構が検出されないため詳細は不明である。しかし、政府の造成時に埋め立てられたSI782竪穴住居跡出土土器の14・19や、第14次、第52次調査の築地塙構築時の廃棄と考えられる土器13・18は出土造構・層位から8世紀第2四半期に位置づけているが、段、棱等の位置や底部の形態等に古い要素が遺存していることから本期の存在も考えられる。

8世紀第2四半期（第64図）：本期の土器はすべて非ロクロ成形の土器である。坏類の形態は、基本的には丸底であるが、一部平底化の傾向を示すものもある。形態は体部中央に明瞭な段や稜を有し、口縁部は緩く内反する。いずれも内外面ともに細かいミガキ調整を施す。壺類は長胴で口縁部から頸部にかけては数条の沈線を入れるものと頸部にのみ段を有する二者がみられる。多条沈線の土器は8世紀の初頭前後が初現と考えられる。体部の整形はハケ目で、外面はハケ目後に細かいミガキ調整を施すのが特徴である。底面は木葉・籠葉痕が認められる。口縁部は丸味を帯びたものと平坦面を作り出して角張るものの両者がみられるが、後者に頸部の多条沈線を伴う場合が多い。

8世紀第3四半期（第65図）：坏類は平底化が進み、依然として非ロクロ成形のものが大部分であるが、須恵器坏の形態、成形・整形を模した土器が出現する。また一部丸底も遺存するが、体部の稜は消滅する。壺類頸部の沈線や明確な段は、第3四半期まで継続すると考えられる。底面は木葉・籠葉痕が認められる。

8世紀第4四半期（第65図）：坏類は非ロクロ成形とロクロ成形の両者があり、底面は平底となる。ロクロ使用の土器は、切り離しがヘラ切りである。非ロクロ成形の坏は、外面のミガキ調整は従来通り施すが、ロクロ成形においてもミガキ調整が施されるものがある。壺類の形態は8世紀前半と同様

であるが、頭部の沈線、体部のミガキ調整は消滅する。

9世紀第1四半期（第66図）：壺類の非ロクロ成形はほとんど姿を消す。また壺類の中には、同期から出現すると考えられる赤褐色土器壺Bタイプの特徴である体部下端のケズリ調整がみられる（70）。9世紀以降、赤褐色土器丸底長胴壺の増加により、土師器の長胴壺類は減少する。

9世紀第2四半期（第66図）：壺類はロクロ成形で形態、成形技法的には同期の赤褐色土器と類似し、それに内面黒色処理を行ったものである。体部下端にはケズリ調整を施すものもある。また、長胴壺類については、頭部の外反がさらに増し、段は消滅し、量的にもかなり減少するものと考えられる。

9世紀第3四半期（第67図）：壺類はロクロ成形で底面の切り離しが糸切り、形態的には赤褐色土器壺と類似する。内面のミガキ調整とともに外面口縁部にもミガキ調整がみられる。壺類は第3・4四半期との明確な差異はみられない。

9世紀第4四半期（第67図）：壺類は壺、台付壺、皿等がある。皿は施釉陶器の影響によるものと考えられ、ほとんどが台付皿である。整形は内面のミガキ調整が一部外面口縁部に至る土器もみられる。

10世紀第1・2四半期（第68図）：本期以降、土師器は極端に減少する。特に壺はほとんど認められず、台付壺、皿がわずかに生産される程度である。

10世紀第3・4四半期（第69図）：前期同様少量の生産にとどまる。壺は認められず、小型皿と台付壺がわずかにみられる。

赤褐色土器（第64～69図）

8世紀第1四半期（第64図）：本期と考えられる明確な遺構が検出されていないため不明である。

8世紀第2四半期（第64図）：ロクロ使用の壺のみで、出土量もきわめて少なく、搬入品の可能性がある。12は外面口縁部、体部上半はロクロ撫で調整、体部下半は縦方向のカキ目調整、内面は縦方向のカキ目調整を施す。器形的には丸底長胴壺と考えられる。

8世紀第3四半期（第65図）：本期はロクロ使用の壺類がわずかにみられるのみで壺類はない。32は底面切り離しが静止糸切り、体部下端にケズリ調整を施した小型壺である。

8世紀第4四半期（第65図）：壺類のみで、壺類はみられない。しかし、本期以降の壺類については、大型の丸底長胴壺と小型平底壺とのセット関係が成立、継続し、形態の変化にも連続性が認められるなど、在地での生産開始と拡大の初期である。大型壺は丸底長胴壺で、成形・整形は外面体部下半から底部にかけて手持ちケズリ調整、内面は体部全体に丁寧なカキ目調整を施す。小型壺は平底で底面は糸切りで体部下端には手持ちケズリ調整を施す。

9世紀第1四半期（第66図）：壺類の他に出土量は少ないが、壺類が出現する。なお、壺類の出現については、8世紀第4四半期に遡る可能性がある。壺類は、底面が糸切りで体部下端から底面にかけてケズリ調整を施すBタイプと、ケズリ調整を施さないAタイプの両者があり、前者が多数を占める。内面は撫でによる平滑なものが多い。形態的には須恵器壺に比較してこぶりでやや深い塊状である。壺類は、大型の丸底長胴壺と糸切り平底の小型壺の両タイプがみられ、出土量も増加し煮沸具が主体を占める。

9世紀第2四半期（第66図）：壺類にはA、Bタイプ両者が認められ、前半はBタイプが主流で出土量も須恵器と並ぶようになる。また、台付壺も出現する。甕類については丸底長胴甕は整形技法の簡略化が進み、体部下半から底部にかけて内外面ともシャープなタタキ目や当て具痕が多くなる。

9世紀第3四半期（第67図）：壺類は須恵器壺類の出土量をはるかに上回り、Aタイプが主体を占める。全体的に法量が大きく、底径がやや縮小する傾向がみられる。甕類の丸底長胴甕は調整技法の簡略化が進み、体部内面のカキ目調整は撫で調整に、また、外面のタタキ目、内面の当て具痕ともやや不明瞭となる。小型甕は体部下半のケズリ調整がほとんどみられなくなる。

9世紀第4四半期（第67図）：皿および台付皿が出現する。壺類は激増し、成形・整形が粗雑となる。法量的には再び縮小化の傾向がみられる。また、底径の縮小化が顕著になる。煮沸具としては甕類のほかに鍋類がみられる。

10世紀第1四半期（第68図）：本期以降、供膳容器はほとんどが赤褐色土器で占められる。皿、壺類は法量および底径の縮小化が進み、さらに成形・整形が粗雑となる。

10世紀第2四半期（第68図）：壺、皿類はさらに法量が縮小化する。本期以降、器種組成では台付皿や台付塊が一定量を占めるようになる。また、第2・3四半期においては、台付皿に足高高台タイプのものがある。

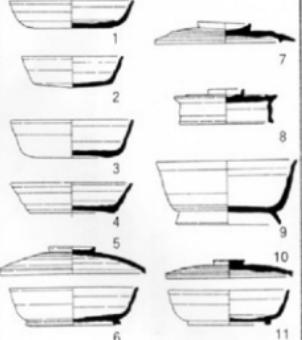
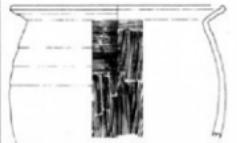
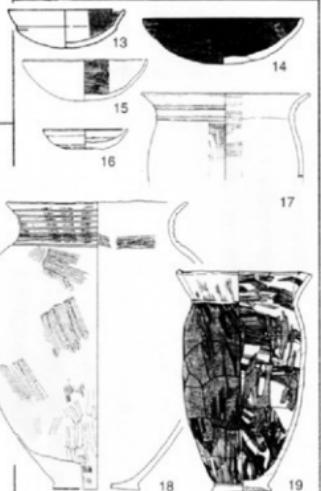
10世紀第3四半期（第69図）：壺類については前段階より法量が縮小化した小型壺がみられる。台付皿や台付塊は高台の簡略化や底径の縮小化が著しい。また、一部には高台部分が柱状高台を呈するものもみられる。

10世紀第4四半期（第69図）：壺類については、法量の縮小、小型化が進み、器高が低くなり、皿形に近い形態のものが主体を占める。皿類については浅形化が進んだほぼ扁平なタイプが出現する。

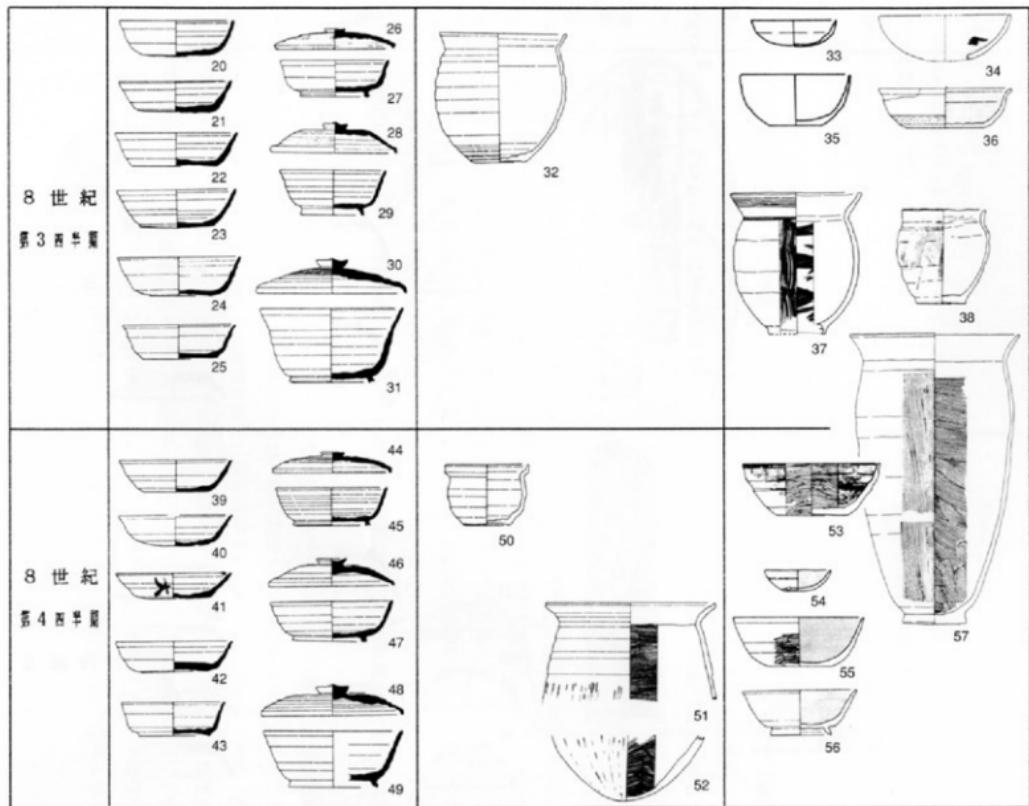
11世紀第1・2四半期：小型壺、皿のみが認められる。出土数はきわめて限られ、古代的な器種構成は失われる。

参考文献

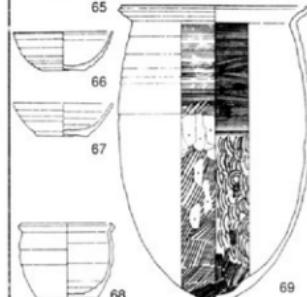
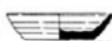
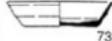
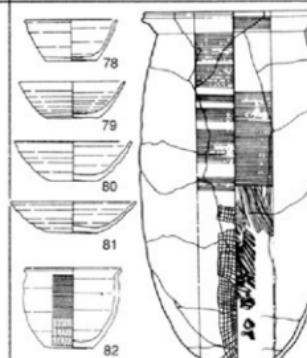
- 「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会 1997年度秋田大会報告・律令国家・日本海シンポジウムⅡ・資料集一』1997
秋田市『秋田市史 第7巻 古代 史料編』 2001

	須 惠 器	赤 褐 色 土 器	土 師 器
8世紀 第1西半期			
8世紀 第2西半期			

第64図 秋田城跡出土土器の編年（1）

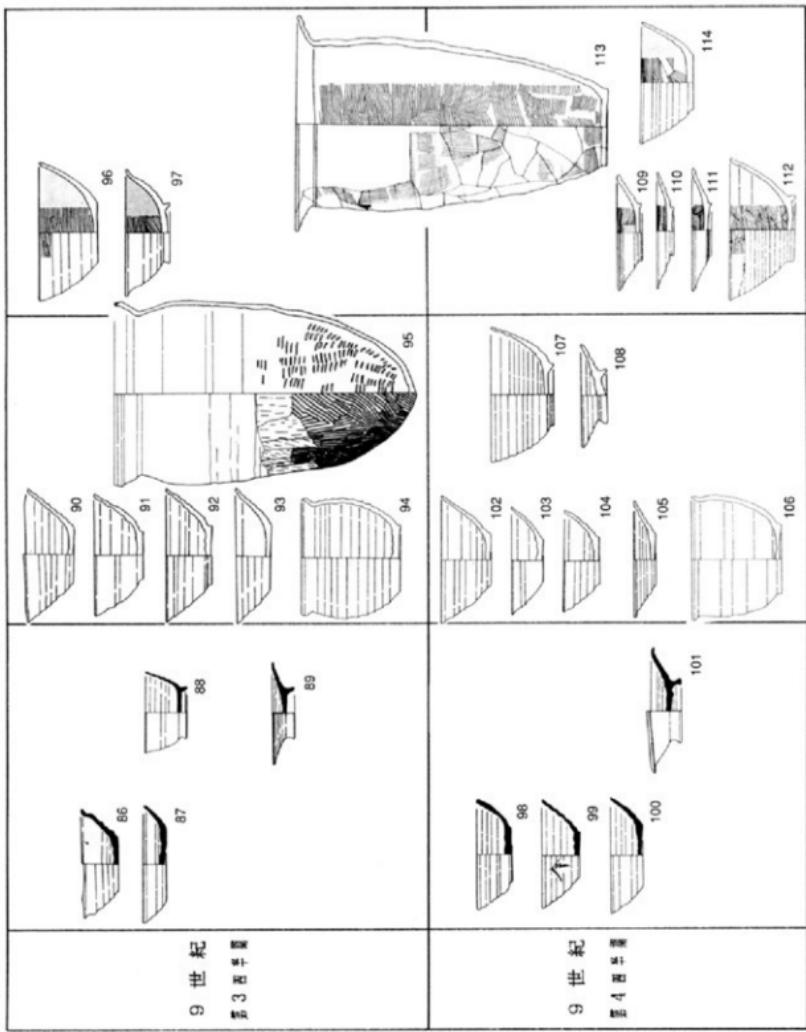


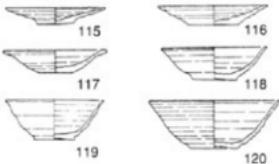
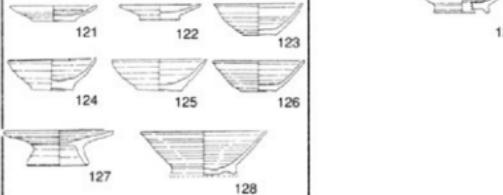
第65図 秋田城跡出土土器の編年（2）

	須 恵 器	赤 褐 色 土 器	土 師 器
9世紀 第1西半期	      	    	 
9世紀 第2西半期	     	     	 

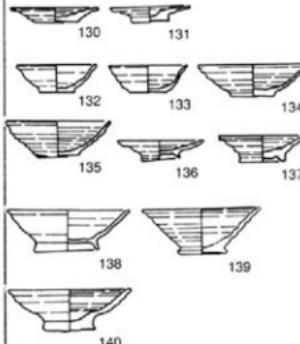
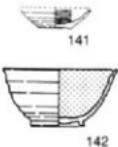
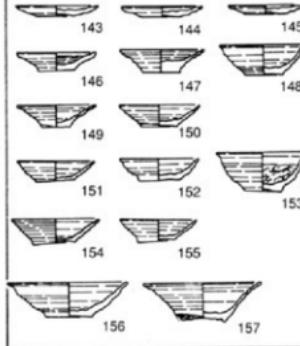
第66図 秋田城跡出土土器の編年（3）

第67図 秋田城跡出土土器の編年（4）



	須 恵 器	赤 褐 色 土 器	土 師 器
10世紀 第1百半期		 115, 116, 117, 118, 119, 120	
10世紀 第2百半期		 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129	

第68図 秋田城跡出土土器の編年（5）

10世紀 第3四半期	 <p>130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140</p>	 <p>141 142</p>
10世紀 第4四半期	 <p>143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157</p>	

第69図 秋田城跡出土土器の編年（6）

2 各遺構期の年代比定資料の検討

ここでは第IV章第1節で設定した各遺構期を構成する主要な遺構から出土した土器と政府域に堆積する遺物包含層のうち鍵層となる地層から出土した土器を1の基準土器と比較し、出土遺物からみた各遺構の年代と各層の堆積年代について検討していくこととする。

(1) 主要遺構の年代について

【創建以前】

政府区画施設南辺の東コーナー部周辺で、政府域を南部に拡張することを意識してなされたSX791整地の砂と同様の砂が充填されており、同時の整地によって埋められたと考えられるSI782堅穴住居跡からは、埋土、床面、カマドより非ロクロ成形で底部が丸底を呈し、内外面全体にミガキ調整を施している土師器壺形土器（第70図1）や口縁部が「く」の字状に外反し、頭部に数条の沈線を巡らす土師器壺形土器（第70図2～5）が出土しており、これは第54次調査SG1031の土取り穴埋土・覆土から出土している土師器（第64図17）や第58次調査SI1165出土の土師器（第74図1～3）に類似しており、8世紀第2四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

【I期】

本期に該当すると考えられるSB748B正殿跡、SB754B正殿南建物跡、SA718東門跡の柱掘り方からは遺物の出土はなかった。

SB680北東建物跡からは、柱掘り方埋土より墨書きが出土している。

【II期】

SB748A正殿跡からは遺物の出土はなかった。

SB679北東建物からは、柱掘り方埋土より口径が12cm台～14cm台前半のヘラ切り撫で調整の須恵器壺（第71図6・7）が出土しており、これは、第54次調査SG1031の築地崩壊土層、上位・下位木炭層、45・46層出土の須恵器の様相に類似しており、8世紀第3四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SB754A正殿南建物跡からは、柱掘り方埋土より須恵器壺の小破片と瓦が出土している。

SB679の南側、SA683柱列からは柱掘り方埋土より口径が13cm台後半のヘラ切り撫で調整の須恵器壺（第71図8）が出土しており、これは、第54次調査SG1031の築地崩壊土層、上位・下位木炭層、45・46層出土の須恵器の様相に類似しており、8世紀第3四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SA719・SA789材木塀跡からは、埋土より瓦片が出土している。

SB678・SB679・SB680と重複し、SB678よりも古く、SB679・SB680よりも新しいSX687焼土遺構か

らはヘラ切り無調整の須恵器坏（第71図9・10）が出土しており、これは第54次調査SG1031の15・16層出土の須恵器の様相に類似しており、9世紀第1四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

【Ⅲ期】

SB745正殿跡からは、柱掘り方埋土より須恵器蓋の転用硯、赤褐色土器坏Bと坏A（註1）の小破片、焼塼、瓦、鉄釘が出土しており、およそ8世紀末から9世紀第1四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SB678北東建物跡からは、柱掘り方埋土より須恵器、赤褐色土器、瓦片が出土している。

SB759北西建物跡からは、柱掘り方埋土より赤褐色土器蓋の破片が出土している。

SB749正殿南建物跡からは、柱掘り方埋土より糸切りで底部から体部下半にかけてケズリ調整を施し、内面はミガキ調整後に黒色処理を、外面は口縁部にのみミガキ調整を施している土師器（第71図11）が出土している。これは第60次調査SI1235から出土している土師器（第66図70）に類似している。また、赤褐色土器坏Bの小破片も出土しており、8世紀末から9世紀第1四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SB717東門跡からは、柱掘り方埋土より赤褐色土器と瓦の小破片が出土している。

SA657・SA707・SA783一本柱列塙跡からは、柱掘り方埋土より赤褐色土器坏、甕の小破片、塼の小破片、平・丸瓦破片、中房に1+4の蓮子がある15葉細弁蓮華文の軒丸瓦破片が出土しており、およそ8世紀末から9世紀前半後葉以降の年代に位置づけられると考えられる。

SA784Aより新しいSA751からは、柱掘り方埋土よりヘラ切りで撫で調整を施し、体部はやや内反気味に立ち上がり器高がやや低い逆台形を呈する須恵器坏（第71図12）が出土しており、これは第54次調査SG1031の16層から13層にかけて出土する須恵器の様相に類似し、9世紀第1四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SB701・SB702と重複し、これらよりも古いSI704竪穴住居跡からは埋土より糸切り無調整でやや底径比の大きい逆台形に近い塊型の須恵器坏（第71図13～15）が出土し、埋土および床面よりボタン状のつまみがつき天井部切り離し後ケズリ調整を施し、端部は屈曲して内傾する赤褐色土器蓋（第71図16）や底部から体部下端部にケズリ調整を施す赤褐色土器坏B（第71図17）、やや大型で底径比の大きい器高の低いタイプの赤褐色土器坏A（第71図18）、底径比がやや大きく、器面が平滑で丁寧なつくりの赤褐色土器坏A（第71図19～21）が出土しており、これは第54次調査11層出土の土器様相と類似し、9世紀第2四半期以降の年代に位置づけられると考えられ、ⅣA期造営に伴う遺構となる可能性がある。

【ⅣA期】

SB746B正殿跡からは、柱掘り方埋土よりこぶりでやや深い塊状を呈し、外面の底部から体部下端にかけてケズリ調整を施す赤褐色土器坏B（第71図22）が出土しているが、糸切り無調整の坏Aも出

土しており、その他に焼塼、鉄釘が出土している。出土遺物からみると8世紀末以降の9世紀代に位置づけられると考えられる。

SB758北西建物跡、SB953B正殿東建物跡からは出土遺物はない。

SA658・706・786一本柱列壠跡からは、柱掘り方埋土より赤褐色土器小破片、瓦片が出土している。

SB678と重複し、これよりも新しいSK708からは、埋土よりヘラ切りで台取り付け後に台周縁部に撫で調整を施し、高台は底部のやや内側につき、短く外側に踏ん張り、外端部のみ設置し内端部が高くなる須恵器台付坏（第72図24）が出土しており、これは第54次調査SG1031の上・下スクモ層から13層にかけて出土の須恵器の様相に類似しており、8世紀末から9世紀初頭に位置づけられ、それ以降の年代に位置づけられると考えられる。

SB701（IV A期）・702（IV B期）東門跡からは、新旧の重複する柱掘り方埋土より底径比が小さく、ややこぶりでややつくりが粗雑な赤褐色土器坏A（第71図23）が出土しており、これは第54次調査10層出土の赤褐色土器（第74図4）に類似し、9世紀第3四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

【IV B期】

SB746A正殿跡からは、柱掘り方埋土よりボタン状のつまみが付き天井部切り離し後ケズリ調整を施し、端部は屈曲して内傾する須恵器蓋（第72図25・26）が出土しており、第54次調査SG1031の16層から13層にかけて出土の須恵器の様相に類似しており、9世紀第1四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SB953A正殿東建物跡からは、柱掘り方埋土より口径に対し底径比がやや大きい、やや底径の縮小化した赤褐色土器坏A（第72図27）が出土しており、これは第62次調査第13層出土の赤褐色土器（第74図5・6）に類似しており、9世紀第3四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SA659・705・784一本柱列壠跡からは、SA705柱掘り方埋土よりヘラ切り後底部と体部立ち上がり部にケズリ調整を施し、台取り付け後台周縁部に撫で調整を施す須恵器台付坏（第72図28）が出土しており、これは第54次調査SG1031の土取り穴埋土・覆土から45・46層にかけて出土している須恵器の様相に類似しており、8世紀第2四半期から第3四半期にかけての年代に位置づけられると考えられるが、この他に赤褐色土器坏Aの小破片が出土していることから9世紀前半後葉以降の年代に位置づけられると考えられる。

SB1645正殿西建物跡と重複し、これよりも新しいSA1647からは、柱掘り方埋土より底径がやや小さいややこぶりな赤褐色土器坏A（第72図39）が出土しており、これは第54次調査SG1031の12層から8層にかけて出土する赤褐色土器の様相に類似しており、9世紀第2四半期から第3四半期以降に位置づけられると考えられる。

粘土整地層を掘り込み、SB678と重複しこれよりも新しいSI703からは、埋土炭化物上層より底径比の小さいこぶりな塊状タイプの赤褐色土器坏A（第72図29・30）が出土し、埋土炭化物下層や床面からは土師器台付皿（第72図31～33）や底径比の小さいつくりの粗雑なこぶりな赤褐色土器坏A（第

72図34～36)、やや大型で底径比の大きい器高の低いタイプの赤褐色土器坏A(第72図37)、これよりも口径比の小さい赤褐色土器坏A(第72図38)が出土しており、これは第54次調査10層から7層にかけて出土の赤褐色土器の様相や第62次調査第11層出土の土師器(第67図109～111)に類似しており、9世紀第3四半期から第4四半期以降の年代に位置づけられると考えられ、V期造営に伴う遺構となる可能性がある。

【V期】

SB744正殿跡からは、柱掘り方理土より底径比の小さいつくりの粗雑な赤褐色土器坏A(第72図40)が出土している。これは第62次調査第11層から第8層にかけて出土した赤褐色土器(第74図7・8)や第54次調査SG1031の7層出土赤褐色土器(第67図103)に類似することから、9世紀第4四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SB663北東建物跡からは、敷石内よりこぶりでつくりの粗雑な赤褐色土器坏A(第72図41)が出土しており、これは第54次調査SG1031の7層出土赤褐色土器(第67図104)に類似しており、9世紀第4四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SB662北東建物跡からは、柱掘り方理土より底径比のやや小さい無台の赤褐色土器皿(第72図42)が出土しており、これは第54次調査SG1031の7層出土赤褐色土器(第67図105)に類似しており、9世紀第4四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SB696A・B東門跡からは、柱掘り方理土より外底部に記号様の墨書がある切り離し不明の赤褐色土器台付坏の破片が出土している。

SA697・SA790材木塀跡からは、理土より底径比の小さいつくりの粗雑な赤褐色土器坏A(第72図43)が出土しており、これは第62次調査の第6層出土赤褐色土器(第68図119)に類似しており、10世紀第1四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

【VI期】

SB743正殿跡からは、柱掘り方理土より赤褐色土器坏Aの小破片が出土している。

SB661北東建物跡からは、柱掘り方理土より底径比の小さいやや浅めでややこぶりの赤褐色土器無台皿(第72図44)が出土しており、これは第54次調査SG1031の5層出土赤褐色土器(第68図117)に類似しており、10世紀第1四半期以降の年代に位置づけられると考えられる。

SA698柱列からは、柱掘り方理土よりヘラ切りで外底部に判読不能の墨書がある須恵器坏底部小破片が出土している。

(2) 各層の堆積年代について

第1層は第36次調査でのみ確認された暗褐色土層で、包含層の中では最も上層にある。この層からは、法量、底径の縮小化が進んだつくりの粗雑な赤褐色土器坏A(第73図45)と、口径、底径が小さ

く浅い赤褐色土器皿（第73図46）が出土している。これは第24次調査第6層出土の赤褐色土器の様相（第68図121～126）に類似しており、第1層は10世紀前半後葉以降の年代に堆積したと考えられる。

第3層褐色砂層は第38次調査地の東側に堆積している層である。遺構が確認される最上層でSA697・698の検出面である。この層からは口径、底径がやや大きい赤褐色土器皿（第73図47）や、やや底径が小さい赤褐色土器坏A（第73図48）が出土している。これは第72次調査SK1555第3層出土の赤褐色土器皿（第74図9）や第54次調査SG1031の11層から7層にかけての赤褐色土器の様相に類似しており、第3層は9世紀第3四半期以降の年代に堆積したと考えられる。

第4層灰褐色砂層・赤褐色砂質土層は第38次調査で確認され、第3層褐色土層と第5層粘土整地層の間層で、SAT05柱掘り方を覆っている。この層からは口径に比し、器高が低い須恵器坏（第73図49）、ややつくりの粗雑な赤褐色土器坏A（第73図50）が出土しており第54次調査SG1031、11層から10層の土器様相に類似しており、第4層は9世紀第2四半期から第3四半期にかけて堆積したと考えられる。

第5層整地粘土層で、築地塀崩壊後に東辺築地塀の東西を整地している粘土層である。この層からは、糸切りで底部から体部下端にかけてケズリ調整を施す赤褐色土器坏B（第73図51）が出土しており、第54次調査SG1031、16層出土の赤褐色土器の様相に類似しており、第5層は8世紀末から9世紀第1四半期以降の年代に堆積したと考えられる。

第8層赤褐色土層は第36次調査の北辺築地塀崩壊土の直上に堆積している層である。この層からは口径13cm台後半のヘラ切り無調整の逆台形を呈する須恵器坏（第73図52）が、底部に宝亀元年（770）銘の漆紙文書が付着する状態で出土しており、これは第54次調査SG1031の45・46層、上位・下位木炭層、築地崩壊土層から出土の須恵器の様相に類似しており、第8層は8世紀第3四半期以降の年代に堆積したと考えられる。

第9層は築地塀の崩壊した崩壊土層である。この層からは底部から体部下半にかけてケズリ調整を施す須恵器坏（第73図53）が出土している。これは第54次調査SG1031の45・46層、上位・下位木炭層、築地崩壊土層から出土の須恵器の様相に類似しており、第8、10層の出土遺物を考慮し、第9層は8世紀第3四半期以降の年代に堆積したと考えられる。

第10層は築地塀崩壊時の瓦を含む崩壊瓦層である。この層からは底部ヘラ切り後、ケズリ調整を施す、口径に比し器高のあまり高くない逆台形を呈する須恵器坏（第73図54）や、底部糸切り後、ケズリ調整を施す、深い塊状で体部立ち上がりが急なタイプの須恵器坏（第73図55）と底部に木葉痕があり、頸部が「く」の字状に外反するが沈線は施されず、体部外面に縱方向のカキ目は施されるがミガキは認められない土師器長胴甕（第73図56）が出土しており、これは第54次調査SG1031の45・46層、上位・下位木炭層、築地崩壊土層から出土の須恵器の様相や第64次調査SI380から出土の土師器（第65図57）に類似しており、第10層は8世紀第3四半期頃の年代に堆積したと考えられる。

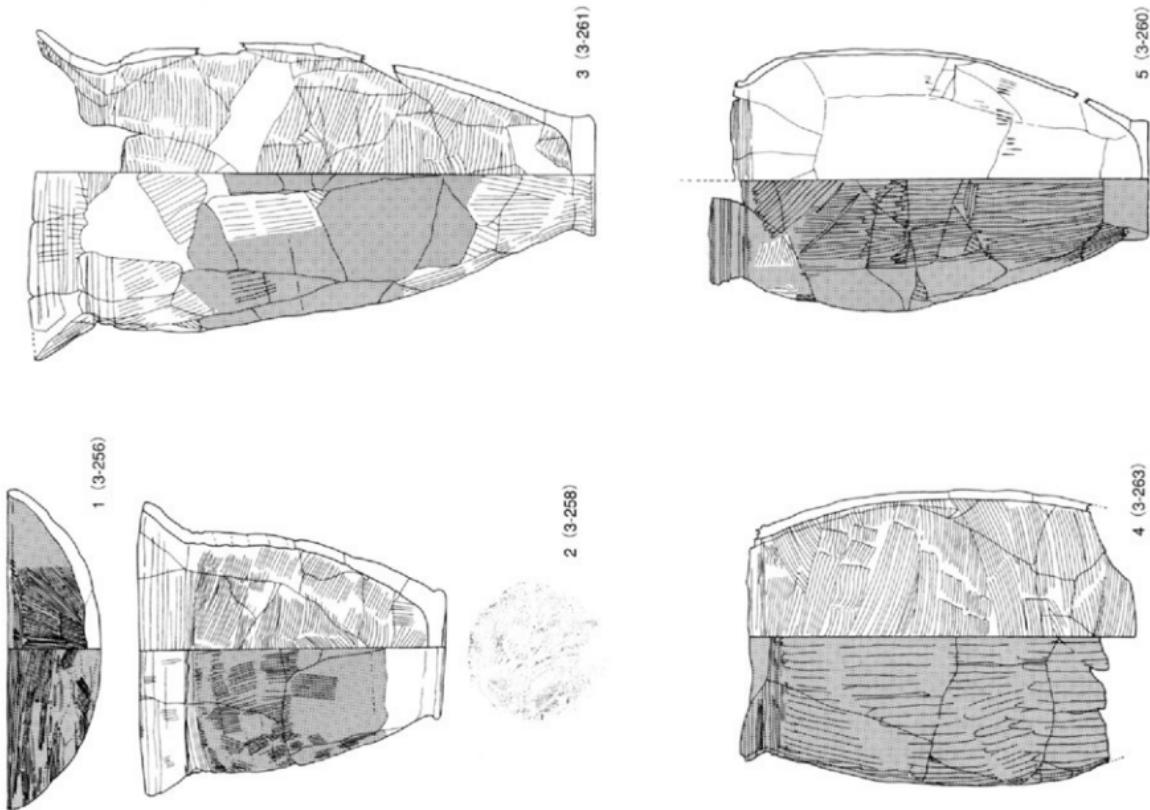
註1 赤褐色土器の呼称と坏A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、坏類の底部から体部下端及び下半にかけてケズ

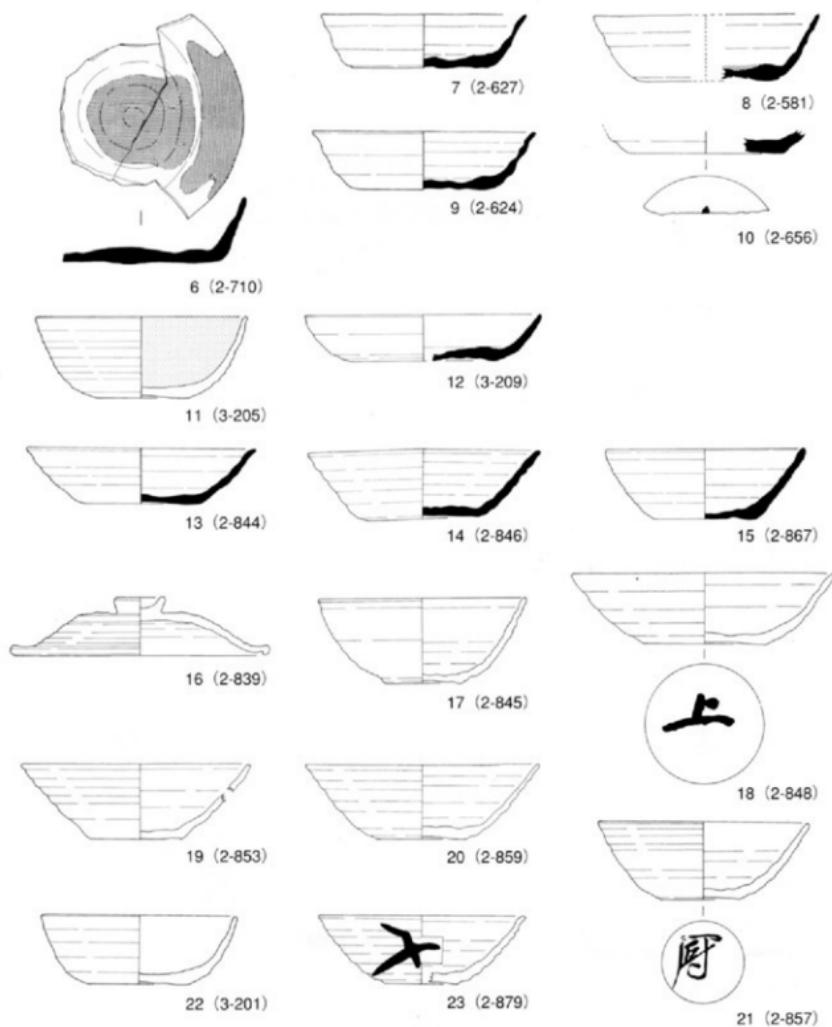
り調整を施すものを坏B、無調整のものを坏Aとしている。

参考文献

- 秋田市教育委員会『秋田城跡昭和53年度発掘調査概報』 1979
秋田市教育委員会『秋田城跡平成元年度発掘調査概報』 1990
秋田市教育委員会『秋田城跡平成2年度発掘調査概報』 1991
秋田市教育委員会『秋田城跡平成4年度発掘調査概報』 1993
秋田市教育委員会『秋田城跡平成6年度発掘調査概報』 1995
秋田市教育委員会『秋田城跡平成10年度発掘調査概報』 1999
小松正夫「秋田城跡発掘調査の成果—遺構の変遷と性格—」『第16回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 1990
小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）—第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土器を中心にして—」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 1992
小松正夫「秋田県の8世紀の土器」「秋田県の9世紀の土器」「秋田県の10世紀の土器」「日本土器事典」雄山閣 1996
伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」「北陸古代土器研究 第7号」 1997
伊藤武士「秋田城周辺須恵器窯の動向について」『秋田考古学46号』秋田考古学協会 1998年
秋田市『古城廻窯跡発掘調査報告書』 1997
「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」「日本考古学協会 1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本海—シンポジウムⅡ・資料集一」 1997
秋田市『秋田市史 第7巻 古代 史料編』 2001

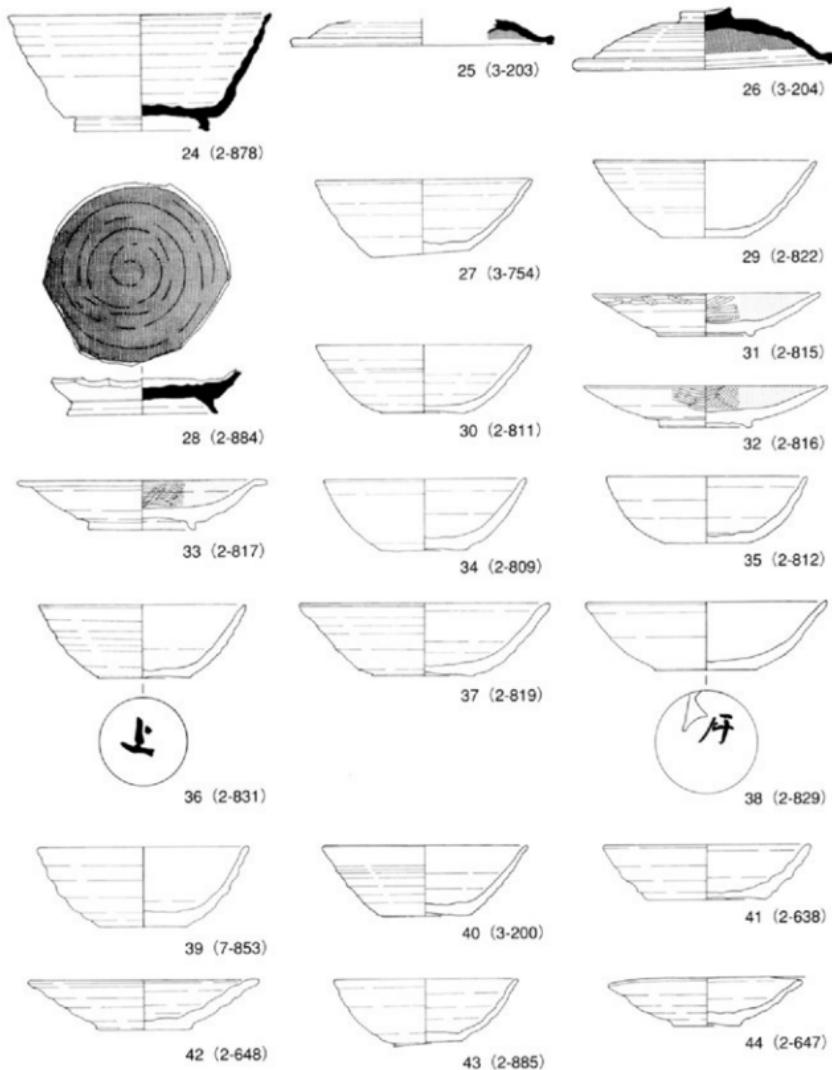
第70圖 政序主要遺構出土土器（1）



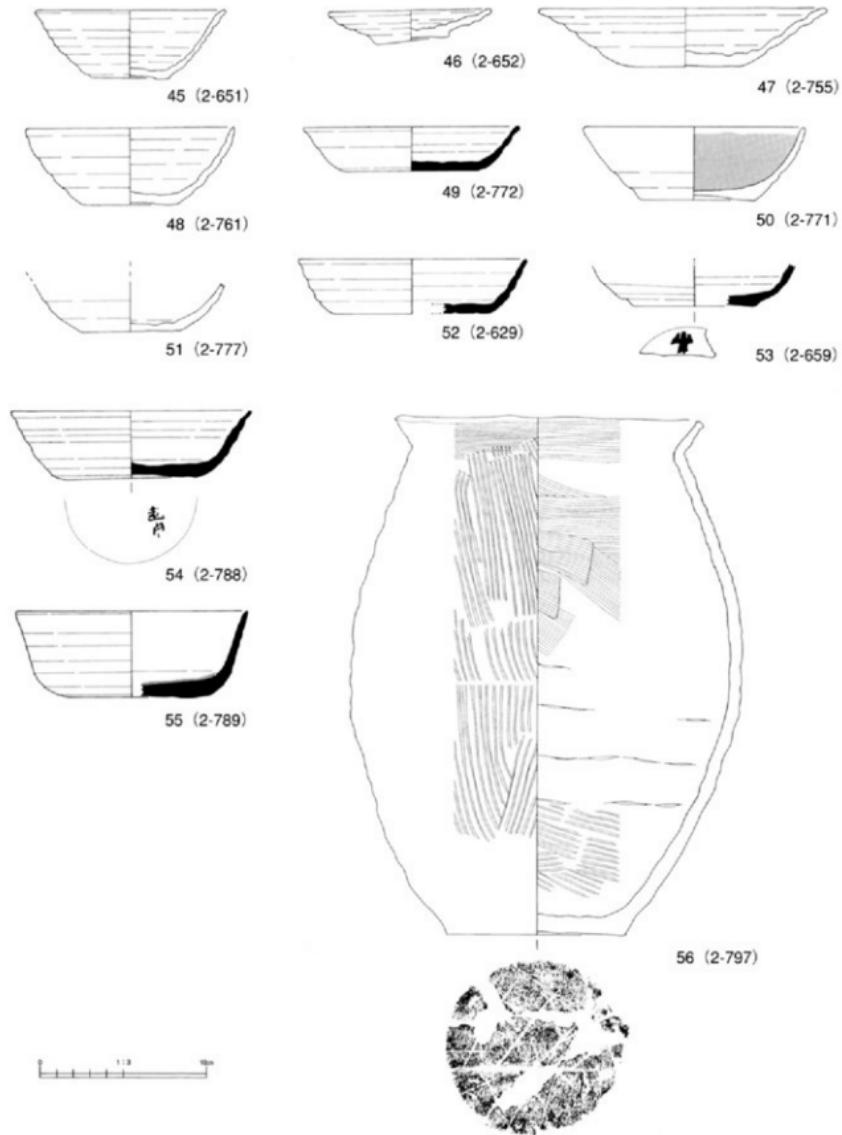


0 1m 2m

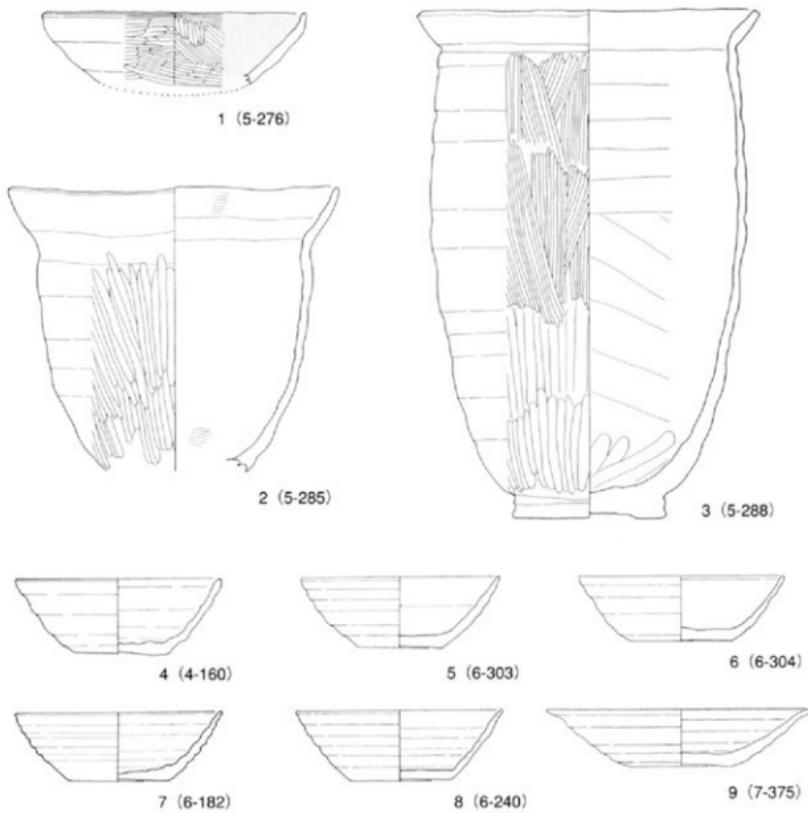
第71図 政府跡主要遺構出土土器 (2)



第72図 政庁跡主要遺構出土土器 (3)



第73図 政府跡遺物包含層出土土器



1/3 10cm

第74図 秋田城跡出土土器（年代比定資料）